

第 3 1 回 八代市災害対策本部会議

日時：令和 8 年 8 月 2 6 日（水）午後 4 時 0 0 分

場所：八代市役所 3 階 災害対策本部事務室

次 第

1 開 会

2 現在の状況等

3 各対策部報告

4 災害対策本部長訓示

5 閉 会

各部局別被害報告（速報・確定）

令和8年8月26日（水）八代市

令和8年熊本地震による被害				区 分		件数	被害額 千円	区 分		件数	被害額 千円	区 分		件数	被害額 千円				
令和8年8月26日 15時現在				健康福祉部	福祉施設	老人福祉施設	174	確認中	農業関係	農地等	農地	田	1,462	1,413,065	建設部	都市施設	公園等	38	316,500
報告者名：各部より						児童福祉施設	6	確認中			畑	39	70,100	民地堆積土砂			0	0	
区 分						施設	37	確認中			小計（3）	1,501	1,483,165						
人的被害	死者	人	20			心身障害者福祉施設	34	確認中			農道	352	646,977	小計(9)			38	316,500	
	うち 災害関連死者	人	-			その他	16	確認中			用水路	1,707	13,711,400	公営住宅(10)			0	0	
	行方不明	人	-			小 計	267	0			頭首工	5	80,000	行政施設その他(11)			28	9,699	
	重症	人	-			衛生施設	医療施設	13			確認中	排水路	1,415	5,638,950			建設部合計(8)～(11)	3,058	6,734,121
	中等症	人	-			その他					排水機場	25	8,442,000	被災状況			崩土・倒木	23	3,860
	軽 症	人	-			小 計	13	0			海岸（排水樋門含む）	216	9,680,400				土砂堆積	7	4,400
健康福祉部 合計				280	0	小計（4）	3,720	38,199,727	亀裂	1,145	3,191,767								
住家被害（り災証明発行件数）	全 壊	件	23	市民環境部	水道施設			合計（1）～（4）	5,758	46,728,122	路肩崩壊	84	238,350						
	大規模半壊	件	1		ごみ処理施設	1	92,000	公共施設	林地荒廃防止施設			構造物破損	897		2,205,186				
					産業廃棄物処理施設					護岸崩壊	65	113,149							
					水質特定施設・排水施設・対象事業場			小計（1）	73	21,000	浮上・沈下	709	621,374						
	中規模半壊	件	6		その他	26	88,000	山地崩壊（2）			浸水	4	20,100						
	市民環境部 合計				27	180,000	造林地（3）			側溝等閉塞	8	8,300							
	経済文化交流部	商業	業	793	10,361,550	農林水産部	林業関係	特用林産物（4）			建築物破損	36	37,950						
		工業	業	313	9,862,370			苗畑等（5）			電気設備故障	6	1,600						
		鉱業	業					林産施設	原木流通施設	1	調査中	その他	115		330,035				
船舶（漁船を除く）					木材加工施設					小計	3,099	6,776,071							
観光施設		5	59,498	小計（6）	1			0	車両交通止	全面通行止め	100								
文化財		24	42,759,000	作業道施設（7）	2			500		車両通行止め	0								
スポーツ施設	9	261,576	林業機械（8）					通行可	0										
その他	146	2,706,240	合計（1）～（8）	76	21,500			企業営業	水道局		270	105,009							
経済文化交流部 合計				1,290	66,010,234				公共施設	海岸			その他の施設						
農林水産部	農業関係	農作物等	農作物						水産業関係	公共施設	漁	3	100,000	教育部	公営企業 合計		270	105,009	
			樹体					庁舎・公舎等					公立施設学校		小 学 校	23	163,768		
			家畜等					小計（1）			3	100,000	中学校		15	58,614			
			在庫品					共同利用施設（2）			2	7,000	特別支援学校		1	2,500			
			その他					水産物（3）					幼稚園		2	1,500			
	農業施設	共同利用施設	小 計（1）	0	0	漁船（4）					社会教育施設		7		229,589				
			集出荷貯蔵施設	22		養殖施設（5）	2	120,000			その他		6		7,209				
			処理加工施設	1	1,904,565	漁場（6）					教育部 合計		54		463,180				
			ハウス			在庫品（7）					その他の被害	火災発生	建築物						
			機械機具	9		その他（8）						危険物							
			農舎			合計（1）～（8）	7	227,000				その他							
			非共同利用施設			農林水産部 合計	5,841	46,976,622				合 計							
			処理加工施設			建設部	公共土木施設	河川（1）				72	104,691						
			ハウス	116	3,332,000			海岸（2）				7	0						
			機械機具	234	775,190			道路（3）	2,263	4,883,828									
農舎	149	1,002,810	橋りょう（4）	61	490,200														
畜舎	3	調査中	港湾（5）	6	112,000														
堆肥舎			都市下水路（6）	175	218,853														
市有施設（建物）	1	20,665	下水道・集落排水（7）	363	596,550														
市有施設（農村公園）	2	10,000	不明	45	1,800														
小 計（2）	537	7,045,230	小計(8)=(1)～(7)	2,992	6,407,922			被害総額			120,469,166								

※住家被害の全壊件数は、874 棟（非住家も含んだ数値）。
※住家被害の欄は、り災証明書発行件数。

◎総務企画部、財務部の被害報告については、その他の被害欄に記入すること。

【7月28日 震度6強発生】被害状況報告

【総務企画対策部】

令和8年8月26日（水）15：00時点

1 現在の状況等

(1) 地震情報（令和8年7月28日（火）16時27分 発生）

最大震度 **震度6強**

(2) 本市の体制・避難情報

令和8年7月28日（火）16時27分～ **非常配備体制（第3配備）**

令和8年7月28日（火）18時00分～ **避難指示（市内全域）**

令和8年8月18日（火）18時00分 避難指示解除

(3) 避難所開設情報（**8月26日 15：00現在**）

自主避難所・地震1避難所 合計37か所を開設中 ※【閉鎖】八代支援学校（8月26日）

避難者数：1,402名（※前日比▲32人）、最大避難者数：4,095名（7月31日 20：00現在）

(4) 被害情報（災害対策本部事務室受付分）

【人的被害】死亡：20名、行方不明者：調査中、重症：調査中、中等症：調査中、軽症：調査中、安否不明：調査中、
分類未確定：147名

【物的被害】住家被害（り災証明発行件数）：全壊：23件、大規模半壊：1件、中規模半壊：6件、半壊：8件、
準半壊：30件、一部損壊：3,086件

その他、現在把握している被害の詳細については、別紙「各部局別被害報告（速報）」のとおり

2 今後の対応

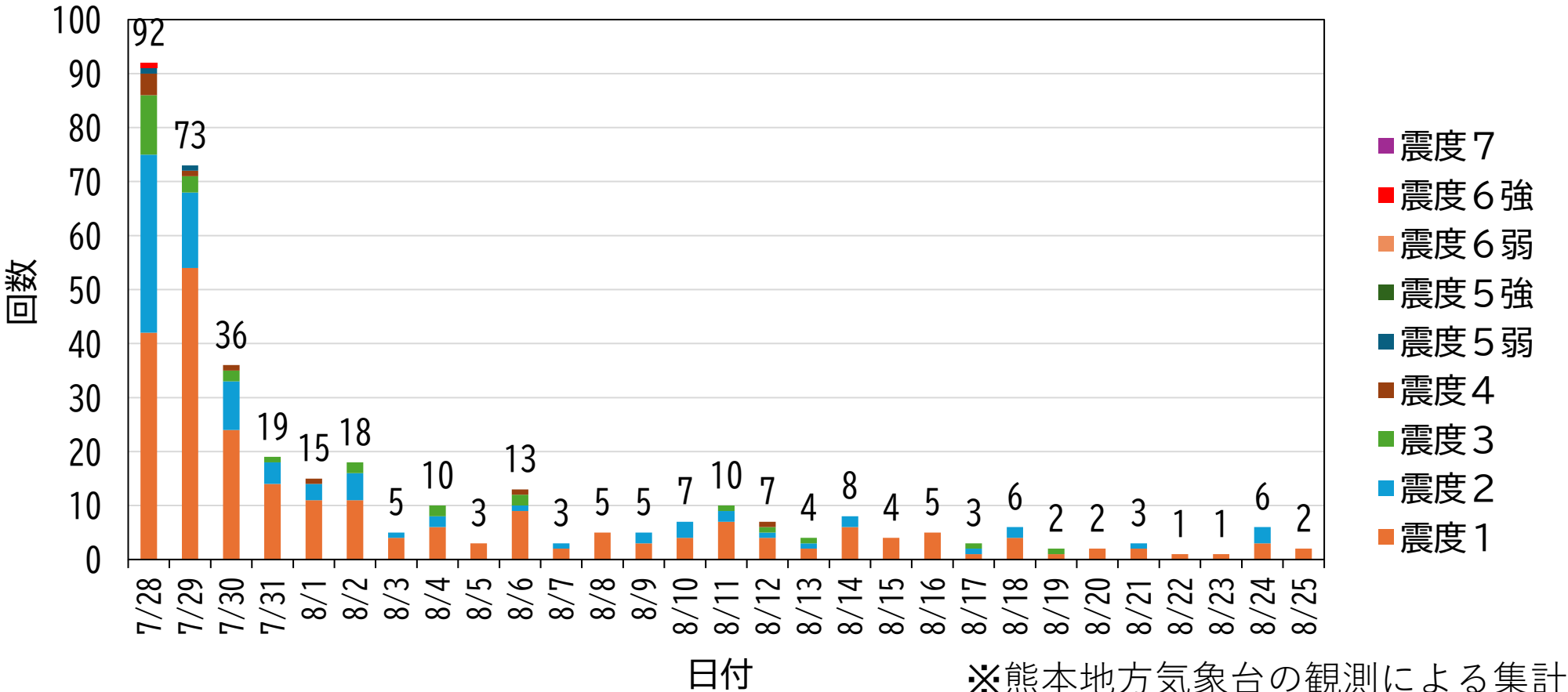
・被害状況の把握や防災情報の速やかな発信及び適切な避難所運営、環境改善等に努める



八代市 八代市における地震発生状況（7月28日～8月25日）

令和8年7月28日（火） 16:27 **震度6強**（震源：熊本地方 最大震度7）
 令和8年7月28日（火） 17:08 **震度5弱**（震源：天草・芦北地方 最大震度5弱）
 令和8年7月29日（水） 22:19 **震度5弱**（震源：天草・芦北地方 最大震度5弱）

7月28日～8月25日における地震発生回数（八代市）：368回
 震度1：237回 震度2：91回 震度3：28回 震度4：9回
 震度5弱：2回 震度6強：1回



8月26日（水）

- ・避難所の集約 7月31日：63 か所 ⇒ 46 か所
8月 1日：46 か所 ⇒ 43 か所（高田小、宮地小、旧泉第一小）
8月 2日：43 か所 ⇒ 42 か所（代陽小）
8月 3日：42 か所 ⇒ 43 か所（鏡中学校）追加
8月 4日：43 か所 ⇒ 41 か所（昭和小学校、今泉地区公民館）
8月 7日：41 か所 ⇒ 40 か所（鏡わかあゆ高等支援学校）
8月 8日：40 か所 ⇒ 39 か所（第七中学校）
8月 9日：39 か所 ⇒ 38 か所（金剛小学校）
8月26日：38 か所 ⇒ 37 か所（八代支援学校）

（別紙、8/26 12:00 時点 避難所開設状況一覧を参照。）

※開設している避難所で、終日避難者0人のコミュニティセンターについては、夜間（17:15～翌8:30）は一時閉鎖します。

※8月末予定の避難所集約・再編については、8月19日の災害対策本部にて報告済み。

※避難所集約・再編についての意向調査を8月24日に締め切り、25日に各避難所から回収し、現在、集計。⇒ 集計の結果について、別紙を参照願います。

・洗濯支援について

- ① 避難所等における衛生環境の確保及び生活環境の向上を図るため、避難者を対象とした洗濯支援事業を8月10日（月）から熊本県クリーニング生活衛生同業組合において実施中。（詳細については各避難所にご案内）

② ランドリーカー

ランドリーカーの配置により、現場での洗濯・乾燥が可能。

第二中学校（8/13～）、八代トヨオカ地建アリーナ（8/20～）、鏡コミュニティセンター（8/22～）（詳細については各避難所にご案内）

・NHKによる避難所へのテレビ設置について

（詳細資料については、8月7日報告済）

・災害サポートレンタカー無料貸し出しについて

期間：8月10日（月）～12月25日（金）（詳細資料については、8月8日報告済）

・都市ガス供給の復旧状況などについて（第 22 報）

1.都市ガスの復旧状況（8月14日12時時点）

住所	都市ガス 供給停止件数	復旧対象件数 (A)	供給開始件数 (B)	復旧率 (B/A) %
八代市	8,892 戸	<u>8,827 戸</u>	<u>8,827 戸</u>	<u>100%</u>

（詳細については、別添「九州ガスホームページ」8/14 報告済）

・【再開のお知らせ】8月11日(火曜日)以降の「はくおうⅡ」による医療提供について
（詳細資料については、8月11日報告済）

・防衛省によるフェリー「はくおうⅡ」宿泊利用について

8/26～8/28 で4回目を実施（予約 8/24 正午～8/25 正午）

避難所（八代トヨオカ地建アリーナ・鏡コミュニティセンター・八代市立第二中学校）
で申し込んだ場合、各避難所からはくおうⅡまで送迎。

（詳細資料については、8月23日報告済）

・クーリングシェルター

トヨオカ地建アリーナに設置していた大型バス2台（男性用・女性用各1台）について、9月1日からの路線バスの運行再開に伴い、8月31日をもって終了予定。

※8/5～8/24 利用実績：延べ 532 人（男性 366 人、女性 166 人）

避難所開設状況一覧

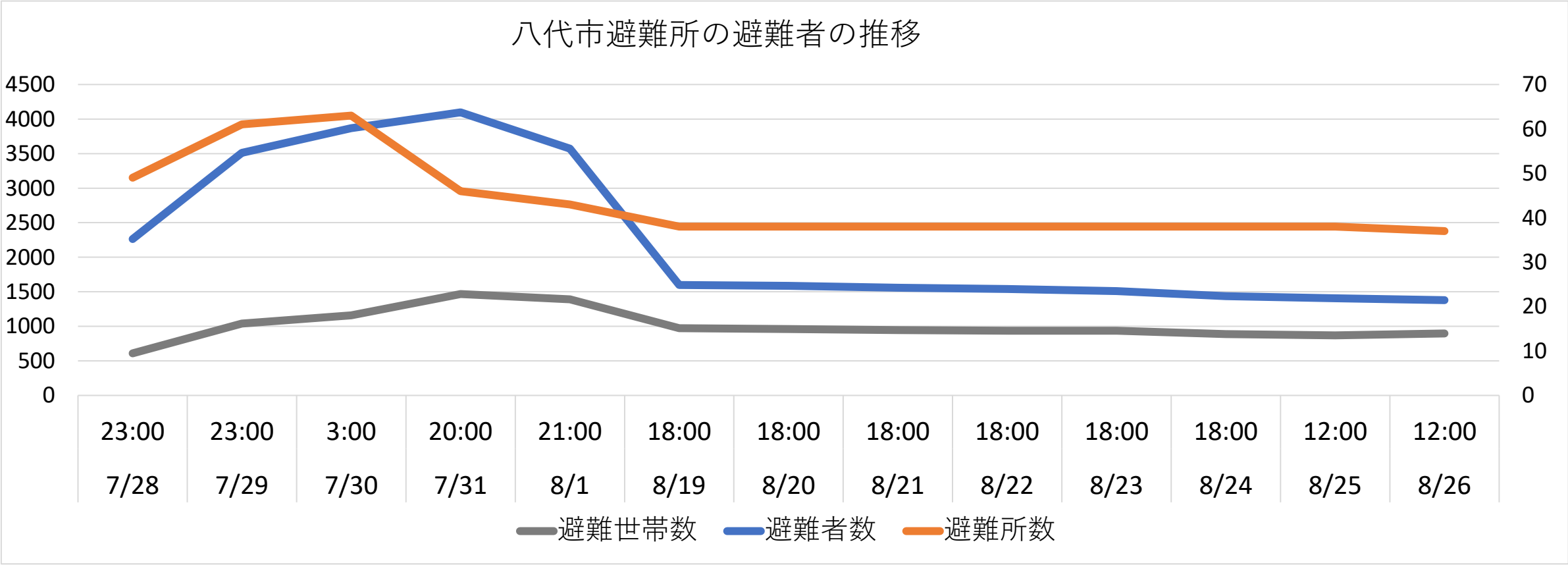
令和8年8月26日 12時00分現在

No.	避難所名	避難所基本情報		避難者情報		水	電気	エアコン	テレビ	洗濯支援	シャワー等	仮設トイレ	トイレカー
		地区	最大 収容人数	避難 世帯数	避難者数								
1	代陽コミュニティセンター	代陽	200	30	37	○	○	○	○	○	○	0	1
2	第一中学校	代陽	1,300	9	16	△	○	○	○	○	○	5	1
3	八代コミュニティセンター	八代	200	12	13	○	○	○	○	○	○	0	0
4	八代小学校	八代	1,120	23	37	○	○	○	○	○		5	0
5	八代トヨオカ地建アリーナ（総合体育館）	太田郷	350	200	256	○	○	○	○	○	○	5	0
6	太田郷コミュニティセンター	太田郷	130	45	90	○	○	○	○	○	○	0	3
7	第二中学校	太田郷	1,400	90	140	○	○	○	○	○	○	12	1
8	植柳コミュニティセンター	植柳	200	11	14	○	○	○	○			0	0
9	植柳小学校	植柳	1,160	15	31	△	○	○	○	○	○	0	2
10	麦島コミュニティセンター	麦島	500	34	49	×	○	○	○		○	0	2
11	麦島小学校	麦島	1,500	1	1	○	○	○				0	0
12	松高コミュニティセンター	松高	200	17	25	○	○	○	○		○	0	1
13	松高小学校	松高	964	14	21	○	○	○	○	○		5	0
14	第四中学校	八千把	740	34	67	○	○	○	○	○	○	10	0
15	八千把コミュニティセンター	八千把	200	28	38	△	○	○	○		○	5	0
16	高田コミュニティセンター	高田	200	21	29	○	○	○	○			0	0
17	第五中学校	高田	580	19	27	○	○	○	○		○	0	0
18	八代市保健センター	高田	672	15	18	○	○	○	○	○		0	0
19	金剛コミュニティセンター	金剛	200	0	0	×	○	○	○			5	0
20	第六中学校	金剛	680	2	3	○	○	○	○			5	0
21	郡築コミュニティセンター	郡築	200	4	5	○	○	○	○			0	0
22	昭和コミュニティセンター	昭和	200	3	5	○	○	○	○		○	0	1
23	宮地コミュニティセンター	宮地	200	5	6	×	○	○	○	○		2	1
24	宮地東コミュニティセンター	宮地	43	1	1	○	○	○	○			0	0
25	第八中学校	宮地	460	21	42	○	○	○	○	○	○	6	0
26	龍峯コミュニティセンター	龍峯	230	7	9	○	○	○	○		○	0	0
27	日奈久コミュニティセンター	日奈久	100	29	36	○	○	○	○		○	5	0
28	日奈久小学校	日奈久	980	31	67	○	○	○	○	○	○	7	0
29	二見コミュニティセンター	二見	200	10	13	×	○	○	○			5	0
30	坂本コミュニティセンター	坂本	248	0	0	○	○	○	○			0	0
31	千丁コミュニティセンター	千丁	100	23	38	○	○	○	○		○	10	2
32	鏡コミュニティセンター	鏡	250	43	76	×	○	○	○	○	○	5	3
33	鏡小学校	鏡	360	34	65	○	○	○	○	○	○	5	3
34	鏡中学校	鏡	370	43	63	○	○	○	○	○	○	5	2
35	文政小学校	鏡	350	5	12	○	○	○	○	○	○	5	1
36	有佐小学校	鏡	280	7	14	○	○	○	○			0	1
37	東陽コミュニティセンター及び東陽スポーツセンター	東陽	850	11	15	○	○	○	○		○	5	0
合計			17,917	897	1,379	29	37	37	36	18	23	117	25

※開設しているコミュニティセンターの避難所について、終日避難者数が0人であったコミュニティセンターは、夜間（17:15～翌8:30）の間、一時閉鎖します。

八代市避難所の設置推移

日付	時間	避難所数	避難世帯数	避難者数
7/28	23:00	49	609	2264
7/29	23:00	61	1039	3511
7/30	3:00	63	1159	3867
7/31	20:00	46	1467	4097
8/1	21:00	43	1391	3572
8/19	18:00	38	973	1598
8/20	18:00	38	960	1585
8/21	18:00	38	945	1558
8/22	18:00	38	937	1540
8/23	18:00	38	935	1510
8/24	18:00	38	889	1437
8/25	12:00	38	870	1407
8/26	12:00	37	897	1379



避難所拠点化イメージ

避難所	避難者数 (8/20_12:00時点)	避難者数 (8/26_12:00時点)	回答数	避難希望者数 (集約後)		拠点避難所（第１段階）	定数 (想定避難者数)	避難者数（集約後）
1 代陽コミュニティセンター	41	37	36	20		1 代陽コミュニティセンター	200(50)	24
2 第一中学校	22	16	23	4				
3 八代コミュニティセンター	18	13	16	6		2 桜十字ホールやつしろ （ハーモニーホール）※新設	400(70)	23
4 八代小学校	39	37	38	5				
5 松高コミュニティセンター	26	25	29	1				
6 松高小学校	23	21	22	10				
7 八代支援学校	6	0	7	1				
8 郡築コミュニティセンター	4	5	5	0				
9 昭和コミュニティセンター	7	5	11	0		3 八代トヨオカ地建アリーナ （総合体育館）	350(270)	197
10 八代トヨオカ地建アリーナ （総合体育館）	293	256	274	197				
11 太田郷コミュニティセンター	91	90	95	71		4 太田郷コミュニティセンター	300(90)	71
12 第二中学校	160	140	98	54		5 第二中学校（体育館）	882(150)	60
13 龍峯コミュニティセンター	11	9	22	6				
14 宮地コミュニティセンター	7	6	8	5		6 太田郷小学校（体育館）※新設	579(100)	24
15 第八中学校	64	42	53	19				
16 宮地東コミュニティセンター	1	1	1	0		7 八千把コミュニティセンター	200(50)	75
17 八千把コミュニティセンター	43	38	31	29				
18 第四中学校	85	67	76	46		8 麦島コミュニティセンター	500(70)	52
19 麦島コミュニティセンター	54	49	53	32				
20 麦島小学校	6	1	4	2				
21 植柳コミュニティセンター	17	14	17	9				
22 植柳小学校	38	31	36	9		9 高田コミュニティセンター	200(40)	53
23 高田コミュニティセンター	30	29	25	17				
24 第五中学校	50	27	54	25		10 日奈久コミュニティセンター	100(40)	34
25 八代市保健センター	19	18	20	11				
26 第六中学校	6	3	6	0				
27 日奈久コミュニティセンター	33	36	33	22				
28 日奈久小学校	70	67	59	9		11 千丁コミュニティセンター	100(40)	43
29 二見コミュニティセンター	23	13	19	3				
30 千丁コミュニティセンター	42	38	41	43		12 鏡コミュニティセンター	250(90)	62
31 鏡コミュニティセンター	84	76	81	62				
32 文政小学校	13	12	11	0		13 鏡小学校	664(70)	52
34 鏡小学校	68	65	74	52				
33 鏡中学校	62	63	56	36		14 鏡中学校	753(80)	42
35 有佐小学校	17	14	17	4				
36 東陽コミュニティセンター ・東陽スポーツセンター	19	15	16	2				
1,592		1,379	1,467	812				

※調査票配布日：８月２０日（木）
調査票回収日：８月２５日（火）

いつもご協力ありがとうございます。

拠点避難所に滞在されている皆さまへ

皆さまのご協力が、
安心して過ごせる
環境づくりに
つながります。

まもなく、
別の避難所より
新たに避難者が来られるため、
荷物の整理に
ご協力をお願いいたします。



ご協力をお願いしたいこと



使っていない荷物や不要なものは、
まとめて整理してください。



通路や共有スペースには、
荷物を置かないようお願いいたします。



ごみは指定の場所へ。
分別にもご協力ください。



ご不在の場合は、荷物やスペースを職員で
移動させていただく可能性がございますので、
あらかじめご了承ください。

お互いに
思いやりをもって、
安心して過ごせる
拠点避難所に
しましょう。

皆さまのご理解とご協力を、よろしくお願いいたします。

不安なことやご不明な点があれば、
いつでもお声かけください。



いつもご協力ありがとうございます。

避難所の集約に伴い

この避難所は、

8月31日15時をもって

閉鎖します。



皆さまの安全と
より良い支援のため、
避難所の集約を
進めています。
ご理解・ご協力をお
願いいたします。



各拠点避難所への移動は

29日(土)12時から可能です。

ただし、

桜十字ホールやつしろ、
八代市立太田郷小学校は

30日(日)12時から可能です。



ご協力をお願いしたいこと



使っていない荷物や
不要なものは、
まとめて整理して
ください。



通路や共有スペースには、
荷物を置かないよう
お願いいたします。



ごみは指定の場所へ。
分別にも
ご協力ください。



ご不在の場合は、荷物や
スペースを職員で移動
させていただく可能性が
ございますので、あらかじめ
ご了承ください。

皆さまのご理解とご協力を、よろしくお願いいたします。



不安なことやご不明な点があれば、
いつでもお声かけください。

被災者の方に対する無料入浴支援に関するまとめ

1. 公衆浴場の入浴支援

① 日奈久温泉センター ばんぺい湯

場 所: 日奈久中町 316 TEL 38-0617

営業時間: 15:00～20:00 ※毎月第3火曜日

② 坂本憩いの家 元湯

場 所: 坂本町鶴喰 893 TEL 45-8820

営業時間: 10:00～20:00(最終受付は19:30まで)

休館日: 毎週火曜日

③ 坂本温泉センター「クレオン」

場 所: 坂本町川嶽1091 TEL 45-8814

営業時間: 10:00～20:00(最終受付は19:30まで)

休館日: 毎週木曜日

④ 東陽交流センター せせらぎ

場 所: 東陽町南 1051-1 TEL 65-2112

営業時間: 10:00～20:00(最終受付は19:30まで)

休館日: 毎週水曜日

⑤ 八代温泉 さくらの湯

場 所: 川田町西 505 TEL 39-1000

営業時間: 10:00～20:00

⑥ 市外の実施施設(協力施設)はこちら熊本県ホームページ ⇒



2. 他機関による入浴支援

① 防衛省フェリー「はくおうⅡ」 8月11日(火)より再開 入浴・休憩利用

※自家用車での来場と避難所発着マイクロバス利用の場合あり

※詳細は、熊本県及び八代市【公式】HP で確認できます。

② 海上保安庁 日時: 8月 **25日(火)までの支援で終了**

③ 海上自衛隊 すおう 日時: 8月 **26日(水)** 15:00～21:30

多用途支援艦「すおうの湯」と佐世保及び大湊入浴支援隊「西海の湯・むつ大湊の湯」の3か所で実施

・桜十字ホールやつしろからの送迎 シャトルバス 始発14:30からピストン輸送 最終20:30

・鏡コミュニティセンターからの送迎 送迎バス 15:00発、18:30発の2便

※海上自衛隊の看護師等による健康相談も実施中

※携帯電話の充電、洗濯も可能

※詳細は、海上自衛隊佐世保地方総監部【公式】Xで確認できます。

④ 別府市 移動式温泉施設「幻想の湯」

日時:8月7日(金)～27日(木) 16:00～21:00

場所:鏡コミュニティセンター

⑤ 一般社団法人ジャパンキャンパーズコネクトによるシャワーカー

日時:8月8日(土) 9:00～20:00 当面の間

場所:文政小学校グラウンド

⑥ 国立高等専門学校機構が保有する練習船を活用した給水支援及びシャワー提供等

支援予定船舶及び活動期間

(1)大島丸(大島商船高専)

・ 8月14日～16日 災害支援

(2)弓削丸(弓削商船高専)

・ 8月18日～19日 災害支援

(3)広島丸(広島商船高専)

・ 8月21日～22日 災害支援

⇒ 8月22日をもって終了

活動実績

8月14日～22日の計7日間で以下の支援を実施

・給水支援 市民124世帯、給水車8台 約33.5トン

・シャワー提供 303人(男性123人、女性179人)

・大崎上島町から提供のあった飲料水100箱(590ml×24本入/箱)を配付

・広島商船から飲料水及び災害備蓄品(肉じゃが等食料品及び女性用品等)を配付

3. 民間施設による支援

① 八代ゴルフ倶楽部

場 所:二見本町 2755

日 時:8月5日(水)～8月31日(火) 10:00～15:00

4. その他

① 各避難所に対する仮設シャワー設置については、避難所開設状況一覧、参照。

② 各避難所から市内入浴施設への無料バス送迎について

8月20日からスタート(定員28名)

月曜～土曜運行(日曜は運休)

第二中学校、第四中学校、太田郷コミセン(週:6便)

代陽・麦島・八千把・千丁コミセン、日奈久・鏡小など計12ヶ所(週3便)

※詳細資料については、8月18日報告済

令和8年熊本地震 運行状況表

(2026年8月26日 時点)

会社名	路線名	運行状況	特記事項
産交バス	市街地循環バス ※3路線	運行中 	(みなバス、まちバス) 通常運行 (ゆめバス) 減便運行 (10便) ※3路線とも、ゆめタウンでの乗降不可
	一般路線バス ※6路線	運休中 	全路線運休 ※9/1(火)から全便運行再開予定 (減便運行)
市内タクシー会社	乗合タクシー ※21路線	一部運行 	20路線で通常運行 1路線 (坂本線 (土日祝)) で減便、一部ダイヤ変更にて運行
肥薩おれんじ鉄道	肥薩おれんじ鉄道	代行バス運行 	八代～水俣間：運休 《バス代行輸送の実施》 (八代駅～水俣駅間) 8/10(月)からバス代行実施 ※八代市管内停車場所 八代駅～短大高専前 (肥後高田の代替) ～日奈久温泉駅～肥後二見駅
JR九州	九州新幹線	運休中 	熊本駅～新水俣駅間 当面の間運休
	鹿児島本線	代行バス運行 	宇土駅～八代駅間 当面の間運休 《バス代行輸送の実施》 ※通学時間を中心とした循環運行 (宇土駅～八代駅間) 8/26(水)からバス代行実施 ※別紙参照 運行区間：宇土駅～松橋駅～小川駅～鏡文化センター～新八代駅 ～八代駅 ※有佐駅、千丁駅はバスの乗り入れができないため停車不可 (宇土駅～小川駅間) 8/19(水)からバス代行実施
神園交通	すーぱーばんべいゆ号	一部運行 	新八代駅を発着地として往復5便運行 運行経路：新八代駅～八代IC～阿蘇くまもと空港

○ＪＲ九州によるバス代行運行状況

日時：令和８年８月２６日 ６：０５ ～ ※宇土方面（上り）

運行及び利用状況

- ・大型バス（５０人乗）２台で運行 ※通学利用者優先
- ・定期券をお持ちの方は係員に提示して乗車
- ・定期券等をお持ちでない方は、乗車前に係員が持つ乗車駅証明書発行 ＱＲ コードをスマホで読み込み、読み込んだ画面を乗車駅で提示し、現金にて運賃を支払う

便	停留所	出発時間	乗 客※注	備 考
１便目	新八代駅	６：１０	約 ５０ 人	高校生も多く散見
	鏡文化Ｃ	６：３０	約 １５ 人	
２便目	新八代駅	６：２０	約 １０ 人	内高校生 ４ 人
	鏡文化Ｃ	６：４０	４ 人	
３便目	八代駅	６：０５	閑散	
	新八代駅	６：２５	－	
	鏡文化Ｃ	６：４５	－	
４便目	八代駅	６：１５	７ 人	内高校生 ４ 人
	新八代駅	６：３５	－	
	鏡文化Ｃ	６：５５	１ 人	
５便目	八代駅	６：２５	３ 人	
	新八代駅	６：４５	６ 人	内高校生 ３ 人
	鏡文化Ｃ	７：０５	３ 人	内高校生 １ 人

※注：乗客数については、市職員の目視による確認

停留所周辺の状況

《八代駅周辺》（６：０５～６：２５） ※ＪＲ職員：３名配置

- ・自家用車による送迎は２～３台、混雑なし



《新八代駅周辺》（6：40～45） ※J R職員：2名配置

- ・自家用車による送迎は3～4台、
東口駐車場には1～2台停車、混雑なし



《鏡文化センター》 ※J R職員：2名配置

- ・自家用車による送迎は2～3台、混雑なし



※その他

【宇土駅 行き】代行バスのりば

宇土駅・八代駅行 バスのりば

運行区間	午前	午後
①新八代駅～宇土駅間 (片道約30分)	始発 6:10発(2台) (概ね10分間隔で運行) 終発 6:45発(2台)	始発 18:20発(2台) 終発 18:50発(2台)
②新八代駅～八代駅間 (片道約20分)	始発 8:10発(2台) 終発 8:20発(2台)	始発 19:40発(2台) (概ね10分間隔で運行) 終発 20:20発(2台)

ご利用方法

- ・JRの乗車券、定期券でご利用いただけます。
- ※事前に"きっぷのご案内"をご確認ください。
- ・乗車待機列に並んでお待ちください。
- ・係員の案内に従ってご乗車ください。

ご利用のお客さまへ ※通学でご利用のお客さま優先となります。

- ・バスは定員約50名(全席着席)です。
- ・ご利用状況により、ご希望の便にご乗車いただけない場合があります。
- ・道路状況等により、運行時刻や所要時間が変わる場合があります。
- ・最終バス出発後の追加便の運行はございません。
- ・車いすをご利用のお客さまは係り員へお申し出ください。
- ・大きな荷物やペットをお連れのお客さまは係り員へお尋ねください。

地震の影響により、バスによる運行を行っていません。
限られた台数での運行のため、ご利用状況によりご乗車いただけない場合がございます。
大変ご不便をおかけいたしますが、何卒ご理解とご協力をお願いいたします。

(各停留所での案内表示板)

【7月28日 震度6強発生】状況報告

【総合対策部】

令和8年8月26日（水）15：00時点

1 受援状況

○これまでの受入延べ人数
（団体ごとの人数等は別紙参照）

期間	避難所 運営	保健師 業務	住家被害 認定調査	り災・被災 証明受付	その他	計
7/29～8/26	3,629	1,269	1,190	183	694	6,965
上記延べ人数の うち本日の人数	148	41	100	6	21	316

※業務区分「その他」は、支援物資配送、災害ごみ仮置場、公費解体 等

※本日時点で前日までの実績を修正することがあるため、これまでの
合計と合わないことがある。

○今後の受入予定

No.	自治体名	人数(人)	始期	活動内容
1	東京都江東区	2	9月4日	住家被害認定調査
2	九州財務局	8	8月27日	住家被害認定調査
3	静岡県掛川市	1	8月28日	り災証明等申請受付
4		1	8月28日	住家被害認定調査
5	新潟県加茂市	4	8月29日	保健師業務等

※その他受入れについても調整中

○受入職員の宿泊所

坂本支所管内の2施設
（坂本支所・コミセン、さかもと青少年センター）

●受援状況について

(別紙)

区分	自治体名	活動内容	派遣人数(人)																										延べ 人数					
			7 月			8 月																												
			29 (水)	30 (木)	31 (金)	1 (土)	2 (日)	3 (月)	4 (火)	5 (水)	6 (木)	7 (金)	8 (土)	9 (日)	10 (月)	11 (火)	12 (水)	13 (木)	14 (金)	15 (土)	16 (日)	17 (月)	18 (火)	19 (水)	20 (木)	21 (金)	22 (土)	23 (日)		24 (月)	25 (火)	26 (水)		
県	熊本県	LO派遣	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	116			
九州 各市 長会	九州 市 長 会	鹿児島市	避難所運営	2	2	2	2	2	2	2																					14			
		大分市	避難所運営	2	2	2	2																									8		
		那覇市	避難所運営		2	2	2	2	2	2																						12		
	県 内 市 町 村 間 応 援	人吉市	支援物資配送等						2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2		2	2	1	2	2	2	2	2	2	2	2	41		
		合志市	支援物資配送等						4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	92		
		湯前町	支援物資受入等						2	4	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	69		
		津奈木町	支援物資受入等						2	2	2	4	2	2	2	4	4	4	2	2	4	4	4	4	4	2						54		
		人吉市	保健師業務							2	2	2		2		2	2	2	2		2	2	2									20		
		熊本県	災害ゴミ処理							3	3	4	2	2	1	2	1		2	4	4	2	3	3	4	3	2	2	1	1	1	1	50	
		熊本県	ブルーシート配布									2																				2		
		水俣市	災害ゴミ処理										1	2	2	2	2		1			2	1	1		3	2	2	3	3	3	30		
		水俣市	支援物資受入等									2						2	1	2	3		2	2	3							17		
		和水町	支援物資受入等										2	4	2	4																12		
		水俣市	義援金受付										1		1	1																3		
		津奈木町	避難所運営																							4	2	2	4	4	4	20		
		錦町	支援物資受入等																								2	2	2	2		8		
		小国町	支援物資受入等																								2					2		
		熊本県	住家被害認定調査																										14	14	14	42		
		九州・山口の各県	九州 知 事 会	大分県	避難所運営				11	12	12	12	12	12	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	491
				沖縄県	避難所運営				22	22	22	23	23	23	29	29	29	30	30	29	31	31	31	31	31	26	26	26	26	21	21	21	21	21
鹿児島県	避難所運営						10	10	10	27	27	27	35	35	35	35	35	35	38	38	38	38	38	38	38	38	33	33	33	33	33	33	825	
山口県	避難所運営						11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	275	
長崎県	避難所運営								4	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	424	
沖縄県	住家被害認定調査																									5	5	5	5	10	10	10	60	
県 外 の 自 治 体	対 口 支 援	北九州市	避難所運営				6	6	6	6	6	6	12	12	12	12	12	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	290		
		岡山県	避難所運営				11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	286	
		北九州市	住家被害認定調査							1			11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	221	
		大阪府	住家被害認定調査									10	10	10	10	21	21	21	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	411	
		福井県	り災証明・被災証明申請受付										6	6	6	6	6	6	6	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	6	6	131	
		埼玉県さいたま市	住家被害認定調査																	4	4	4	4	10	10	10	10	10	10	10	10	10	106	
		京都府京都市	住家被害認定調査																	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	130	
		愛知県名古屋市	住家被害認定調査																				4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	36	
		大阪府大阪市	住家被害認定調査																						6	6	6	6	6	6	6	6	42	
		京都府	住家被害認定調査																											6	6	12		
		香川県三豊市	避難所運営				2	2	2	2	2	2	2																			14		
		福岡県古賀市	保健師業務等				3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	78	
		宮城県石巻市	保健師業務等						5	5	5	5	5	5	4	4	2	2	2	2	2	2											52	
		九州農政局	支援物資搬送									12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12											156	
		九州農政局	排水機場現状調査									2	2																				4	
		福岡県うきは市	保健師業務等									2	2	2	2		2	2	2	2													16	
		奈良県田原本町	保健師業務等									2	2	2	2	2	2	2	2	2													20	
		長崎県壱岐市	保健師業務等									3	3	3	3	3	3	3															21	
		東京都文京区	保健師業務等									4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4								60	
		福岡県八女市	保健師業務等									2	2	2	2	2	2	2	2	2													18	
		福岡県宇美町	保健師業務等									2	2	2	2	2	2	2	2	2	2												22	
		大分県臼杵市	保健師業務等									3	3	3	3	3	3																18	
		法務省九州矯正管区	避難所運営									4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	84	
		長野県佐久市	保健師業務等										3	3	3																		9	
		滋賀県	保健師業務等									4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	88	
		神奈川県横浜市	保健師業務等									4	4	4	4	4																	20	
		山口県	保健師業務等									3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	66	
		鹿児島市	保健師業務等									3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	66	

●受援状況について

(別紙)

区分			自治体名		活動内容		派遣人数(人)																												延べ 人数
							7 月				8 月																								
							29 (水)	30 (木)	31 (金)	1 (土)	2 (日)	3 (月)	4 (火)	5 (水)	6 (木)	7 (金)	8 (土)	9 (日)	10 (月)	11 (火)	12 (水)	13 (木)	14 (金)	15 (土)	16 (日)	17 (月)	18 (火)	19 (水)	20 (木)	21 (金)	22 (土)	23 (日)	24 (月)	25 (火)	
県外 自治体 他	その他	奈良県	保健師業務等							4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	88			
		宮崎県延岡市	保健師業務等									2	2	2	2	2	2	2	2	2	2											22			
		静岡県磐田市	保健師業務等										2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2		38			
		福岡県那珂川市	避難所運営										2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	40			
		香川県三豊市	住家被害認定調査										2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	40			
		宮城県石巻市	住家被害認定調査											3	3	3	3	3	6	3	3	3	3	3	6	3	3	3	3	3	3	3	60		
		静岡県掛川市	保健師業務等											3	3	3	3	3	3	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	45		
		静岡県掛川市	り災証明・被災証明申請受付											2	2	2	1	1															10		
		岡山県倉敷市	公費解体関係業務											2	2	2	2	2	2														14		
		宮崎県新富町	保健師業務等											2	2	2	2	2															10		
		福岡県宮若市	保健師業務等											3	3	3														3	3		15		
		福岡県中間市	保健師業務等											3	3	3					3	3	3										18		
		大阪府河内長野市	り災証明・被災証明申請受付											1	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2		28		
		東京都江東区	避難所運営											2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	34		
		香川県宇多津町	避難所運営											3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	51		
		宮崎県新富町	避難所運営											2	2	2	2	2	2														12		
		宮城県石巻市	り災証明・被災証明申請受付											2	2	2	2	2	2	2													14		
		愛知県蒲郡市	避難所運営												2	2	2	2															8		
		愛知県蒲郡市	保健師業務等													2	2	2															6		
		京都府京丹後市	保健師業務等											3	3	3																	9		
		宮崎県日向市	保健師業務等											2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	38		
		大阪府枚方市	保健師業務等											3	3	3	3	3	3														21		
		大分県	保健師業務等			4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	108	
		神奈川県川崎市	保健師業務等											4	4	4	4																16		
		山梨県	保健師業務等											3	3	3			3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	54		
		奈良県奈良市	保健師業務等														3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	45		
		林野庁九州森林管理局	避難所運営														3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	45		
		静岡県掛川市	住家被害認定調査												1	1										2	2	2	2	2	2	2	14		
		福岡県築上町	保健師業務等															3	3	3						3	3	3					18		
		静岡県掛川市	避難所運営															2	2	2	2	2	2	2									14		
		国税局	住家被害認定調査																8	8													16		
		福岡県朝倉市	公費解体関係業務																1	1	1	1	1	1									6		
		宮崎県都城市	緊急解体工事関係事務																					2	2	2	2	2	2	2	2	4	18		
		神奈川県相模原市	保健師業務等															4	4	4	4												16		
		神奈川県	保健師業務等																			5	5	5	5	5							25		
		神奈川県横須賀市	保健師業務等																						4	4	4	4	4	4	4		20		
		東京都品川区	保健師業務等																					4	4	4	4	4	4	4	4	4	32		
		栃木県	保健師業務等												3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	51		
小計			4	6	10	75	90	90	131	168	206	270	271	281	306	307	313	307	323	315	311	290	302	307	309	315	299	299	312	320	312	6849			
合計			8	10	14	79	94	94	135	172	210	274	275	285	310	311	317	311	327	319	315	294	306	311	313	319	303	303	316	324	316	6965			

※本資料には、国土交通省、陸上自衛隊、警察、消防等の関係機関は掲載していない。

令和8年熊本地震関連

被災者応援 ガイドブック

～生活再建に向けた支援制度のご案内～

1 被災者対応



2 公的書類の発行等



3 経済・生活面の支援



4 公共料金の減免措置等



5 住まいの確保



6 事業経営・農林漁業への支援



本内容は、**令和8年8月26日**時点のもので、今後も
随時更新を行っていきます。

被災状況に応じて支援制度をご案内するサイト 『八代市被災者支援ワンストップセンター』 を開設しました

被災状況や知りたい分野を選ぶだけで、
利用できる支援制度を簡単に探せます。

ワンストップセンターへの
アクセスはこちら



スマートフォンで二次元コードを
読み取ってください。



八代市被災者支援ワンストップセンター
あなたの状況に寄りかかろう

支援制度

八代市の被災者支援制度をかんたん確認

あなたが利用できる支援をご案内します

罹災証明書がなくても利用できる制度があります。

あなたの状況を選んでください

● 利用できる支援制度を探す

AIに困りごとを相談

おすすめ

例：地震で家の屋根が壊れました。修理費が心配ですが、
い支援制度はありますか。利用できる支援を教えてください。

例：引っ越したい・支援の種類を知りたい・車両再販したい…
子育てのことで相談したい など

個人情報は、氏名・詳しい住所・電話番号・メールアドレスは入力しないでください。

困りごと
(検索内容)を
入力する

住宅の被害区分

任意



全壊



大規模半壊



中規模半壊



半壊



準半壊



一部損壊



被害程度は
不明

ご自身の
被災状況を選択する

検索したい分野

任意・複数選択可



住まいの確保



経済・生活面の支援



公共料金の減免措置等



公的書類の発行等



事業継続・農林漁業
への支援



相談窓口

検索したい分野を
選択する
(複数選択も可)

世帯の状況

任意・複数選択可



高齢者世帯



障がいのある方



子育て世帯



事業者

困りごとを入力だけでも検索できます。

※住宅の被害・分野・世帯状況など任意で、選択するとより的確な絞り込みになります。記載がなければ「被害の程度は不明」で検索してください。

🔍 AIで検索する支援を探す →

検索ボタンを押す

困りごとを入力するか、いずれかの条件を選択してください。



選択した内容に合った支援制度の一覧が表示されます。
制度の詳細や申請方法は、一覧からご確認ください。



目次

被災者対応

災害相談窓口	1
災害ごみの受入れ.....	2
ホテル等への避難.....	3
公衆浴場の無料入浴支援	4
災害ボランティアの派遣依頼	5
災害サポート・レンタカーの貸出	6
井戸水対応チーム事務所の開設	7
災害弔慰金・災害障がい見舞金の支給.....	8
(一社)八代青年会議所による支援物資配達サービス【新規】	9

公的書類の発行等.....

り災・被災証明書の発行【更新】	10
熊本県行政書士会による「り災証明書」無料申請支援	11
住民票等の交付手数料の免除	12
マイナンバーカードの再交付手数料の免除	13
水道料金の免除【新規】	14
下水道使用料等の減免【新規】	15

経済・生活面の支援

保険証等がなくても、介護サービスの利用や医療機関等を受診できます	16
--	----

医療保険の窓口負担、介護保険・障害福祉サービス利用料の免除	17
被災した学用品を配付します	18
被災者生活再建支援制度【新規】	19
災害援護資金の貸付【新規】	21

公共料金の減免措置等

NHK受信料の免除	23
九州電力の電気料金等の特別処置	24

住まいの確保

賃貸型応急住宅(みなし仮設住宅)	25
住宅の応急修理	26
住家の緊急修理(ブルーシート展張等)	28

事業経営・農林漁業への支援

農地災害復旧事業	30
日本政策金融公庫による「災害復旧貸付」	31
中小企業基盤整備機構による「小規模企業共済災害時貸付」	32
緊急時短期資金保証制度	33
金融円滑化特別資金(令和8年熊本地震枠)【新規】	34
金融円滑化特別資金(セーフティネット保証対応枠(令和8年熊本地震分))【新規】	35
小規模事業者おうえん資金(令和8年熊本地震分)【新規】	36

被災者対応

制度の名称	災害相談窓口
支援の種類	サービス等
制度の内容	◆開設場所・時間 【八代市役所本庁舎 1 階会議室 D】 住所：八代市松江城町 1－25 開設時間：平日（月～金） 9：00～17：00 被災に関する各種相談、問い合わせ等を受付し、関係する窓口への案内を行います。
活用できる方	令和 8 年熊本地震で被災された方
注意事項	—
お問い合わせ先	災害相談窓口 Tel：33－4452

制度の名称	災害ごみの受入れ																			
支援の種類	サービス等																			
制度の内容	令和8年熊本地震により八代市で発生した災害ごみは、以下の仮置場で受け入れています。 ＜受入場所・期間＞ 八代市水処理センター西側（新港町3丁目1番地） 12月末まで ※受入休止日：毎週木曜日 八代市鏡支所（鏡町内田453番地1） 12月末まで ※受入休止日：毎週水曜日、土曜日 【8月29日開設】八代市北新地グラウンド（鏡町北新地1205番地） ※受入休止日：毎週月曜日 ＜受入時間＞ 午前： 9時～11時30分 午後： 13時～16時 ＜受入品目＞ <table><tr><td>ガラス・陶磁器くず</td><td>コンクリートがら</td><td>瓦</td><td>木くず</td></tr><tr><td>廃プラスチック</td><td>家具類（※1）</td><td>たたみ</td><td>布団類</td></tr><tr><td>小型家電</td><td>家電リサイクル4品目（※2）</td><td>金属くず</td><td>石膏ボード</td></tr><tr><td>スレート</td><td>サイディング</td><td></td><td></td></tr></table> （※1）タンス等の中は空にしてください。 （※2）4品目はエアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機。冷蔵庫等の中は空にしてください。 ※状況により変更する場合があります。搬入前に必ずホームページ等でご確認ください。				ガラス・陶磁器くず	コンクリートがら	瓦	木くず	廃プラスチック	家具類（※1）	たたみ	布団類	小型家電	家電リサイクル4品目（※2）	金属くず	石膏ボード	スレート	サイディング		
ガラス・陶磁器くず	コンクリートがら	瓦	木くず																	
廃プラスチック	家具類（※1）	たたみ	布団類																	
小型家電	家電リサイクル4品目（※2）	金属くず	石膏ボード																	
スレート	サイディング																			
活用できる方	令和8年熊本地震で被災された方																			
注意事項	・必ず分別してお持ち込みください。 ・受入れは、八代市で発生した地震に伴う災害ごみに限ります。 ・今回の地震に関係しないごみ（便乗ごみや生ごみ）や産業廃棄物は固くお断りします。 ・身分証（免許証・マイナンバー等）をご提示ください。（身分証は記録させていただきます。） ・搬入を依頼される場合は、委任状（任意様式）をご準備ください。 ※委任状には次の内容を記入してください。 （搬入する台数分必要です。原本のコピーでも可） （1）災害ごみ発生の世帯住所 （2）処理を委任した人の氏名 （3）仮置場にきた人の住所・氏名																			
お問い合わせ先	循環社会推進課（エコエイトやつしろ） TEL：34-1997																			

制度の名称	ホテル等への避難
支援の種類	サービス等
制度の内容	避難所や被災住宅等での避難生活が長期化する中、避難されている方の心身の負担を少しでも軽減し、安心して過ごしていただけるよう、熊本県では「ホテル等への避難」を実施しています。 <u>1. 避難先</u> 国・県が確保するホテル等（状況によっては県外になる等ご希望に添えない場合があります）。 <u>2. 費用</u> ホテル等の宿泊費は、原則として公費負担となります。 ただし、食費、宿泊税、入湯税等は、自己負担となります。 <u>3. 移動</u> ホテル等が送迎車を準備する場合等を除き、ホテル等までの移動手段は、ご自身での確保をお願いします。ご自身での移動手段の確保が難しい場合は、申込フォームの特記事項記入欄にてご相談ください。 <u>4. 期間</u> 八代市の避難所が閉鎖されるまでの間で、各ホテルが受け入れ可能な期間（状況により、別のホテル等にお移りいただく場合がありますので、予めご了承ください）。 <u>5. 申込フォーム</u> 下記の注意事項を含めてご理解いただき、同意したうえで QR コードから申込フォームに必要事項を入力してお申し込みください。 
活用できる方	被災され、ホテル等への避難を希望される方
注意事項	・通常の宿泊施設としてのサービスを保証するものではありません。例えば、リネンの交換等も一定期間ごとにご自身で行っていただくことや、食事は原則ご自身での調達になります。 ・ホテル内には直接的な看護や介護サービスはありません。身の回りのことでご家族等の介助を受けている方はご支援いただける方と一緒に宿泊をお願いします。 ・滞在中のホテル等の周辺での移動費も自己負担になります。 ・ホテル等避難を行う際は、携帯電話やラジオ等、情報収集が可能な機器を持参するようお願いします。 ・宿泊開始後の健康観察のため、熊本県や関係機関と申込情報を共有し、電話等の連絡のほか、必要に応じて訪問等を行わせていただくことがあります。 ・申込内容に虚偽がある場合を含め、不適切と認められる申込等については、全額返金を求めるなど、必要な処置を取らせていただきます。
お問い合わせ先	熊本県ホテル等避難コールセンター TEL：0120-325-327（9:30～17:30） 八代市健康福祉政策課（本庁舎2階） TEL：33-4003

制度の名称	公衆浴場の無料入浴支援												
支援の種類	サービス等												
制度の内容	避難所で生活されている方や、ご自宅の入浴設備が被災するなどして入浴ができない方に限り、協力公衆浴場を無料で利用することができます。 ・身分証（運転免許証、マイナンバーカード、健康保険証など）をお持ちください。 ・公衆浴場の受付で、身分証等を提示のうえ、受付票に住所、氏名、年齢を記載していただきます。 ・石鹸、タオル等の入浴に必要なものをご持参ください。 【実施施設（協力施設）】 8月25日現在 <table border="1"> <tr> <td>日奈久温泉センター ばんぺい湯</td><td>日奈久中町 316 TEL 38-0617（当面は電話対応不可） 営業時間：15:00 ～ 20:00 ※湯量不足により時間前に終了する場合あり 休館日：毎月第3火曜日 入浴制限：1人 20分まで</td></tr> <tr> <td>坂本憩いの家 元湯</td><td>坂本町鶴喰 893 TEL 45-8820 営業時間：12:00～20:00（受付は 19:30 まで） 休館日：毎週火曜日</td></tr> <tr> <td>東陽交流センター せせらぎ</td><td>東陽町南 1051-1 TEL 65-2112 営業時間：10:00～20:00（受付は 19:30 まで） 休館日：毎週水曜日</td></tr> <tr> <td>さかもと温泉センター クレオン</td><td>坂本町川嶽 1091 TEL 45-8814 営業時間：10:00～20:00（受付は 19:30 まで） 休館日：毎週木曜日</td></tr> <tr> <td>八代温泉 さくらの湯</td><td>川田町西 505 TEL 39-1000 営業時間：10:00～20:00 休館日：なし</td></tr> <tr> <td>市外の実施施設 （協力施設）</td><td>8月25日現在 85施設 熊本県ホームページを ご確認ください→ </td></tr> </table> ※施設の都合で臨時休館や営業時間等が変更になる場合があります。 各施設のホームページ等でご確認ください。 ※自家用車など移動手段をお持ちでない方を対象とした、無料送迎バスによる入浴支援を実施しています。詳しくは、現在開設中の避難所（15箇所）に掲示しているポスターをご確認ください。（地域政策課 TEL：33-4168）	日奈久温泉センター ばんぺい湯	日奈久中町 316 TEL 38-0617（当面は電話対応不可） 営業時間：15:00 ～ 20:00 ※湯量不足により時間前に終了する場合あり 休館日：毎月第3火曜日 入浴制限：1人 20分まで	坂本憩いの家 元湯	坂本町鶴喰 893 TEL 45-8820 営業時間：12:00～20:00（受付は 19:30 まで） 休館日：毎週火曜日	東陽交流センター せせらぎ	東陽町南 1051-1 TEL 65-2112 営業時間：10:00～20:00（受付は 19:30 まで） 休館日：毎週水曜日	さかもと温泉センター クレオン	坂本町川嶽 1091 TEL 45-8814 営業時間：10:00～20:00（受付は 19:30 まで） 休館日：毎週木曜日	八代温泉 さくらの湯	川田町西 505 TEL 39-1000 営業時間：10:00～20:00 休館日：なし	市外の実施施設 （協力施設）	8月25日現在 85施設 熊本県ホームページを ご確認ください→ 
日奈久温泉センター ばんぺい湯	日奈久中町 316 TEL 38-0617（当面は電話対応不可） 営業時間：15:00 ～ 20:00 ※湯量不足により時間前に終了する場合あり 休館日：毎月第3火曜日 入浴制限：1人 20分まで												
坂本憩いの家 元湯	坂本町鶴喰 893 TEL 45-8820 営業時間：12:00～20:00（受付は 19:30 まで） 休館日：毎週火曜日												
東陽交流センター せせらぎ	東陽町南 1051-1 TEL 65-2112 営業時間：10:00～20:00（受付は 19:30 まで） 休館日：毎週水曜日												
さかもと温泉センター クレオン	坂本町川嶽 1091 TEL 45-8814 営業時間：10:00～20:00（受付は 19:30 まで） 休館日：毎週木曜日												
八代温泉 さくらの湯	川田町西 505 TEL 39-1000 営業時間：10:00～20:00 休館日：なし												
市外の実施施設 （協力施設）	8月25日現在 85施設 熊本県ホームページを ご確認ください→ 												
活用できる方	避難所で生活されている方や、ご自宅の入浴設備が被災するなどして入浴ができない方												
注意事項	利用できる協力公衆浴場や利用条件は、復興状況に応じて変更されますので、協力公衆浴場に行かれる前に、必ず市ホームページを確認してご利用ください。 市ホームページ→ 												
お問い合わせ先	健康福祉政策課（本庁舎2階） TEL：33-4003												

制度の名称	災害ボランティアの派遣依頼
支援の種類	災害ボランティア（八代市社会福祉協議会）
制度の内容	被災された方々の支援のため、ボランティアのご協力により、順次住居の後片づけなどの支援活動を行っています。 活動拠点：鏡総合グラウンド（鏡町両出 1430） 災害ボランティアセンターホームページ →  【ボランティアの支援をお願いしたい方（被災された方）】 支援内容：家屋内の後片づけ、災害廃棄物の分別・搬出・運搬 対応できないもの：空き家、店舗（店舗兼住宅は要相談） ※危険を伴う依頼などには対応できないことがあります。 派遣のご依頼は、お電話にてお申込みください。 受付時間：9時～16時 《二重受付専用電話》電話番号のおかけ間違いにご注意ください 080-5065-9461 080-5065-9219 080-5066-9189 080-5068-9506 【ボランティア活動に参加したい方】 災害ボランティアセンターホームページの活動予約フォームからお申込みください。 《ボランティア専用電話》 080-5065-9144
活用できる方	被災されボランティアによる住居の後片づけなどをご希望される方
注意事項	社協 Facebook もご参考ください → 
お問い合わせ先	八代市災害ボランティアセンター 上記の専用電話におかけください

制度の名称	災害サポート・レンタカーの貸出
支援の種類	現物貸与
制度の内容	日本カーシェアリング協会では、令和8年熊本地震で被災された方、支援活動を行う団体を対象に、車の無償貸出支援「災害サポート・レンタカー」を実施しています。 当協会のご協力のもと、本市にもサテライト拠点を設置し、短期貸出に限定した支援を実施することとなりました。 利用いただくためには、事前の申し込みが必要です。 【実施期間】 8月10日（月曜日）から12月25日（金曜日）まで ※無料貸出 【貸出車両】 軽トラック、軽バン（合計3台） ※車両は確保でき次第追加予定です。 【貸出期間】 最長3日間（実施期間中であれば、何度でも利用可能） 【貸出条件】 （1）運転免許証の提示（運転者全員分。申込者以外はコピー、写真可） （2）携帯電話の所有（お持ちでない場合は要相談） （3）被災の証明（り災・被災証明（申請）書控、被災状況の分かる写真等） 【貸出・鍵受渡し窓口】 千丁支所（千丁町新牟田1502-1） 受付時間：10時～16時 ※定休日は水曜日、日曜日、祝日です。 【申し込み・お問合せ】 完全予約制です。申し込みフォーム（上記二次元バーコード）または電話でお申し込みください。 専用電話番号：050-5799-4740 受付時間：10時～16時 ※定休日は水曜日、日曜日、祝日です。 
活用できる方	令和8年熊本地震により被災された方、支援活動を行う団体 ※ 被災された方を優先します。
注意事項	長期貸出（最長14日間）は熊本市内の拠点でのみ実施されています。 ご希望の方は別途お申し込みください。
お問合わせ先	日本カーシェアリング協会 専用電話番号：050-5799-4740 受付時間：10時～16時 ※定休日は水曜日、日曜日、祝日

制度の名称	井戸水対応チーム事務所の開設
支援の種類	サービス等
制度の内容	国・県・市・さく井事業者による井戸水対応チームを設置し、井戸水の断水、濁りによって飲用水・生活用水が確保できない方に対し、専用窓口を8月20日から開設しました。 【原因調査の実施】 ・調査時間は1日程度です。 ・調査結果は施工業者から井戸の所有者へ説明します。 ・井戸やポンプの修理を行うものではありません。 ・原因調査を実施する中で、井戸の不具合が解消する可能性があります。 ・井戸が建物の内部にある、舗装されて井戸が確認できないなど、調査が実施できない場合があります。 ・井戸所有者の調査費用の負担はありません。
活用できる方	対象地域（植柳、麦島、高田、金剛、日奈久、二見校区）の希望される方に対し、被災した井戸の不具合の原因調査を実施します。その他の地域は、現在検討を進めております。追って、お知らせいたします。
注意事項	—
お問い合わせ先	井戸水対応チーム事務所（エコエイトやつしろ内） Tel：33-8773 受付時間 8時30分～17時15分

制度の名称	災害弔慰金・災害障がい見舞金の支給
支援の種類	給付
制度の内容	【災害弔慰金】 令和8年熊本地震により亡くなられた方（災害関連死を含む）のご遺族に対し弔慰金を支給する制度です。 〈対象者〉 令和8年熊本地震により亡くなられた方のご遺族の方 〈遺族の範囲・順位〉 ①配偶者 ②子 ③父母 ④孫 ⑤祖父母 ⑥兄弟姉妹（①から⑤のいずれの方もいない場合で、かつ、亡くなった死亡当時、同居又は同一生計に限る。） 〈支給額〉 亡くなった方が ・ 生計維持者の場合 500万円 ・ 生計維持者以外の場合 250万円 【災害障がい見舞金】 令和8年熊本地震により心身に重度の障がいを受けられた方に対し見舞金を支給する制度です。 〈対象者〉 令和8年熊本地震により下記の障害を受けられた方 ※医師の診断書が必要です 1. 両目が失明した方 2. 咀嚼及び言語の機能を廃した方 3. 神経系統の機能又は精神に著しい障がいを残し、常に介護を要する方 4. 胸腹部臓器の機能に著しい障がいを残し、常に介護を要する方 5. 両上肢をひじ関節以上で失った方 6. 両上肢の用を全廃した方 7. 両下肢をひざ関節以上で失った方 8. 両下肢の用を全廃した方 9. 精神又は身体の障がい重複する場合における当該重複する障がいの程度が各前号と同程度以上と認められる方 〈支給額〉 上記の障がいを負った方が ・ 生計維持者の場合 250万円 ・ 生計維持者以外の場合 125万円 ※お尋ねやご不明な点は、事前にご相談ください。
活用できる方	令和8年熊本地震により、上記の対象者に該当される方
注意事項	—
お問い合わせ先	健康福祉政策課（本庁舎2階） TEL：33-4003

制度の名称	(一社) 八代青年会議所による支援物資配達サービス【新規】
支援の種類	サービス等
制度の内容	令和8年熊本地震にあわれた方へ、一般社団法人八代青年会議所が、連絡を受けて支援物資を配達するサービス。 電話で依頼をお受けします。 必要な方に、必要なものを、心を込めてお届けします。 【利用できる方】 下記「活用できる方」をご参照ください。 【提供できる物資（例）】 ・飲料（水、お茶、ジュース等） ・食糧（お米、レトルト食品、缶詰、カップ麺、お菓子等） ・生活用品等（トイレットペーパー、ティッシュ、ボディシート、おむつ、生理用品等） ※支援物資の内容は、状況により変わる場合があります。 ※支援物資が無い場合は提供できません。あくまで支援物資の配送です。 【お問い合わせの際にお伝えいただきたいこと】 ・氏名 ・電話番号 ・届け先住所 ・何が必要か ※住所に行くまでに通れない道は教えてください。 ※近くに行った際にご連絡しますので、連絡が着くようにお願いします。
活用できる方	・避難所に車で来られない方、重い荷物が運べない方（ご家族・ご親戚のところに行って欲しい等の依頼も可能） ・避難所に居ない方
注意事項	・配達エリアは八代市・氷川町限定とさせていただきます。 ・配送には時間がかかります。当日の配送も難しい場合があります。
お問い合わせ先	(一社) 八代青年会議所 Tel：0965-32-7063 Tel：080-5270-5871

公的書類の発行等

制度の名称	り災・被災証明書の発行【更新】
支援の種類	証明書
制度の内容	令和8年熊本地震により住家に被害を受けた場合、各種被災者支援策の手続きに必要となる、災害対策基本法に基づき家屋の被害程度を記載した「り災証明書」を発行します。 なお、八代市では、住家以外の家屋や家財などで「被害の程度」が必要でないものについても「被災証明書」として発行しています。 オンライン申請を受け付けていますので、ぜひご利用ください。 【オンライン申請】 令和8年8月3日（月曜日）13時～   （申請フォーム） （ホームページ記事） 【窓口申請】 ○受付開始：令和8年8月10日（月曜日） ○受付時間：閉庁日を除く9時～16時 ○開設窓口：本庁1階多目的ホール、各支所、日奈久出張所 ※土・日の開設について 8月30日（日） 9時～16時 本庁1階多目的ホール ※保険請求やり災証明書等の申請に必要な「被害写真」の撮影を必ず行ってください。また、トラブル防止のため、必ず、保存しておいてください。 （り災証明書の発行にあたり現地調査を行う場合は、写真添付の必要はありません。）
活用できる方	令和8年熊本地震により住家に被害を受けた方
注意事項	代理人による申請は、窓口申請、オンライン申請ともに可能ですが、免許証などにより、代理人の本人確認を行います。（委任状は不要です。）
お問い合わせ先	市民税課（本庁舎2階） Tel：33-4107

制度の名称	熊本県行政書士会による「り災証明書」無料申請支援
支援の種類	証明書
制度の内容	熊本県行政書士会では、令和 8 年熊本地震で被災された方を対象に、「り災証明書」の申請を無料で支援します。 【支援内容】 ○スマートフォンやパソコンを利用したオンライン申請について、入力方法、必要書類・写真の準備などのサポート ○高齢、病気・けが、避難等の事情によりご本人による申請が困難な場合には、個別の状況を確認したうえで、必要に応じて書類作成から提出までの代理申請 ※相談・申請サポート費用はすべて無料です。 【相談受付開始】 令和 8 年 8 月 14 日（金曜日） 【申請支援開始】 令和 8 年 8 月 25 日（火曜日）から ※受付状況等により変更となる場合があります。
活用できる方	(1) 避難所に避難しており交通手段がない方 (2) 高齢等の理由で一人で役所へ出向くことが難しい方 (3) 病気やけが等で役所へ出向くことができない方 (4) ご家族による代理申請が難しい方 (5) オンライン申請や必要書類・写真等の準備に不安がある方 (6) その他、申請手続きにお困りの方
注意事項	—
お問い合わせ先	【実施団体】熊本県行政書士会 災害対策本部 【相談受付電話】096-237-7373 【相談受付時間】午前 9 時 30 分～午後 4 時 30 分 (土・日・祝日も受付)

制度の名称	住民票等の交付手数料の免除
支援の種類	免除
制度の内容	令和8年熊本地震により被害を受けられた方を対象に、次のとおり証明書等の交付手数料を免除します。 【対象となるお手続き】 (1) 印鑑登録証（証明書交付カード）の再交付 (2) 印鑑登録証明書の交付 (3) 住民票の写しの交付 【申請場所】 市民課（本庁舎 1 階）、各支所地域振興課、日奈久出張所、龍峯出張所 ※龍峯出張所では、印鑑登録証（証明書交付カード）の再交付手続きは行っておりません。 【手続き方法】 窓口で請求される際、以下の書類を提示してください。 (1) り災証明書又は被災証明書 (2) 本人確認ができるもの (3) 地震災害に関連する手続きとして、必要なことが確認できる書類 ※(3)の書類は、【対象となるお手続き】の(2)と(3)の場合のみ
活用できる方	(7) 令和8年7月28日以前に印鑑登録証（証明書交付カードを含む。）の交付を受けられた方で、令和8年熊本地震により紛失等をされた方 (8) 災害に関する手続きに使用する方
注意事項	・ 印鑑登録証（証明書交付カード）の再交付手続きには、登録する印鑑が必要です。また、再交付には数日要する場合があります。 ・ 代理人が来られる場合は、委任状が必要となります。 ・ コンビニ交付サービスでは、交付手数料は免除されません。
お問い合わせ先	市民課（本庁舎 1 階） TEL：33-4110

制度の名称	マイナンバーカードの再交付手数料の免除
支援の種類	免除
制度の内容	令和8年熊本地震により被害を受けられた方を対象に、次のとおりマイナンバーカードの再交付手数料を免除します。 【対象となるお手続き】 マイナンバーカード及び電子証明書の再交付 【申請場所】 市民課（本庁舎 1 階）、各支所地域振興課、日奈久出張所 【手続き方法】 窓口で申請される際、以下の書類を提示してください。 (1) り災証明書又は被災証明書 (2) 本人確認ができるもの ・ 1 点でよいもの：運転免許証、パスポート、障害者手帳など ・ 2 点必要なもの：健康保険資格確認書、介護保険被保険者証、こども医療費受給資格者証、年金手帳など
活用できる方	令和8年7月28日以前にマイナンバーカードの交付を受けられた方で、令和8年熊本地震により紛失等をされた方
注意事項	—
お問い合わせ先	市民課（本庁舎 1 階） TEL：33-4110

制度の名称	水道料金の免除【新規】
支援の種類	免除
制度の内容	令和 8 年熊本地震により発生した断水の影響を踏まえ、令和 8 年 7 月分及び 8 月分の水道料金を全額免除します。 ＜対象月＞ ・ 7 月使用分（8 月請求分） ・ 8 月使用分（9 月請求分） ＜申請方法＞ 免除に係る<u>申請は不要</u>です。
活用できる方	上水道をご利用の方
注意事項	今回の地震により水道の使用を中止される場合は、下記お問い合わせ先までご連絡ください。 使用中止のご連絡がない場合は、ご使用がなくても基本料金がかかりますのでご注意ください。
お問い合わせ先	○ 水道局または上下水道お客様センター 水道局（本庁舎 5 階） TEL：33-1868 上下水道お客様センター（上水道）（本庁舎 2 階） TEL：32-7194 ○ 千丁町、鏡町、東陽町、泉町の上水道をご利用の方 八代生活環境事務組合 TEL：62-2049

制度の名称	下水道使用料等の減免【新規】
支援の種類	減免
制度の内容	令和8年熊本地震により発生した断水等の影響を踏まえ、令和8年7月分及び8月分の下水道使用料等を減免します。 〈対象月〉 ○7月使用分（8月請求分） 基本料金のみを請求（超過分は免除） ○8月使用分（9月請求分） ・上水道使用世帯⇒全額免除 ・井戸等使用世帯⇒井戸等の破損・故障により、水の使用ができなかった世帯は全額免除 ※納期限や口座振替日については延期 〈申請方法〉 減免に係る申請は不要です。
活用できる方	下水道、農業集落排水、公共浄化槽をご使用の方
注意事項	今回の地震により下水道等の使用を中止される場合は、下記お問い合わせ先までご連絡ください。
お問い合わせ先	○下水道総務課または上下水道お客様センター 下水道総務課（本庁舎5階） TEL：33-4147 上下水道お客様センター（下水道）（本庁舎2階） TEL：62-9888

経済・生活面の支援

制度の名称	保険証等がなくても、介護サービスの利用や医療機関等を受診できます	
支援の種類	介護保険、医療	
制度の内容	介護保険証、マイナ保険証、資格確認書や公費負担医療の受給者証等を紛失あるいは自宅に残したまま避難されている方も、介護サービス事業所や医療機関等において、氏名、生年月日、連絡先（電話番号等）、住所等を申し立てることにより、利用・受診できます。 また、公費負担医療について、緊急の場合は、指定医療機関以外の医療機関でも受診できます。 【公費負担医療の受給者証等の例】 ○被爆者健康手帳 ○結核患者に対する医療に係る患者票 ○指定難病医療受給者証 ○特定疾患医療受給者証 ○肝炎治療特別促進事業受給者証 - 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業参加者証 ○児童福祉療育券 ○小児慢性特定疾病医療受給者証 ○未熟児養育医療に係る養育医療券 ○生活保護に係る診療依頼書 ○医療支援給付の支給決定がされている中国残留邦人等に対する本人確認証 ○自立支援医療受給者証 ○水俣病関係手帳 など	
活用できる方	介護サービスの利用や医療機関等を受診される被災者	
注意事項	—	
お問い合わせ先	<介護サービス利用> 介護保険課（本庁舎1階） TEL：33-4145 <医療機関受診> 国保ねんきん課（本庁舎1階） TEL：33-4113	

制度の名称	医療保険の窓口負担、介護保険・障害福祉サービス利用料の免除
支援の種類	医療保険診療、介護保険サービス、障害福祉サービス
制度の内容	令和 8 年熊本地震により被災された方で、以下の要件に該当する場合、医療保険の窓口負担や介護保険の利用料、障害福祉サービス等の利用料が免除されます。 ※免除できるのは、利用料のみです。食費、居住費等の自己負担分については、支払いが必要となります。 【対象となる方】 次のいずれかに該当する方 (1) 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をした方 ※り災証明書の提示は必要ありません。窓口で口頭で申告してください。 (2) 主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った方 (3) 主たる生計維持者の行方が不明である方 (4) 主たる生計維持者が業務を廃止し、又は休止した方 (5) 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない人 【適用期間】 令和 8 年 11 月利用分まで ※該当する方は、医療機関や介護・障害福祉サービス事業所等の窓口でその旨をご申告ください。
活用できる方	医療機関等を受診される方、または、介護保険サービスや障害福祉サービス、障害児通所支援を利用される方のうち上記の対象となる方
注意事項	※被災者の皆様は、マイナ保険証等がなくても医療機関を受診、介護サービスを利用できます。
お問い合わせ先	〈国民健康保険〉国保ねんきん課 TEL：33-4113 〈後期高齢者医療〉国保ねんきん課 TEL：33-4490 〈介護保険〉介護保険課 TEL：33-4145 〈障害福祉サービス〉障がい者支援課 TEL：35-0294

制度の名称	被災した学用品を配付します
支援の種類	現物支給
制度の内容	令和8年熊本地震により被災し、学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童・中学校生徒を対象に被災した学用品を配布します。 【対象品目】 ①文房具や通学用品（鉛筆・消しゴム・ノート・定規セット、筆箱、傘、運動靴および通学靴、体育服、鍵盤ハーモニカ、リコーダー、習字セット、絵具セット、裁縫道具セット）※柄や種類は選べません。 ②学校指定の問題集・資料集 ③制服、ランドセル（通学用バッグ） 【申請方法】 在籍の学校を通じて申請 ※り災証明書（写し）の提出が必要 ※り災証明書が取れない場合や被災状況が準半壊・一部損壊の場合は、学用品が使用できなくなったことが分かる写真等の提出が必要
活用できる方	被災により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童・中学校生徒
注意事項	・見舞い制度ではないので、一律に文房具類を同数配付することはできません。 ・配付は小学校児童・中学校生徒一人につき1回限りです。
お問い合わせ先	学校教育課（本庁舎4階） TEL：33-6133

制度の名称	被災者生活再建支援制度【新規】																																																																														
支援の種類	給付																																																																														
制度の内容	令和8年熊本地震により被災され、居住する住宅が全壊するなど生活基盤に著しい被害を受けた世帯（被災世帯）に対して、支援金を支給し生活の再建を支援します。																																																																														
	＜対象となる被災世帯＞																																																																														
	八代市に居住の世帯で、令和8年熊本地震により居住する住宅が全壊した世帯、住宅が半壊し又は敷地等に被害が生じ、やむなく解体する世帯、大規模半壊世帯及び中規模半壊世帯																																																																														
	※被災の程度については、り災証明書の「住家の被害の程度」の判定となります																																																																														
	＜支援金の支給額＞																																																																														
	・基礎支援金：住宅の被害程度に応じて支給する支援金																																																																														
	・加算支援金：住宅の再建方法に応じて支給する支援金																																																																														
	<table><tr><th colspan="2">区分</th><th>① 基礎支援金</th><th colspan="2">② 加算支援金</th><th>①＋②合計額</th></tr><tr><td rowspan="9">複数世帯 （被災時世帯の人数が2人以上）</td><td rowspan="3">全壊世帯 解体世帯 長期避難世帯</td><td rowspan="3">100万円</td><td>建設・購入</td><td>200万円</td><td>300万円</td></tr><tr><td>補修</td><td>100万円</td><td>200万円</td></tr><tr><td>賃借</td><td>50万円</td><td>150万円</td></tr><tr><td rowspan="3">大規模半壊世帯</td><td rowspan="3">50万円</td><td>建設・購入</td><td>200万円</td><td>250万円</td></tr><tr><td>補修</td><td>100万円</td><td>150万円</td></tr><tr><td>賃借</td><td>50万円</td><td>100万円</td></tr><tr><td rowspan="3">中規模半壊世帯</td><td rowspan="3">なし</td><td>建設・購入</td><td>100万円</td><td>100万円</td></tr><tr><td>補修</td><td>50万円</td><td>50万円</td></tr><tr><td>賃借</td><td>25万円</td><td>25万円</td></tr><tr><td rowspan="9">単数世帯 （被災時世帯の人数が1人）</td><td rowspan="3">全壊世帯 解体世帯 長期避難世帯</td><td rowspan="3">75万円</td><td>建設・購入</td><td>150万円</td><td>225万円</td></tr><tr><td>補修</td><td>75万円</td><td>150万円</td></tr><tr><td>賃借</td><td>37.5万円</td><td>112.5万円</td></tr><tr><td rowspan="3">大規模半壊世帯</td><td rowspan="3">37.5万円</td><td>建設・購入</td><td>150万円</td><td>187.5万円</td></tr><tr><td>補修</td><td>75万円</td><td>112.5万円</td></tr><tr><td>賃借</td><td>37.5万円</td><td>75万円</td></tr><tr><td rowspan="3">中規模半壊世帯</td><td rowspan="3">なし</td><td>建設・購入</td><td>75万円</td><td>75万円</td></tr><tr><td>補修</td><td>37.5万円</td><td>37.5万円</td></tr><tr><td>賃借</td><td>18.75万円</td><td>18.75万円</td></tr></table>					区分		① 基礎支援金	② 加算支援金		①＋②合計額	複数世帯 （被災時世帯の人数が2人以上）	全壊世帯 解体世帯 長期避難世帯	100万円	建設・購入	200万円	300万円	補修	100万円	200万円	賃借	50万円	150万円	大規模半壊世帯	50万円	建設・購入	200万円	250万円	補修	100万円	150万円	賃借	50万円	100万円	中規模半壊世帯	なし	建設・購入	100万円	100万円	補修	50万円	50万円	賃借	25万円	25万円	単数世帯 （被災時世帯の人数が1人）	全壊世帯 解体世帯 長期避難世帯	75万円	建設・購入	150万円	225万円	補修	75万円	150万円	賃借	37.5万円	112.5万円	大規模半壊世帯	37.5万円	建設・購入	150万円	187.5万円	補修	75万円	112.5万円	賃借	37.5万円	75万円	中規模半壊世帯	なし	建設・購入	75万円	75万円	補修	37.5万円	37.5万円	賃借	18.75万円	18.75万円
	区分		① 基礎支援金	② 加算支援金		①＋②合計額																																																																									
	複数世帯 （被災時世帯の人数が2人以上）	全壊世帯 解体世帯 長期避難世帯	100万円	建設・購入	200万円	300万円																																																																									
補修				100万円	200万円																																																																										
賃借				50万円	150万円																																																																										
大規模半壊世帯		50万円	建設・購入	200万円	250万円																																																																										
			補修	100万円	150万円																																																																										
			賃借	50万円	100万円																																																																										
中規模半壊世帯		なし	建設・購入	100万円	100万円																																																																										
			補修	50万円	50万円																																																																										
			賃借	25万円	25万円																																																																										
単数世帯 （被災時世帯の人数が1人）	全壊世帯 解体世帯 長期避難世帯	75万円	建設・購入	150万円	225万円																																																																										
			補修	75万円	150万円																																																																										
			賃借	37.5万円	112.5万円																																																																										
	大規模半壊世帯	37.5万円	建設・購入	150万円	187.5万円																																																																										
			補修	75万円	112.5万円																																																																										
			賃借	37.5万円	75万円																																																																										
	中規模半壊世帯	なし	建設・購入	75万円	75万円																																																																										
			補修	37.5万円	37.5万円																																																																										
			賃借	18.75万円	18.75万円																																																																										
＜申請書類＞																																																																															
基礎支援金：り災証明書、住民票（世帯全員・続柄記載）など																																																																															
加算支援金：契約書（建設・購入、補修、賃借の契約書）など																																																																															
※いずれも通帳の写し（口座がわかるもの）が必要になります。																																																																															
※その他、申請書等の必要書類は個別にご案内します。																																																																															

	<申請から支給まで> 申請書類は市生活援護課での受付後、熊本県を經由して、本制度の委託機関である「公益財団法人 都道府県センター」に送付されます。同法人において申請書類等の内容の審査を行い、支給額を決定し指定された金融機関等の口座に支援金が振り込まれます。 ※申請受付から支給まで2～3ヵ月前後かかります。（申請書類等に不備がない場合） <申請期間> 基礎支援金：令和 9年8月27日（災害発生日から13ヵ月以内） 加算支援金：令和11年8月27日（災害発生日から37ヵ月以内） 申請書や必要書類、制度の詳細については、 公益財団法人 都道府県センターホームページをご参照ください。→ 
活用できる方	① 住宅が全壊した世帯（全壊世帯） ② 住宅が半壊または住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯（解体世帯） ③ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯（長期避難世帯） ④ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯） ⑤ 住宅が半壊し、大規模半壊世帯に至らないが相当規模の補修を要する世帯（中規模半壊世帯）
注意事項	・自己所有の住宅であっても実際に居住していない場合は対象となりません。 ・自己所有の住宅に限らず、借家やアパート等の賃貸物件に居住していた場合でも、り災判定が中規模以上（半壊は解体した場合）で支給要件に該当する場合は対象となります。 ・借家等の大家は対象となりません。（大家本人が実際に居住している場合は対象となります。） ・住宅部分の罹災判定が半壊以上で、解体世帯として申請する場合、建物全てが解体されていること（全部解体）が必要です。 ・その他の留意事項については、公益財団法人 都道府県センターホームページを参照ください。
お問い合わせ先	生活援護課（本庁舎2階） TEL：33-8722

制度の名称	災害援護資金の貸付【新規】																									
支援の種類	貸付（融資）																									
制度の内容	令和8年熊本地震により、世帯主が負傷または住居や家財に大きな損害を受けた世帯に対し、生活の立て直しをするための資金の貸付を行います。 ＜1世帯あたりの貸付限度額＞ <table><tr><th>区 分</th><th>世帯主に負傷がない場合</th><th>世帯主に1か月以上の療養が必要な負傷がある場合</th></tr><tr><td>家財や住居に損害がない</td><td>—</td><td>150万円</td></tr><tr><td>家財の1/3以上の損害</td><td>150万円</td><td>250万円</td></tr><tr><td>住居の半壊・中規模半壊・大規模半壊</td><td>170万円 （250万円）※1</td><td>270万円 （350万円）※1</td></tr><tr><td>住居の全壊</td><td>250万円 （350万円）※1</td><td>350万円</td></tr></table> ※1 被災した住居を立て直す際に、その住居の残存部分を取り壊さざるを得ない等の特別の事情がある場合の限度額 ＜貸付条件＞ <table><tr><th>条 件</th><th>内 容</th></tr><tr><td>利率</td><td>年1％ ※据置期間中は無利子 ※保証人を立てる場合は無利子</td></tr><tr><td>据置期間</td><td>3年（特別な事情がある場合は5年）</td></tr><tr><td>償還期限</td><td>10年（据置期間含む）</td></tr><tr><td>償還方法</td><td>年賦・半年賦・月賦</td></tr></table>	区 分	世帯主に負傷がない場合	世帯主に1か月以上の療養が必要な負傷がある場合	家財や住居に損害がない	—	150万円	家財の1/3以上の損害	150万円	250万円	住居の半壊・中規模半壊・大規模半壊	170万円 （250万円）※1	270万円 （350万円）※1	住居の全壊	250万円 （350万円）※1	350万円	条 件	内 容	利率	年1％ ※据置期間中は無利子 ※保証人を立てる場合は無利子	据置期間	3年（特別な事情がある場合は5年）	償還期限	10年（据置期間含む）	償還方法	年賦・半年賦・月賦
区 分	世帯主に負傷がない場合	世帯主に1か月以上の療養が必要な負傷がある場合																								
家財や住居に損害がない	—	150万円																								
家財の1/3以上の損害	150万円	250万円																								
住居の半壊・中規模半壊・大規模半壊	170万円 （250万円）※1	270万円 （350万円）※1																								
住居の全壊	250万円 （350万円）※1	350万円																								
条 件	内 容																									
利率	年1％ ※据置期間中は無利子 ※保証人を立てる場合は無利子																									
据置期間	3年（特別な事情がある場合は5年）																									
償還期限	10年（据置期間含む）																									
償還方法	年賦・半年賦・月賦																									
活用できる方	＜対象者＞ 次の（1）および（2）の要件すべてに該当する世帯 （1） 被害を受けた当時、八代市の住民基本台帳に記録のある世帯 （2） 世帯人員ごとの市町村民税における前年の総所得金額が、下表の金額以下の世帯 <table><tr><th>世帯人員</th><th>市町村民税における前年の総所得金額</th></tr><tr><td>1人</td><td>220万円</td></tr><tr><td>2人</td><td>430万円</td></tr><tr><td>3人</td><td>620万円</td></tr><tr><td>4人</td><td>730万円</td></tr><tr><td>5人</td><td>1人増すごとに730万円に30万円を加えた額</td></tr></table> ※ただし、その世帯の住居が滅失した場合は1, 270万円	世帯人員	市町村民税における前年の総所得金額	1人	220万円	2人	430万円	3人	620万円	4人	730万円	5人	1人増すごとに730万円に30万円を加えた額													
世帯人員	市町村民税における前年の総所得金額																									
1人	220万円																									
2人	430万円																									
3人	620万円																									
4人	730万円																									
5人	1人増すごとに730万円に30万円を加えた額																									

注意事項	＜申請に必要なもの＞ ・借入申込書 ※保証人を立てる場合は、保証人の記載も必要 ・り災証明書（写し）または被災証明書の（写し） ・世帯主の本人確認書類（運転免許証・マイナンバーカード等）、印鑑、預金通帳 ・世帯主の負傷を理由とする場合は、医師の療養見込期間及び療養費概算額を記載した診断書 ・住民票謄本 ※保証人を立てる場合は、保証人の分も必要 ・令和８年度（令和７年分）所得課税証明書（世帯員全員分） ※保証人を立てる場合は、保証人の分も必要 ・完納証明書又は課税がない証明書（現年度を含む３年度分） ※保証人を立てる場合は、保証人の分も必要 ＜申込期限＞ 令和８年１１月２日（月）
お問い合わせ先	健康福祉政策課（本庁舎２階） TEL：33-4003

公共料金の減免措置等

制度の名称	NHK受信料の免除
支援の種類	免除
制度の内容	災害救助法が適用された区域内において、次のとおり放送受信料が免除されます。 ＜災害救助法が適用されている区域＞ 八代市全域 ＜免除の対象＞ 半壊、半焼以上の程度の被害を受けた建物の放送受信契約 ＜免除期間＞ 令和8年7月から令和8年8月まで（2か月間） ＜申請の手続き＞ ・り災証明書の写し ・放送受信料免除申請書 ※NHKのホームページに掲載 https://www.nhk-cs.jp/contract/exemption/menjo-info/saigai-menjo-shinsei/ ＜申請書類のお送り先＞ 〒860-8602 熊本市中央区花畑町5-1 NHK熊本放送局 経営管理企画センター 宛
活用できる方	放送受信契約をされている上記の対象に該当する方
注意事項	・放送受信契約をされている方からの届けにより、免除対象となる方を確定します。 ・免除が適用される期間の放送受信料について、前払い等により、すでに支払いをされている場合は、支払い済み分を免除期間終了後の請求分に充当します。
お問い合わせ先	NHK ふれあいセンター TEL：0570-077-077 9：00～18：00 ※土・日・祝日も受付

制度の名称	九州電力の電気料金等の特別処置
支援の種類	免除
制度の内容	令和８年熊本地震により被災されたお客さまに対する電気料金等の特別措置を実施します。 （電気料金の支払い期日の延長、不使用月または不使用日の電気料金の免除などを実施します。） ＜特別措置の対象市町村＞ 災害救助法が適用された市町村 ＜特別措置の内容＞ 1. 電気料金の支払期日の延長 2. 不使用月または不使用日の電気料金の免除 3. 工事費負担等の免除 4. 基本料金の免除 ＜特別措置の申し込み＞ この特別措置の適用を希望されるお客さま、最寄りの九電ネクスト営業所までお申し込みください。
活用できる方	住居等に被害を受けられたお客さま
注意事項	お申込み時には、お客さまの被災状況を確認するため、原則として、各自治体により発行される「罹災証明書」などを提出していただきます。
お問い合わせ先	お問合せ先は、九州電力ホームページを参照ください。 https://www.kyuden.co.jp/press/2026/h260729-1.html 
内線・担当 (庁内共有のみ)	九州電力八代営業所（八代市塩屋町４番３８号） TEL：０１２０－７６１－３８７

住まいの確保

制度の名称	賃貸型応急住宅（みなし仮設住宅）
支援の種類	現物貸与
制度の内容	令和8年熊本地震により、住宅に甚大な被害を受けられた皆さまに、民間賃貸住宅を提供する制度です。 〈条件〉 賃貸する物件の家賃が1か月当たり次の額以下であること。 単身の世帯 月額 5万5千円以内 2人の世帯 月額 6万5千円以内 3～4人の世帯 月額 9万5千円以内 5人以上の世帯 月額 13万円以内 〈入居期間〉 最長2年間
活用できる方	令和8年熊本地震による八代市在住の被災者において、次のいずれかに該当する方 （1）住まいが全壊、または全焼により居住する住宅がない方 （2）住まいが半壊（中規模半壊、大規模半壊含む）であっても、やむを得ず解体を行う方 （3）二次災害等により住宅が被害を受ける恐れがある、ライフラインが途絶している等、長期に渡り住まいに居住できない方 （4）災害救助法に基づく住宅の応急修理制度を利用する方で、半壊以上で修理期間が1カ月を超えることが見込まれる方
注意事項	・ 賃貸型応急住宅を探していることを不動産業者に伝え、物件の紹介を受けてください。 ・ 駐車場代、光熱水費等は入居者の負担となります。 ＜既に個人で契約して民間賃貸住宅に入居している方へ＞ ・ 7月28日（災害救助法適用日）以降、既に個人で契約している場合でも、入居者の要件等を満たし、貸主の同意が得られる場合は、県、貸主、入居者で三者契約を締結することで、入居日に遡って対象になります。（保険は遡及できません）
お問い合わせ先	住宅課（本庁舎5階） TEL：33-4122

制度の名称	住宅の応急修理								
支援の種類	現物給付								
制度の内容	日常生活に必要な最小限度の部分を応急的に修理することで元の住家に引き続き住めるようにすること等を目的としたもので、応急修理に掛かる費用（限度額内の修理費用）を被災者に代わって被災自治体（八代市）が支払う制度です。 <修理の範囲> 屋根、外壁、基礎等の修理及び、居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分であって、緊急に応急修理をすることが必要な部位。 <費用の限度額> <table border="1" data-bbox="448 757 1393 945"> <thead> <tr> <th>被害認定</th><th>限度額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全壊、大規模半壊、半壊</td><td>一世帯あたり 最大 75万 7 千円</td></tr> <tr> <td>準半壊</td><td>一世帯あたり 最大 36万 7 千円</td></tr> <tr> <td>一部損壊</td><td>対象外</td></tr> </tbody> </table> <申請受付・相談窓口> 受付場所：市役所 1 階会議室 C 受付時間：9 時～12 時／13 時～16 時 ※土日祝日のご相談は事前に営繕課までご連絡ください。 <必要書類> - 市役所窓口で記入いただけるもの（市 HP にも様式を掲載） （1）（2）修理申込書、住宅の被害状況に関する申出書（様式第 1 号） （3）資力に関する申出書（様式第 2 号） （4－1）修理見積書（様式第 3 号） - 事前に準備いただくもの （4－2）修理業者が作成した詳細な見積書 （5）り災証明書（写） （6）施工前の被害状況がわかる写真 ※修理業者の口座番号などを事前にご確認ください。 <応急修理制度説明用フォーム> 応急修理制度の説明用フォームを作成しておりますので、活用ください。 	被害認定	限度額	全壊、大規模半壊、半壊	一世帯あたり 最大 75万 7 千円	準半壊	一世帯あたり 最大 36万 7 千円	一部損壊	対象外
被害認定	限度額								
全壊、大規模半壊、半壊	一世帯あたり 最大 75万 7 千円								
準半壊	一世帯あたり 最大 36万 7 千円								
一部損壊	対象外								

活用できる方	り災証明の区分で「全壊」、「大規模半壊」、「半壊」、「準半壊」と記載されている住宅 ※全壊の場合、応急修理を実施することにより居住が可能である場合は、支援の対象となります。 ※一部損壊は対象外となります。
注意事項	• 必ず「施工前の被害状況写真」を撮影してください。スマートフォンで撮影した写真でも構いません。 • 事前着工は可能ですが、り災証明書の結果や修理内容によっては、支援を受けられない可能性があります。 • 「半壊」以上と判定された方で、住居の修理期間が1か月を超える場合は、修理完了までの間、原則6か月間を限度に「住宅の応急修理」と「賃貸型応急住宅」の併用ができます。 • 借家の場合は、条件が厳しくなっていますので、事前にご相談ください。
お問い合わせ先	営繕課（本庁舎5階） TEL：33-4401

制度の名称	住家の緊急修理（ブルーシート展張等）
支援の種類	助成
制度の内容	令和8年熊本地震により住家が半壊又はこれに準ずる程度の損傷を受け、雨水の侵入等を放置すれば住家の被害が拡大する恐れがある屋根、外壁、建具（玄関、窓やサッシ等）等の必要な部分に対してブルーシートの展張などの緊急修理に対して支援を行います。 【支援費用】 上限56,400円を八代市から修理業者に直接お支払いします。 ※この金額には、ブルーシート、ロープ、土のう等の資材費、修理作業に係る人件費及び事務など修理に必要な一切の経費が含まれます。 【手続きの流れ】 （１）八代市への相談 以下の情報を準備してご相談ください ①被害状況が分かる写真 ※屋根、外壁、建具等の貫通等の損傷があり、降雨があれば浸水を免れないことがわかるもの、または、損傷した住宅の前を歩行する通行人の安全確保が必要なことがわかるもの ②予定している工事内容及び修理金額（概算でも可）が分かるもの （２）修理業者への相談 本制度を利用して修理を希望される方は、ご自身で修理業者を選定し、見積書の作成を依頼してください。見積書の作成に時間がかかる場合は、工事内容と概算金額を確認してください。 （３）申込み 以下の書類をご提出ください。 ①緊急修理に関する申込書 ②被害状況報告書（被災状況の写真） ③修理業者の見積書 （４）修理の実施 制度対象と認められた場合、八代市から修理業者へ正式に依頼します。申込者の方には、修理依頼を行った旨を市からご連絡します。

	(5) 完了報告 修理が完了したら、修理業者から八代市へ「工事完了報告書」「修理前後の施工写真」「請求書」が提出されます。 (6) 支払い 完了報告と請求内容に基づき、八代市から直接、修理業者へ費用が支払われます。 【申請受付】 窓口：建設政策課（本庁舎5階） 受付時間：原則平日の9時から17時
活用できる方	災害発生時に居住していた住家が「準半壊以上（相当）」の損傷を受け、雨水の侵入等を放置すれば住家の被害が拡大する恐れがある世帯 ※損傷を受けた住家の写真等をお持ちください。 ※倉庫、物置、駐車場は対象外です。
注意事項	・既に支払いが済んでいる修理への支援はできませんので、<u>必ず事前にご相談ください</u>。 ・修理費用が上限の56,400円を超える場合、差額は申込者（被災者）負担となります。 ・八代市から修理業者への支払は契約処理の都合上、大幅に時間がかかる場合がありますので、あらかじめご了承ください。 ・原則、市内の業者への修理依頼をお願いします。 ・災害に便乗した悪質な修理業者にご注意ください。
お問い合わせ先	建設政策課（本庁舎5階）TEL：33-4116

事業経営・農林漁業への支援

制度の名称	農地災害復旧事業
支援の種類	補助
制度の内容	異常な天然現象（暴風・洪水・高潮・地震など）で被害を受けた農地の復旧に係る経費を国の補助事業を活用して復旧する制度です。 【採択条件】 （１）１箇所の復旧に係る経費が４０万円以上であること。 （２）耕作している又は休耕であっても復旧後には耕作する農地であること。 ※ただし、営農を目的としない農地は対象外です。 （３）復旧後に分担金の納入が可能な方であること。 【補助内容】 国補助：５０％※注 申請者負担：５０％ ※被害の規模などにより国の軽減措置制度の適用を受けた場合は、国補助率が嵩上げされて申請者の負担が軽減されます。 ※被災した条件や規模に応じて、国の補助対象となる限度額があります。
活用できる方	令和８年熊本地震で被災した農地の所有者
注意事項	—
お問い合わせ先	農地整備課（本庁舎４階） TEL：33-4118 各支所産業建設課（坂本）TEL：45-2290 （鏡）TEL：52-7820 （千丁）TEL：46-1104 （東陽）TEL：65-2114 （泉）TEL：67-2112

制度の名称	日本政策金融公庫による「災害復旧貸付」													
支援の種類	貸付・融資													
制度の内容	災害により被害を受けた中小企業者の事業の復旧を促進し、被災地域の復興を支援するため、日本政策金融公庫が「災害復旧貸付」を実施します。 <制度内容> <table border="1"> <tr> <th></th><th>国民生活事業</th><th>中小企業事業</th></tr> <tr> <td>融資限度額</td><td>3千万円（※1）</td><td>1億5千万円（別枠）</td></tr> <tr> <td>融資期間 （うち措置期間）</td><td colspan="2">10年以内（※2） （2年以内）</td></tr> <tr> <td>金利（※3）</td><td>—</td><td>—</td></tr> </table> （※1）国民生活事業の融資限度額は、各融資制度に上乗せされる金額です。 （※2）国民生活事業においては、一般貸付を適用した場合の融資期間（うち措置期間）です。中小企業事業の設備資金においては、融資期間15年以内（うち措置期間2年以内） （※3）金利については日本政策金融公庫にご相談ください。			国民生活事業	中小企業事業	融資限度額	3千万円（※1）	1億5千万円（別枠）	融資期間 （うち措置期間）	10年以内（※2） （2年以内）		金利（※3）	—	—
	国民生活事業	中小企業事業												
融資限度額	3千万円（※1）	1億5千万円（別枠）												
融資期間 （うち措置期間）	10年以内（※2） （2年以内）													
金利（※3）	—	—												
活用できる方	災害により被害のあった中小企業・小規模事業者													
注意事項	—													
お問い合わせ先	日本政策金融公庫 八代支店 TEL：32-5195													

制度の名称	中小企業基盤整備機構による「小規模企業共済災害時貸付」
支援の種類	貸付・融資
制度の内容	(1) 借入限度額：原則として納付済掛金の合計額に掛金納付月数に応じて7割～9割を乗じて得た額（50万円以上で5万円の倍数となる額）と1,000万円のいずれか少ない額 (2) 借入利率：年0.9%（令和8年7月29日現在） (3) 借入期間：借入金額 50万円～500万円 36ヵ月 505万円～1,000万円 60ヵ月 (4) 借入金の返済方法：6ヵ月ごとの元金均等返済 (5) 担保、保証人：不要 (6) 借入窓口：商工組合中央金庫本支店 (7) 取扱期間：災害発生の日から6か月以内
活用できる方	50万円以上の借入れの限度額を有する共済契約者であって、災害救助法の適用される災害の被災区域内に事業所（※1）を有し、かつ、当該災害の影響により次の1.または2.の要件に該当し、その旨の証明を商工会、商工会議所、中小企業団体中央会その他相当の団体から受けていること。 (1) 被災区域内にある事業所又はその契約者事業の主要な資産（※1）について全壊、流失、半壊、床上浸水その他これらに準じる損害を受けていること。 (2) 当該災害の影響を受けた後、原則として1月間の売上高（※1）が前年同月に比して減少することが見込まれること。 ※1 共済契約者が共同経営者の場合はその共同経営者の個人事業主の事業に関するもの、共済契約者が会社等の役員の場合はその会社等の事業に関するものとなります。
注意事項	以下が整っていれば、原則、即日貸付が可能です。 ・小規模企業共済の契約者であることがわかる書類（例：共済契約締結証書（共済手帳）、中小機構からお送りした共済契約者番号の記載されている書類等） ・本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード等） ・借入金額に応じた収入印紙 ・印鑑登録証明書（3か月以内発行の原本） ・実印 ・被災証明書または罹災証明書 ・被災証明願 ※『被災証明願』は「商工三団体（商工会、商工会議所、中小企業団体中央会）」等で、『被災証明書』『罹災証明書』は市町村等で事前に証明を受けてください。
お問い合わせ先	中小企業基盤整備機構共済相談室 TEL：050-5541-7171

制度の名称	緊急時短期資金保証制度
支援の種類	貸付・融資
制度の内容	〈限度額〉 ① 普通保証制度 2億8,000万円以内 ② 小口零細企業保証制度 2,000万円以内 〈資金使途〉 事業資金（運転資金に限る） 〈期間〉 6か月以内 〈保証料率〉 ① 普通保証制度の基準料率は、年0.45%～年1.90% ② 小口零細企業保証制度の基準料率は、年0.50%～年2.20% 〈融資利率〉 金融機関所定利率 〈返済方法〉 一括返済。ただし、保証期限到来後、一括返済できない場合は長期資金にて借換可能 〈担保〉 原則として不要 〈保証人〉 原則として、法人代表者以外の連帯保証人は不要
活用できる方	令和8年熊本地震の影響を受けた中小・小規模事業者
注意事項	1事業者1口限りとする
お問い合わせ先	熊本県信用保証協会 八代支所 TEL：33-2579

制度の名称	金融円滑化特別資金（令和8年熊本地震枠）【新規】
支援の種類	貸付・融資
制度の内容	〈融資限度額〉 1 企業 8,000 万円 1 組合 1 億円 〈融資期間〉 1 年以上 10 年以内 据置期間 2 年以内 〈保証料率〉 事業者負担分 0.00% ※県補助後 〈融資利率〉 2 年以内 固定 年 1.50%以内 3 年以内 固定 年 1.70%以内 5 年以内 固定 年 1.85%以内 7 年以内 固定 年 2.00%以内 7 年超 固定 年 2.20%以内 〈担保〉 必要に応じて徴求 〈保証人〉 原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要
活用できる方	次の(1)又は(2)に該当する者 (1) 令和 8 年熊本地震による被害の影響を受けた中小企業者で、市町村長の発行する罹災証明書又は被災証明書を有している者 (2) 令和 8 年熊本地震の影響を受け、申込日から 1 年以内の連続する 3 か月間の平均売上高、平均売上総利益率又は平均営業利益率（以下「平均売上高等」という。）が、前年同期の平均売上高等に比して減少している者、または減少する見込みの者
注意事項	活用できる方(2)の申し込みにあたっては、「平均売上高等減少理由書」に、令和 8 年熊本地震の影響で平均売上高等が減少している又は減少する見込みであることについての記載が必要です。
お問い合わせ先	市内取扱金融機関（ゆうちょ銀行を除く） 八代商工会議所 TEL：32-6191 八代市商工会 TEL：52-8111 熊本県信用保証協会八代支所 TEL：33-2579

制度の名称	金融円滑化特別資金（セーフティネット保証対応枠（令和8年熊本地震分））【新規】	
支援の種類	貸付・融資	
制度の内容	〈融資限度額〉 別枠 8,000 万円 〈融資期間〉 1 年以上 10 年以内 据置期間 2 年以内 〈保証料率〉 事業者負担分 0.00% ※県補助後 〈融資利率〉 2 年以内 固定 年 1.50%以内 3 年以内 固定 年 1.70%以内 5 年以内 固定 年 1.85%以内 7 年以内 固定 年 2.00%以内 7 年超 固定 年 2.20%以内 〈担保〉 必要に応じて徴求 〈保証人〉 原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要	
活用できる方	令和 8 年熊本地震の被害の影響を受け、中小企業信用保険法（昭和 25 年法律第 264 号）第 2 条第 5 項（以下「セーフティネット」という。）第 4 号の規定に基づく「特定中小企業者」として市町村の認定を受けた者	
注意事項	セーフティネット記事 URL （八代市 HP：下記 URL 又は二次元バーコードからご覧ください。） https://www.city.yatsushiro.lg.jp/kiji00326866/index.html	
お問い合わせ先	市内取扱金融機関（ゆうちょ銀行を除く） 八代商工会議所 TEL：32-6191 八代市商工会 TEL：52-8111 熊本県信用保証協会八代支所 TEL：33-2579	

制度の名称	小規模事業者おうえん資金（令和 8 年熊本地震分）【新規】
支援の種類	貸付・融資
制度の内容	〈限度額〉 2,000 万円 〈融資期間〉 設備 1 年以上 7 年以内 据置期間 6 か月以内 運転 1 年以上 5 年以内 据置期間 6 か月以内 〈保証料率〉 事業者負担分 0.00% ※県補助後 〈融資利率〉 3 年以内 固定 年 1.50%以内 5 年以内 固定 年 1.65%以内 7 年以内 固定 年 1.80%以内 〈担保〉 必要に応じて徴求 〈保証人〉 原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要
活用できる方	既存の保証協会の保証付き融資残高と本資金との合計が 2,000 万円以下となる従業員 20 人（商業・サービス業 5 人（宿泊業、娯楽業を除く））以下の小規模企業者で、次の(1).(2)のいずれかに該当する者 (1) 令和 8 年熊本地震による被害の影響を受け、市町村長の発行する罹災証明書又は被災証明書を有している者 (2) 令和 8 年熊本地震の影響を受け、申込日から 1 年以内の連続する 3 か月間の平均売上高、平均売上総利益率又は平均営業利益率（以下「平均売上高等」という。）が、前年同期の平均売上高等に比して減少している者、または減少する見込みの者
注意事項	熊本県信用組合以外の取扱金融機関についてはセーフティネット保証 4 号の指定期間に限り、申し込み可。
お問い合わせ先	市内取扱金融機関（ゆうちょ銀行を除く） 八代商工会議所 TEL：32-6191 八代市商工会 TEL：52-8111 熊本県信用保証協会八代支所 TEL：33-2579

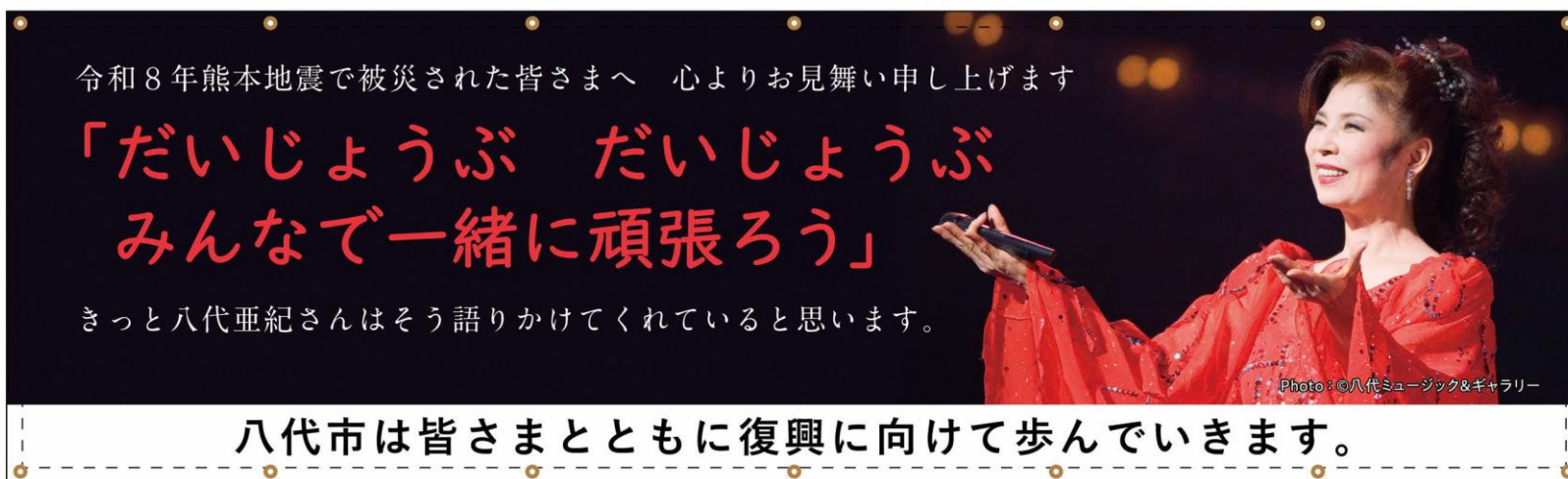
■横断幕／八代市本庁舎内／1枚

※ターポリン出力

周囲ロープ込み溶着・ハトメ加工

4000

1200



令和8年熊本地震で被災された皆さまへ 心よりお見舞い申し上げます

**「だいじょうぶ だいじょうぶ
みんなで一緒に頑張りよう」**

きっと八代亜紀さんはそう語りかけてくれていると思います。

八代市は皆さまとともに復興に向けて歩んでいきます。

Photo: ©八代ミュージック&ギャラリー

被災されて来庁される方や支援に来てくださる方々へのメッセージとして、株式会社松田筆正社から提案・制作をいただいた。

(制作にあたっては八代ミュージック&ギャラリー株式会社にもご協力をいただいた。)

8月26日(水)16時以降、本庁舎1階吹き抜け部分に設置する。

【7月28日 震度6強発生】被害状況報告

令和8年8月21日（金）15：00時点

【財務部】

1 対応状況

本庁舎被害状況 → 発災時と変更なし

地階：壁・天井の一部崩落、配管の破損による水漏れ、免振装置のずれ・潰れ

1階：庁舎入り口で床がめくれている

階段：壁亀裂

各階：ひずみのため、ドアの開閉が困難

(庁舎インフラ)

電気：問題なし

ガス：配管破損の可能性があるため使用不可 → 配管に異常なしを確認 → 九州ガスの復旧待ち

上水道：配管破損の可能性があるため使用不可 → 庁舎西側：8/8～全て使用可能

庁舎東側：8/10～全て使用可能

エアコン：全館空調は、ガス・水道の供給が止まっているため使用不可 → 8/24より稼働中

トイレ：東側1階のみ使用可能

東側2～6階は、使用不可 → 8/10～全て使用可能（手洗いも可能）

西側トイレは全て使用不可 → 8/8～全て使用可能（手洗いも可能）

エスカレーター：使用可能。1階ロビーの高天井の点検後再開予定（8/10～稼働予定） → 8/10から稼働中

エレベーター：東側EV→使用中

西側EV→レールの歪み補修及び免震装置の補強が必要。→ 8/26から1台稼働中

(庁舎内安全確認)

1・2階天井・壁：8/8（土）多目的ホール・1階ロビー天井・壁の安全点検を実施予定 → 8/8点検実施、安全確認済

北側玄関：8/5 入口のジョイントカバーを固定し転倒防止措置を実施。

南側通路：8/4 通路ひさしの基礎が一部損傷しているため、転倒防止措置を実施。

守衛室前：8/6 入口の転倒防止柵を設置。

(その他)

7/30 屋外に仮設トイレ10基を設置（北側喫煙所横）

7/31 市民の安全確保のため、吹き抜けの下部にあたる1階部分に通行禁止エリアを設定

8/1 日中、自動車で本庁舎駐車場に避難されている方むけに、市民交流エリアをクーリングシェルターとして開放

8/6 移動式トイレカー北側玄関前に3台設置（岡山県奈義町より支援）→ 8/10 鏡コミセンに2台、鏡中に1台を移動

2 今後の対応

○本庁舎の方針、今後の対応について

◎地階免振装置の現地確認

7/29 午前：前田建設工業（施工業者）に現地確認

午後：久米設計（設計・施工管理業者）と前田建設工業により現地確認

7/30 午前：久米設計（本社）及び前田建設工業（熊本営業所）による現地確認

午後：国土技術政策総合研究所（国土交通省所管）による現地確認

7/31 午後：一般社団法人日本免震構造協会（元・国土交通省住宅局所管の公益法人）、国土技術政策総合研究所、東京科学大学（吉敷教授）、福岡大学（高山教授）による現地確認

※上記の専門家の意見及び調査結果を参考に、本庁舎の【市としての方針】・【今後の対応】を以下のとおり決定する。

【市としての方針】

- ・現状を踏まえ、災害対応を優先した復旧・復興を進める必要があることから、当面の間は建物の状態（損傷が進展しないこと）をモニタリングしつつ、安全性を高めるための応急補修を行いながら本庁舎を使用する。

【今後の対応】

- ・損傷箇所の応急補修を行い、建物の耐震性を高める。応急補修の期間は4から6か月程度掛かる見込み。
- ・最終的には、本復旧工事を実施することで、従前の耐震性能以上を確保する。本復旧の期間は、設計も含めると2年程度かかる見込み。

※地階について、職員の目視によるモニタリングを実施中

※応急補修工事については、工事発注に向け準備中

1 対応状況

【被災・り災証明について】

災害対策基本法第九十条の二に規定される「り災証明書」の発行業務について速やかに、被災者からの申請に基づき住家の被害家屋調査を実施し、調査結果に応じて被害の程度を証明する。また住家以外の被害についても「被災証明」を発行する。

【被災・り災証明の申請受付状況について】

- オンライン申請：令和8年8月3日（月）13：00より受付開始（7/31夕方HP、8/3午前インフォカナルで配信）
 - ・ オンライン申請状況→ 11,023件（8月25日受付分までの集計） ※詳細は別紙参照
 - ※オンライン申請方法がわからない方については、窓口にて対応。
- 窓口申請：令和8年8月10日（月）9：00～申請受付開始（8/4～HP、インフォカナルで周知）
- 申請窓口：本庁、各支所（5支所）、日奈久出張所
 - ・ 窓口申請状況→ 9,307件（8月25日受付分までの集計） ※詳細は別紙参照
 - ※本庁会場については、1F・多目的ホールで受付。
 - ※保険請求やり災証明書等の申請に必要な「被害写真」の撮影を必ず行ってください。
（り災証明書の発行にあたり現地調査を行う場合は、写真添付の必要はありません。）
- 応援体制：他県からの応援体制（8月25日）福井県6名、河内長野市（大阪府）2名

【7月28日 震度6強発生】被害状況報告

令和8年8月26日（水）15：00時点

【財務部】

1 対応状況

【被災・り災証明について】

災害対策基本法第九十条の二に規定される「り災証明書」の発行業務について速やかに、被災者からの申請に基づき住家の被害家屋調査を実施し、調査結果に応じて被害の程度を証明する。また住家以外の被害についても「被災証明」を発行する。

【り災証明発行に係る住家被害認定調査について】

- 調査実施：8/6 午前9時から他自治体の応援職員を中心に全壊建物の調査を開始（8/11まで市内全域を調査）

実績→ 874件（8月15日受付分までの集計） ※非住家含む ※詳細は別紙参照

8/12 午前9時から他自治体の応援職員を中心に申請に基づく建物の調査を開始

実績→ 2,543件（8月25日受付分までの集計） ※詳細は別紙参照

- 応援体制：（内閣府）罹災証明コーディネーター 1名（宮城県仙台市職員、8/21～8/29）

他自治体からの職員派遣（8月24日）→大阪府22名、北九州市（福岡県）10名、三豊市（香川県）3名、石巻市（宮城県）3名、京都市（京都府）10名、名古屋市（愛知県）3名、大阪市（大阪府）6名、沖縄県10名、掛川市（静岡県）2名、さいたま市（埼玉県）10名、京都府6名 熊本県 14名 計 99 名

【り災・被災証明書発行状況について】

り災証明書発行件数 3,157 件 被災証明書発行件数 7,630 件（8月25日現在） ※詳細は別紙参照

2 今後の対応

〇り災証明に係る家屋調査予定期間

調査区分	実施期間	状況
全壊家屋調査	8月6日 ～ 8月10日	完了
申請による調査（1次）	8月12日 ～9月中旬（見込み）	実施中
二次調査・非住家調査	9月中旬～10月末（見込み）	未定

〇り災証明に係る家屋調査応援体制

R8.8.21時点 69名 → 今後の必要となる人員 100名

※現在の申請件数（16,000件超）及び今後の二次調査（一次調査の40%を想定・公費解体に伴う非住家調査（家屋台帳から2000件と想定）を円滑にすすめるためには、内部調査・現地調査併せて、増員が不可欠な状況

※現在、総務省の応急対策職員派遣制度（短期派遣）等を活用し、増員の要請を行っている。

り災・被災証明申請について

	り災・被災証明申請									
	オンライン 申請	窓口申請								合計
		本庁	坂本支所	千丁支所	鏡支所	東陽支所	泉支所	日奈久出張所	計	
8月3日(月)	1,145									1,145
8月4日(火)	851									851
8月5日(水)	617									617
8月6日(木)	568									568
8月7日(金)	540									540
8月8日(土)	542									542
8月9日(日)	551									551
8月10日(月)	530	680	20	191	271	20	9	93	1,284	1,814
8月11日(火)	570	244	1	104					349	919
8月12日(水)	432	515	9	116	198	13	8	63	922	1,354
8月13日(木)	394	414	4	89	148	7	8	35	705	1,099
8月14日(金)	587	493	3	132	116	6	3	43	796	1,383
8月15日(土)	486	256		78	83				417	903
8月16日(日)	473	162	1	68	44				275	748
8月17日(月)	447	523	4	118	110	12	1	58	826	1,273
8月18日(火)	322	417	9	109	88	6	2	58	689	1,011
8月19日(水)	359	410	7	80	93	3		22	615	974
8月20日(木)	323	421	3	79	99	5	2	27	636	959
8月21日(金)	242	376	12	61	66	4	1	26	546	788
8月22日(土)	267	2			1		窓口休み		3	270
8月23日(日)	302	289							289	591
8月24日(月)	251	320	3	73	64	1	7	19	487	738
8月25日(火)	224	333	2	52	49	4	4	24	468	692
8月26日(水)										
8月27日(木)										
8月28日(金)										
8月29日(土)										
8月30日(日)										
8月31日(月)										
計	11,023	5855	78	1350	1430	81	45	468	9,307	20,330

現地調査		証明書発行件数	
全壊建物 調査	申請に 基づく 調査	り災 証明	被災 証明
174			
191			
270			
119			
119		68	1,176
1		30	323
	15	83	840
	34	83	618
	107	343	814
	110	89	328
	179	49	121
	168	306	463
	121	423	612
	219	336	522
	313	411	575
	288	314	392
	164	窓口休みのため発行なし	
	299	80	121
	291	280	361
	235	262	364
874	2543	3,157	7,630

(参考) 全壊建物調査と申請に基づく調査件数(校区ごと)

	代陽	八代	太田郷	植柳	麦島	松高	八千把	高田	金剛	郡築	昭和	宮地	龍峯	日奈久	二見	坂本町	千丁町	鏡町	東陽町	泉町	合計	現地調査	
																						全壊建物調査	申請に基づく調査
8月3日(月)																					0	0	0
8月4日(火)																					0	0	0
8月5日(水)																					0	0	0
8月6日(木)																		174			174	174	0
8月7日(金)			4									2					26	159			191	191	0
8月8日(土)	22	5	38	13				19	8	1			19				66	79			270	270	0
8月9日(日)	10	8	47	2	2	2	9	14		1	3			9	2		10				119	119	0
8月10日(月)	31		29				31		3			8	5	11		1					119	119	0
8月11日(火)			1																		1	1	0
8月12日(水)																	15				15	0	15
8月13日(木)																	34				34	0	34
8月14日(金)	4		15			10	20			6	2						48	2			107	0	107
8月15日(土)	19	9	9															73			110	0	110
8月16日(日)			48	15	10	30	31		6	6			1					32			179	0	179
8月17日(月)	9	13	15	9	2	7	17	15	1				16	43	2		7	11	1		168	0	168
8月18日(火)		5	15	15	9	5	2	26	8	5	8	7	11	4			1				121	0	121
8月19日(水)	3		2	28	63	10	56	14		6		10	7	4	4			12			219	0	219
8月20日(木)	37	23	45	11	12	34	46	23				20	14	8		1	19	20			313	0	313
8月21日(金)	21	18	49	11	3	5	67	10	4	2		4	12	14			21	44	1	2	288	0	288
8月22日(土)		1	3			13	3	21	6	3		38	11	3	11		11	40			164	0	164
8月23日(日)		12				2			26	6				10			25	209	8	1	299	0	299
8月24日(月)	11	5	50		2	25	1			1		1	10		37	13	58	77			291	0	291
8月25日(火)	2	2	25	12	1	6	17	5	1			16	6	35			13	83	9	2	235	0	235
8月26日(水)																					0		
8月27日(木)																					0		
8月28日(金)																					0		
8月29日(土)																					0		
8月30日(日)																					0		
8月31日(月)																					0		
計	169	101	395	116	104	149	300	147	63	37	13	106	112	141	56	15	354	1015	19	5	3,417	874	2543

(参考) り災・被災証明書発行数

	証明書発行数												
	り災証明									被災証明			合計
	全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	一部損壊			郵送分	即時発行	計		
						郵送分	即時発行	計					
8月10日(月)							68	68	68		1, 176	1, 176	1, 244
8月11日(火)							30	30	30		323	323	353
8月12日(水)							83	83	83		840	840	923
8月13日(木)							83	83	83		618	618	701
8月14日(金)						180	163	343	343	181	633	814	1, 157
8月15日(土)							89	89	89		328	328	417
8月16日(日)							49	49	49		121	121	170
8月17日(月)	5					111	190	301	306	120	343	463	769
8月18日(火)						278	145	423	423	326	286	612	1, 035
8月19日(水)		1	1		3	187	144	331	336	250	272	522	858
8月20日(木)	9		2	2	11	224	163	387	411	293	282	575	986
8月21日(金)	2		3	6	7	166	130	296	314	155	237	392	706
8月22日(土)						窓口休みのため発行なし							
8月23日(日)							80	80	80		121	121	201
8月24日(月)	5				4	158	113	271	280	156	205	361	641
8月25日(火)	2			3	5	149	103	252	262	147	217	364	626
8月26日(水)													
8月27日(木)													
8月28日(金)													
8月29日(土)													
8月30日(日)													
8月31日(月)													
計	23	1	6	11	30	1, 453	1, 633	3, 086	3, 157	1, 628	6, 002	7, 630	10, 787

(参考) 寄附について

	入金件数 (件)	入金額 (円)
7月31日 (金)	7	96,000
8月1日 (土)	14	215,500
8月2日 (日)	16	386,000
8月3日 (月)	64	2,320,500
8月4日 (火)	44	13,207,810
8月5日 (水)	35	8,716,435
8月6日 (木)	45	3,658,900
8月7日 (金)	26	2,218,259
8月8日 (土)	16	374,000
8月9日 (日)	19	3,180,000
8月10日 (月)	32	2,270,000
8月11日 (火)	11	165,000
8月12日 (水)	22	10,541,902
8月13日 (木)	7	207,273
8月14日 (金)	11	1,300,000
8月15日 (土)	3	101,000
8月16日 (日)	5	242,500
8月17日 (月)	21	1,184,747
8月18日 (火)	18	3,617,430
8月19日 (水)	14	7,218,310
8月20日 (木)	12	2,656,000
8月21日 (金)	14	3,330,000
8月22日 (土)	1	5,000
8月23日 (日)	3	100,000
8月24日 (月)	4	1,511,706
8月25日 (火)	5	10,520,054
8月26日 (水)		
8月27日 (木)		
8月28日 (金)		
8月29日 (土)		
8月30日 (日)		
8月31日 (月)		
	469	79,344,326

【7月28日 震度6強発生】被害状況報告

【市民環境対策部】

令和8年8月26日（水）14:00時点

1 被害状況

【八代市斎場】

火葬棟、待合棟・・・断水により一部使用制限あり

【八代市環境センター】

焼却施設、資源化施設・・・断水等により運転停止
管理棟、緑地広場、駐車場・・・一部使用制限あり

【し尿処理施設】

浄化槽汚泥処理施設（建設部所管）・・・使用制限なし

【最終処分場跡地】

水島多目的運動公園、平和町運動公園、
郡築公園・・・使用制限なし

【樹木剪定くず処理施設】

八代ソイル・・・使用制限なし

【旧施設】

清掃センター、衛生処理センター：使用制限なし（一般利用なし）

【コミセン】修繕必要14コミセン（他コミセン軽微修繕あり・確認中）

【市営墓地】上片墓園・・・一部地盤の亀裂等

2 今後の対応

○八代市斎場

井戸水の飲用制限中
復旧工事を予定（年内）

○八代市環境センター

構内道路、緑地広場等の段差・亀裂
処理施設：応急処置を施し搬入再開
緑地広場：使用制限中
復旧工事を予定
（仮復旧：年度内、本復旧：R9年度）

焼却施設：焼却炉(2基のうち2基)運転中

○コミュニティセンター

13のコミセンで31か所復旧工事を予定※
既決予算での対応済み：3か所
補正予算計上予定：21か所（うち緊急施工対応済み：6か所）
※別途、積算中・追加工事予定あり。

○仮設トイレ

設置箇所を暫時移設・撤去実施中

○上片墓園

墓園内通路における亀裂補修
隣接する農業用水路の修繕工事完了後、着手予定（R9年度）

第31回 災害対策本部報告

1. 所管施設の被害状況について【市民活動政策課、環境施設課、環境課】

- (1) コミセン：別紙のとおり
- (2) 環境施設： //

2. ごみ収集、処理について【循環社会推進課、環境施設課】

- (1) ごみの収集：一般・資源ごみともに通常どおり実施
 - ・ 8/4(火)収集増強のため、全国都市清掃会議に依頼。
 - ・ 8/12(水)全都清の北九州市よりパッカー車、ダンプ等による避難所可燃収集開始。
 - ・ 8/17(月)全都清の大牟田市、佐伯市、佐世保市より集積所収集・搬出開始。
 - ・ 8/18(火)全都清の佐賀市より収集開始。
 - ・ 8/19(水)全都清の長崎市より可燃収集開始。
 - ・ 8/19(水)佐世保市により避難所資源物回収及び事業者ヤードへの搬送を開始。
 - ・ 8/24(月)佐伯市の可燃集積所収集の延長が決定（8/26→ 9/16 まで）。
 - ・ 8/25(火)大牟田市の資源集積所収集の延長が決定（8/31→9/11 まで）
- (2) ごみの搬入（持ち込みごみ）
 - ・ 許可業者可。
 - ・ 8/3（月）から一般受入の再開。市ホームページ等で周知済。
- (3) 緑地広場
 - ・ 7/29(水)から利用を停止中。市ホームページ等で周知済。
- (4) ごみの焼却
 - ・ 7/29(水)から断水等により稼働停止中。
 - ・ 8/ 6(木)から焼却炉 2 基のうち 1 基の運転を再開。
 - ・ 8/ 9(日)から焼却炉 2 基目の運転を再開。

3. 災害廃棄物の仮置場について【循環社会推進課】 ★

- (1) 水処理センター西側
 - ・ 8/3（月）から開設。
 - ・ 7/31(金)に市ホームページ等で広報済。
 - ・ 8/25(火)：受入 516 台（午前 231 台、午後 285 台） ※別添：前日までの累計
- (2) 鏡支所西側
 - ・ 8/10(月)から開設。
 - ・ 8/6（木）に市ホームページ等で広報。
 - ・ 8/9(日)水処理セとともにごみの仮置場への出し方について、市ホームページ等で広報。
 - ・ 8/25(火)：熊本県立大学竹田教授のご協力を得て渋滞状況確認カメラを設置。
8/24(月)に市 HP に URL を掲載。
 - ・ 8/25(火)：受入 464 台（午前 262 台、午後 202 台） ※別添：前日までの累計
- (3) 北新地グラウンド
 - ・ 8/29(土)から開設予定。
 - ・ 8/18(火)に市ホームページ等で広報済。

4. 仮設トイレについて【環境課、環境施設課】

- (1) 避難所等への設置を協定事業者に依頼、国土交通省・経済産業省より支援
- (2) し尿汲み取りについて協定事業者と協議済
- (3) 7/29(水)から設置開始
- (4) 8/1（土）200 基中 140 基設置済（別紙）。追加含む 60 基は手配済。
- (5) 8/2（日）追加分 60 基手配済（合計 260 基設置予定）。
- (6) 8/6(木) 260 基中すべて設置済。
- (7) 8/13(木)から仮設トイレの一部移設・撤去（一部、トイレカー再配置）開始。

※別添：仮設トイレ等の配置状況

5. 井戸水について【環境課】

- (1) 井戸水の水質検査や井戸の修繕に関する問い合わせあり。
- (2) 水質検査は市内事業者、修繕は市管工事組合、九州さく井協会を案内。
- (3) 8/8(土)から災証明の申請に併せた飲料水の状況調査を開始。
- (4) 8/11(火)井戸水の状況について該当校区の市政協力員へ緊急実態調査を依頼。
8/14(金)市政協力員による調査終了。
上水道の計画区域外（麦島、植柳、高田、金剛、二見）の被害約 2000 世帯（約 2 割）
上水道の計画区域内の被害約 2400 世帯（約 1 割）
- (5) 8/19(水)井戸水対応チームによる被災井戸の不具合の原因調査（洗浄等）を開始。
- (6) 8/20(木)井戸水対応チーム事務所開設

6. 公費解体について【環境施設課、循環社会推進課】★

- (1) 公費解体について環境省と協議し、準備中。
- (2) 種類は緊急解体、自費解体、公費解体の 3 種。
- (3) 原則として災証明が必要となる。
- (4) 8/19(水)都城市から職員（2 名）による受援開始。
- (5) 8/17(月)公費解体の緊急解体を開始。

7. 要給水支援者リストについて【市民活動政策課】

- (1) 健康福祉部の支援者リストを基に市政協力員に依頼し、8/3（月）から確認中。
- (2) 8/14(金)市政協力員調査終了。8/16（日）要支援者リストを健康福祉部へ提出。

8. 総合窓口について【市民活動政策課】★

- (1) 7/29(水)から臨時窓口設置。
- (2) 8/4(火)から本庁舎 1 階会議室 C へ移動
8/14(金)から本庁舎 1 階会議室 D へ移動
- (3) 8/10(月)から平日の 9 時～17 時で本格稼働開始（現在 5 人体制）。
- (4) 1 階の災害関係窓口の地図や案内を掲示済。

（電話・来庁により 8/26(水)午前中迄に 2,137 件対応） ※別添：前日までの累計

9. 市民課窓口業務について（戸籍、証明書、異動、マイナカード）【市民課】

- (1) 戸籍(BCP)以外も受付。窓口を縮小して対応。
- (2) 7/29（水）から被災者に対する手数料減免開始
対象：住民票・印鑑証明書交付手数料（コンビニ除く）、マイナンバーカード等再交付手数料

10. イベント・行事について【環境課】

- (1) 8/23(日)川と海づくりデー（清掃活動）について中止。市ホームページ等で周知。

11. ペット関係について【環境課】

- (1) 全避難所で同行避難が当初から可能。
- (2) 8/12(水)から、金剛コミュニティセンターを同伴避難できる避難所として開設。

12. 災害時の人権擁護活動について【人権政策課】★

- (1)8/5（水）避難所における性暴力の防止に関する周知ポスター掲示。
- (2)8/27(木)から、県による避難所等における性暴力被害防止に向けた巡回・周知啓発を実施
（～10/29(木)・全 18 カ所 実施者：公益社団法人熊本被害者支援センター）。
- (3)8/27(木)～9/13(日)人権セミナーやつしる第 1 回オンデマンド配信 演題「災害と人権」。
※市ホームページ等で周知。YouTube で視聴可能。

◆災害廃棄物仮置場来場台数

◆災害
総合窓口
受付状況

■仮設トイレ設置状況

年月日	曜日	水処理 センター	鏡支所	本庁舎1F 会議室
R8.7.29	(水)	—	—	34
R8.7.30	(木)	—	—	99
R8.7.31	(金)	—	—	79
R8.8.1	(土)	—	—	—
R8.8.2	(日)	—	—	—
R8.8.3	(月)	393	—	188
R8.8.4	(火)	314	—	117
R8.8.5	(水)	348	—	88
R8.8.6	(木)	—	—	88
R8.8.7	(金)	396	—	121
R8.8.8	(土)	473	—	—
R8.8.9	(日)	538	—	—
R8.8.10	(月)	514	481	211
R8.8.11	(火)	552	449	—
R8.8.12	(水)	567	—	143
R8.8.13	(木)	—	450	104
R8.8.14	(金)	569	410	105
R8.8.15	(土)	606	—	—
R8.8.16	(日)	580	459	—
R8.8.17	(月)	487	451	121
R8.8.18	(火)	552	494	115
R8.8.19	(水)	597	—	106
R8.8.20	(木)	—	477	91
R8.8.21	(金)	541	431	88
R8.8.22	(土)	593	—	—
R8.8.23	(日)	560	509	—
R8.8.24	(月)	484	456	115
R8.8.25	(火)	516	464	84
計		10,180	5,531	合計
合計		15,711		2,097

(単位:台)

(単位:件)

地区	配置箇所	基数	地区	配置箇所	基数	地区	配置箇所	基数
代陽	第一中学校	5基	太田郷	ハーモニーホール	5基	鏡	鏡小学校	10基
代陽	代陽コミセン	0基	植柳	植柳小学校	0基	鏡	鏡中	5基
代様	西中洲児童公園	2基	八千把	第四中学校	10基	鏡	鏡コミセン	5基
八代	八代小学校	5基	八千把	八千把コミセン	5基	鏡	文政小学校	9基
八代	八代コミセン	0基	八千把	海士江団地	4基	鏡	有佐小学校	5基
八代	築添団地	5基	八千把	会地公園	4基	鏡	郷開団地	4基
松高	松高小学校	5基	高田	流藻川団地	5基	鏡	楠団地	2基
松高	八代支援学校	2基	金剛	金剛コミセン	5基	鏡	下有佐児童公園	2基
松高	松高コミセン	0基	金剛	第六中学校	5基	鏡	有佐児童公園	2基
松高	松崎公園	4基	郡築	第七中学校	2基	鏡	外出児童公園	2基
松高	高島団地	5基	宮地	第八中学校	7基	鏡	北出児童公園	2基
松高	八代斎場	4基	宮地	宮地コミセン	2基	鏡	大環児童公園	2基
太田郷	トヨオカ地建アリーナ	5基	宮地	西宮団地	3基	鏡	貝洲児童公園	2基
太田郷	太田郷コミセン	0基	日奈久	日奈久小学校	7基	鏡	塩浜児童公園	2基
太田郷	第二中学校	12基	日奈久	日奈久コミセン	5基	鏡	内田児童公園	2基
太田郷	西片町団地	3基	二見	二見コミセン	5基	鏡	芝口農村公園	2基
太田郷	新八代駅がめさん公園	5基	千丁	千丁支所	0基	東陽	東陽コミセン(スポセン)	5基
太田郷	東中洲児童公園	2基	千丁	千丁コミセン	3基		八代港	4基
太田郷	井上児童公園	2基	鏡	鏡支所	10基		計	220基

■トイレカー等設置状況

地区	配置箇所	台数	配置内容	地区	配置箇所	台数	配置内容
代陽	代陽コミセン	1台	トイレカー	鏡	鏡支所	3台	コンテナトイレ
代陽	第一中学校	1台	トイレカー	鏡	鏡支所	1台	トイレカー
代陽	がらっぱ広場	1台	トレーラートイレ	鏡	鏡コミセン	3台	トイレカー
太田郷	太田郷コミセン	2台	トイレカー	鏡	鏡体育館	2台	トイレカー
太田郷	第二中学校	1台	トイレカー	鏡	鏡小学校	2台	トイレカー
植柳	植柳小学校	2台	トイレカー	鏡	鏡小学校	1台	トレーラートイレ
松高	松高コミセン	1台	トイレカー	鏡	鏡中学校	2台	トイレカー
八千把	第四中学校	1台	トレーラートイレ	鏡	文政小学校	2台	トイレカー
金剛	金剛コミセン	0台	トイレカー	鏡	有佐小学校	1台	トイレカー
昭和	昭和コミセン	1台	トイレカー	鏡	鏡ヶ池公園	2台	トイレカー
宮地	宮地小学校	1台	コンテナトイレ		エコエイト	0台	トイレカー
日奈久	日奈久小学校	1台	コンテナトイレ	麦島	麦島コミセン	2台	トイレカー
千丁	千丁支所	2台	コンテナトイレ	宮地	宮地コミセン	1台	トイレカー
千丁	千丁コミセン	0台	トイレカー				
千丁	千丁コミセン	1台	コンテナトイレ	計		35台	

1 被害状況

福祉施設・医療機関等の被害状況、実施状況

	被害状況	主な被害内容・実施状況
高齢者施設等	被害あり 174事業所中 人的被害 68事業所 物的被害 161事業所(重大52、軽微109)	・断水、壁や床のひび割れ、キャビネット等物品の倒壊など多数 ・重大な被害のあった施設 7施設(外壁ひび割れ、ひずみ、傾き、水漏れ、敷地内の液状化現象、地割れ)
障がい者福祉施設等	被害あり 34事業所中 人的被害 12事業所 物的被害 19事業所(物的軽微) 80万円以下 物的被害 6事業所(物的重大な被害) 80万円超	・断水、壁や床のひび割れ、器具・機器等の破損あり ・重大な被害のあった施設 6施設(建物基礎の割れ、事務室、居宅棟の床の歪み、ひび割れ)
児童福祉施設等	公立保育園(6園) 被害あり 6園 私立保育園(43園) 被害あり 32園 認定こども園(5園) 被害あり 5園 放課後児童クラブ(38クラブ) 被害あり 14クラブ 子育て支援センター(6カ所) 被害あり 1カ所 こどもプラザ(2カ所) 被害あり 1カ所 病児・病後児保育施設(3カ所) 被害あり 0カ所	・保育園各園に、外壁、室内の壁等へ亀裂、冷蔵庫等の機器の破損、備品の倒壊などあり。 ・保育施設 全園実施中(時間短縮 2園) ・放課後児童クラブの状況 34施設実施(1施設再開未定) ・子育て支援センター 5施設実施(1施設再開未定) ・こどもプラザ 1施設実施(1施設再開未定) ・病児・病後児保育施設 3施設実施
医療機関等	医療機関等の診療状況 【八代市医師会】 77医療機関中 すべて診療中 【八代郡市医師会】 23医療機関中 すべて診療中 ※一部機関で時間短縮、診療制限等あり	【八代歯科医師会】 歯科医療機関 55機関中 52機関実施(8/19現在) ※一部の機関では診療に制限あり 断水や診療台等の破損により再開できない機関あり 【八代薬剤師会】 薬局 73機関中 70機関実施

2 対応状況

福祉施設・事業所(高齢者施設・障がい者福祉施設・保育施設等)への対応状況

物資供給	・水・食料・消耗品等を随時供給 ・自衛隊の協力により8月5日より介護・障がい・保育等施設へ飲料水を配送
給水等支援	・給水対策部からの給水支援 ・民間事業所の協力による給水支援 6事業所（8月17日で終了） ・ウォーターサーバー設置： 1事業所（23施設へ配付）
入浴・専門等支援	・危機管理教育研究所： 福祉施設への入浴支援 ・歯科医療法人徳真会： 各施設を巡回し口腔ケアを実施 ・入浴・洗濯等支援：（一社）能登乃國百年之計

《今後の対応》

- ・8月12日 施設・事業所のライフライン等状況調査を実施
- ・水、食料等の不足、物資供給等で対応中
- ・人的支援については介護職員等派遣(県)にて対応
- ・物的被害については社会福祉施設等災害復旧補助金活用にて対応予定

災害対策本部報告

【在宅被災者等の支援・状況確認】

健康状態・生活環境の確認と訪問支援

- ① 健康相談、要支援世帯等の連絡への対応 保健師や医療・福祉支援チームが随時、訪問支援
- ② 高齢者への訪問支援 （安否・健康状態・生活環境等の確認、水・物資の配付など）

実施	対象	訪問支援実績等
・保健師等による訪問支援 （他自治体等からの協力）	・在宅の高齢者（85歳以上）のみの世帯 （約1,050人） ・在宅の高齢者（75歳以上）の単身世帯 （約4,750人）	<u>5,145人（+141）</u> （次ページに詳細掲載 ※1）
・地域包括支援センター ・熊本県被災高齢者等把握事業 （日本介護支援専門員協会）		<u>825人（+18）</u> その他の高齢者世帯 <u>874人（+21）</u>
・DWAT（災害派遣福祉チーム） による訪問支援	・在宅の高齢者（65歳～84歳）の単身世帯 で、介護サービス等を受けていない避難行 動要支援者（約120人）	<u>90人</u>
・民生委員、市政協力員等	・避難行動要支援者のうち、単身世帯	700人
・高齢者の見守り活動	・協力先：セブンイレブン、ユウベル（株）、（株）西田、生活 協同組合くまもと、郵便局（包括連携）	お届けサービス等を通じた高齢者 の見守り、異変確認時の連絡等

※1 保健師等による高齢者世帯への訪問支援実績

※その他は住家の倒壊等により居住実態が確認できないもの

	訪問人数	健康状態確認	不在(ポスティング)	その他	うち支援必要
8月5日～25日 (21日間)	5,145人	3,519人	1,437人	189人	133人

訪問支援による主な課題、ニーズ等への対応 状況に応じて支援継続、支援機関や福祉サービス等につなげる

- ・交通手段の欠如・買い物困難 ⇒ 買い物支援ボランティア等へ紹介
- ・精神的メンタル不安、夜間不眠等の不安、認知症疑い ⇒ 継続支援
- ・疾患の治療中断 ⇒ 医療機関への受診勧奨、再訪問
- ・生活への不安 ⇒ 地域包括支援センターへ情報提供
- ・入浴・家の片付け困難 ⇒ ボランティアセンター等を紹介
- ・井戸水が濁るなどして使用不可、水質検査に関する相談 ⇒ 担当課へ情報提供
- ・高齢者の方はホームページやSNSが使えず、情報が伝わっていない。⇒ 内容に応じて情報提供

③ 障がい者への支援

実施	対応	実績
・基幹相談支援センターアクロス ・相談支援事業所	障がい者福祉施設・事業所へ物資等を供給 在宅の障がい者への相談支援、物資供給、避難受入れ	
・熊本県被災障がい者把握事業	熊本県障がい者相談支援事業連絡協議会・日本相談支援専門員協会により、在宅の障がい者を訪問支援(8月5日～10日)	180人訪問

- 訪問支援等における主な課題
- ・全盲で食事が困難 ⇒ 福祉避難所
 - ・家の片づけが困難 ⇒ 相談員につなぐ

- ・熊本地震被災地障害者センターによる相談と支援の実施(活動拠点：とら太の会)
障がい者手帳等をお持ちの方へ案内通知

④ 車中泊避難者への対応

- ・保健師による巡回・確認 8月4日（18時～20時）に8班2名体制で実施
車中泊可能な公園（33か所）、ゆめタウン八代、県営八代運動公園、二中避難所の計36か所を巡回
実績：2か所・4世帯9人の健康状態を確認。熱中症やエコノミークラス症候群の注意喚起も実施
- ・警察による夜間巡回の際に、車中泊避難者に対しエコノミークラス症候群、熱中症対策などをまとめたチラシを配布し注意を促す声掛けを実施
- ・住宅課からの情報提供により車中泊継続中9件あり。（8/21時点）
（8/24：継続中の9件について日赤により状況確認・注意喚起を実施）

⑤ 市民に対する健康支援

- ・全市民に対し、健康状態等の把握を8月17日から実施
 - ・避難所避難者、在宅避難者（訪問支援時）に配付・市ホームページ、SNS等で周知
- 健康調査回答（8月26日12時現在）746件
うち世帯員に健康状態の気になる方がいる世帯 299件（40.1%）
- ・健康状態が気になる方には電話や訪問にて対応

八代市
YATSUSHIRO CITY

皆様のご協力が
支援が必要な方の
早期発見に
つながります

災害時に、皆様の健康を守るために、
下記のQRコードから
今の健康状態について教えてください

ご登録が必要な方（どなたでもご登録いただけます）

避難中の方	物資を受け取りに来た方	一般の方
避難所で生活されている方は こちらからご登録ください。	物資だけを受け取りに来た方も、 こちらからご登録ください。	ご家族の安否確認や支援を希望する方、 地域の方もご登録ください。

ご登録によってできること

今の健康状態について 教えてください。	ご登録によってできること
体調や必要な支援の事無などを入力していただきます。 （現在の体調・持病・必要な支援など）	医療や保健の 専門職による支援
	訪問・健康相談 などのサポート
	福祉サービスの ご案内

こちらのQRコードからご登録ください

登録のかんたん3ステップ

- 1 スマフォのカメラでQRコードを読み取る
- 2 表示されたフォームに入力する
- 3 送信して登録完了！

※登録は、1世帯ずつ・1回でお願いします。

入力は
3～5分程度で
完了します！

八代市は、みなさまの命とくらしを守るために全力を尽くします。

八代市が実施しています。

《在宅被災者への健康支援の状況と今後の対応》

対象		調査数	状況・対応
高齢者	85歳以上の高齢者単身世帯 (介護サービスなし)	約1,300人	訪問調査済 支援が必要な方への継続支援
	75～84歳の高齢者単身世帯 (介護サービスなし)	約3,450人	訪問調査中 支援が必要な方への継続支援
	85歳以上の高齢者のみ世帯 (介護サービスなし)	約1,250人	訪問調査済 支援が必要な方への継続支援
	65歳以上の高齢者 ※地域包括支援センター等対応分	853人	継続対応中
障がい者	重度心身障がい児・者 医療的ケア児	101人	訪問調査済 支援が必要な方への継続支援
	基幹相談支援センターアクロス、相談支援 事業所等を中心に支援	—	支援継続中
避難行動要支援者	60～64歳の単身世帯 (福祉サービスなし)	79人	訪問調査済 支援が必要な方への継続支援
	65～84歳の単身世帯 (福祉サービスなし)	120人	訪問実施中(DWAT)
	20～84歳の単身世帯(福祉サービスなし) ※市政協力員・民生委員による安否確認のみ	約700人	確認済
市民	スマートフォン等による健康状態の調査を実施	回答数:728世帯	健康状態に心配がある方に電話や訪 問により対応

【避難所における支援】

(1)健康・医療・衛生支援

・健康状態の確認

- ・医療・保健・福祉支援チームによる巡回支援活動を継続
- ・保健師が各避難所を訪問（保健師派遣は「活力ある地方を創る首長の会」福岡県古賀市市長の協力あり）

・感染対策 災害時感染制御支援チーム(DICT)による感染対策支援

・医療、口腔ケア

- ・トヨタカ地建アリーナにて薬が不足している被災者への投薬支援
- ・熊本県歯科医師会、福岡歯科大学等の協力による口腔ケアの実施
- ・九州大学(医学研究院)の協力によるエコノミークラス症候群防止のため、エコー等機器により血栓がないか確認

・JDAT、熊本県歯科衛生士会の歯科チームによる巡回支援・口腔体操を開始(8/18から)

(実施場所:太田郷コミセン、鏡コミセン、八中)

・栄養改善対策 栄養支援チーム(JDA-DAT)による巡回支援(食環境整備、要配慮者への個別対応)

(8/24:5箇所訪問、これまで延べ158回実施)

(2)福祉避難所の要配慮避難者の受入れ

受入施設: 希望の里たいよう(DWAT、ジャパンハートが運営協力、DMATが巡回支援)、熊本めぐみの園

現在の状況: 要配慮者4人、ほか介助者2人を受け入れ

【医療、救護等の活動】

医療・保健・福祉支援チームの活動 活動拠点(市庁舎2階(201・202会議室))

医療・保健・福祉の支援チームの体制を調整、避難所や在宅、医療機関、施設等の被災者支援を実施

船舶活用医療 PFI船舶「はくおうⅡ」の一部にて8月5日から医療提供・救護活動を実施

【被災者支援制度・事業】

〈被災者の生活支援〉

(1) こどもの居場所の設置

セーブ・ザ・チルドレンの協力により子どもの居場所を設置

開設期間： 8月12日から8月27日まで（夏休み期間中、平日のみ） 9時～16時 場所： 昭和小学校体育館

対象児童： 4歳～小学生6年生 各日20名 送迎バス運行（トヨタカ地建アリーナ⇔昭和小学校）

・セーブ・ザ・チルドレンのスタッフ及び本市保育士、ボランティアスタッフ等により運営

	8月 12日～25日(10日間)
利用児童数	<u>のべ188人</u>

(2) 公衆浴場の無料入浴支援（県事業）

市内施設： 5施設 日奈久温泉センター ばんぺい湯、坂本憩いの家 元湯、東陽交流センター セセラぎ、
さかもと温泉センター クレオン、八代温泉 さくらの湯

市外施設： 熊本市内 26施設、ほか市町村 59施設（8月21日17時時点）

(3) ホテル等避難（県事業）

8月3日より、被災しホテル等への避難を希望する方が対象（県申込フォームより申請）、コールセンター開設

実績：223世帯 468人（うち利用中：164世帯 318人）（八代市分 8月25日現在）

・八代市内のホテル等利用中 53世帯 114人

・高齢者・障がい者・妊産婦・乳幼児等の要配慮者等のいる世帯 150世帯 245人

ホテル等避難者の健康状態確認は、市から電話確認、17日からは県コールセンターで確認し、市へ情報提供後、対応
今後の生活再建、支援情報の提供については、市から電話確認

〈支援金の給付・貸付〉

(4)災害弔慰金・災害障がい見舞金の支給

- ・災害弔慰金 令和8年熊本地震により亡くなられた方(災害関連死を含む)の遺族に対し弔慰金を支給する制度

対象者	支給額
死亡者が世帯の生計維持者の場合	500万円
その他の場合	250万円

- ・災害障がい見舞金 令和8年熊本地震により心身に重度の障がいを受けられた方に対し見舞金を支給する制度

対象者	支給額
障がいを負った方が世帯の生計維持者の場合	250万円
その他の場合	125万円

(5)被災者生活再建支援金の支給

- ・被災され居住する住宅が全壊するなど生活基盤に著しい被害を受けた世帯(被災世帯)に対して、支援金を支給し生活の再建を支援
- ・本市で受付・確認後、(公財)都道府県センターへ送付、センターにおいて審査後、支給

【対象世帯】

- ① 住宅が「全壊」した世帯(全壊世帯)
- ② 住宅が半壊又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯(半壊解体世帯、敷地被害解体世帯)
- ③ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯(長期避難世帯)
- ④ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯(大規模半壊世帯)
- ⑤ 住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯(中規模半壊世帯)

【支援金の内容】

- ・基礎支援金: 住宅の被害程度に応じて支給する支援金
- ・加算支援金: 住宅の再建方法に応じて支給する支援金

【支給額】

区分		① 基礎支援金	② 加算支援金		①+②合計額
複数世帯 (被災時世帯 の人数が2人 以上)	全壊世帯 解体世帯 長期避難世帯	100万円	建設・購入	200万円	300万円
			補修	100万円	200万円
			賃借	50万円	150万円
	大規模半壊世帯	50万円	建設・購入	200万円	250万円
			補修	100万円	150万円
			賃借	50万円	100万円
	中規模半壊世帯	なし	建設・購入	100万円	100万円
			補修	50万円	50万円
			賃借	25万円	25万円

区分		① 基礎支援金	② 加算支援金		①+②合計額
単数世帯 (被災時世帯 の人数が1 人)	全壊世帯 解体世帯 長期避難世帯	75万円	建設・購入	150万円	225万円
			補修	75万円	150万円
			賃借	37.5万円	112.5万円
	大規模半壊世帯	37.5万円	建設・購入	150万円	187.5万円
			補修	75万円	112.5万円
			賃借	37.5万円	75万円
	中規模半壊世帯	なし	建設・購入	75万円	75万円
			補修	37.5万円	37.5万円
			賃借	18.75万円	18.75万円

(6)災害援護資金の貸付

災害により、負傷または住居・家財に大きな損害を受けた世帯に対し、生活の立て直しをするための資金を貸付

※世帯人員ごとの前年の総所得金額が、一定の範囲内ある世帯が対象

【貸付限度額】

区 分	世帯主に負傷が ない場合	世帯主に1か月以上の療養が 必要な負傷がある場合
家財や住居に損害がない	—	150万円
家財の1/3以上の損害	150万円	250万円
住居の半壊・中規模半壊・大規模半壊	170万円 (250万円)※1	270万円 (350万円)※1
住居の全壊	250万円 (350万円)※1	350万円

※被災した住居を建て直す際にその住居の残存部分を取り壊さざるをえない場合など、特別の事情がある場合は()内の額

【利率】 年1% (保証人ある場合及び据置期間中は無利子)

【据置期間】 3年 (特別の場合5年)

【償還期間】 10年 (据置期間を含む)

【償還方法】 元利均等償還

〈医療・福祉サービス〉

(7)医療機関等への受診

- ・マイナ保険証、資格確認書や公費負担医療の受給者証、介護保険証がなくても、医療機関等の受診や介護サービスの利用が可能（氏名、生年月日、連絡先(電話番号等)、住所等を申出）
- ・公費負担医療(指定難病、自立支援医療など)： 緊急の場合は、指定医療機関以外の医療機関でも受診可能
- ・住家の全半壊や主たる生計維持者の業務廃止または休止などに該当する者は、医療保険の窓口負担や介護サービスの利用料の支払いが不要（該当者は、医療機関や介護サービス事業所等の窓口で申告）
※当面、令和8年11月末まで実施予定

(8)障害福祉サービス等の利用料の免除など

- ・住家の全半壊や主たる生計維持者の業務廃止または休止などに該当する者は、利用料が免除
障害福祉サービス(居宅介護、生活介護、短期入所 等)、障害児通所支援(放課後等デイサービス、児童発達支援 等)
- ・利用している障害福祉サービス等事業所へ申告

(9)障害児通所支援の取扱い

- ・定員を超過して被災障がい者等を受け入れた場合も、定員超過利用減算を適用しない取り扱いが可能
- ・受給者証の支給量の範囲内であれば、利用日や利用回数は保護者との十分な協議の上、事業所の判断で柔軟に調整

〈その他〉

(10)災害義援金

受付開始：7月31日、市HP等で広報

実績（8月26日12時現在）：個人 1,920件、法人・団体 200件、合計 287,397,869円

【支援・物資等受入れ】（新たに支援提供があったもの）

・一般社団法人 熊本県こども食堂ネットワークより、非接触型体温計 105個を提供（避難所、訪問支援等で活用）

1 被害状況

（1）公共施設

【勤労者向け施設（4施設）】被災無：0施設 被災有：4施設

市民の安全確保を最優先とするため、すべての施設を臨時休館（利用停止）としている。

【観光施設（11施設）】被災無：1施設 被災有：10施設（被害額 5施設：59,498千円[8月15日現在]）

安全が確保された施設については、順次利用を再開し、残りの施設は、引き続き臨時休館（利用停止）としている。

【文化施設（2施設）】被災無：0施設 被災有：2施設

市民の安全確保を最優先とするため、すべての施設を臨時休館（利用停止）としている。

【スポーツ施設（24施設）】被災無：4施設 被災有：18施設 調査中：2施設（被害額 9施設：261,576千円[8月19日現在]）

市民の安全確保を最優先とするため、すべての施設を臨時休館（利用停止）としている。

（2）文化財施設 被害施設数：29施設 被害総額：42,759,000千円[8月6日現在]

【八代城跡】（被害額 10,000,000千円） 【松浜軒】（被害額 5,000,000千円）

【妙見宮】（被害額 20,000,000千円） 【その他】（被害額 7,759,000千円）

（3）商工業事業者 被害事業者数：1,252事業者 被害総額：22,930,160千円[8月20日現在]

【八代商工会議所】（被害額 788事業者：15,594,400千円）

【八代商工会】（被害額 464事業者：7,335,760千円）

2 今後の対応

（1）公共施設

1. 被害状況の把握：専門業者及び職員により、順次施設の安全点検を実施いたします。
2. 利用の再開：点検の結果、安全が確保された施設につきましては、準備が整い次第、順次利用を再開いたします。
3. 被害施設の復旧：復旧が必要と判断された施設につきましては、安全が確保されるまで、引き続き利用を停止いたします。
4. 施設の再開：各施設の利用再開については、決まり次第、本市ホームページ及びSNS等にて随時周知いたします。

（2）文化財施設

1. 被害状況の把握：指定文化財の被害状況調査を実施いたします。8月中には判明予定。
（指定文化財[260施設] 被災なし：154施設 被災あり：53施設 調査中：53施設）[8月19日現在]

（3）商工業事業者

1. 被害状況の把握：八代商工会議所及び八代商工会に対して、被害状況の聞き取りを実施いたします。

経済文化交流部所管施設 (位置図)



道路番号	道路名称	道路幅員(m)	道路種別
1	八代市道	12.0	市道
2	八代市道	12.0	市道
3	八代市道	12.0	市道
4	八代市道	12.0	市道
5	八代市道	12.0	市道
6	八代市道	12.0	市道
7	八代市道	12.0	市道
8	八代市道	12.0	市道
9	八代市道	12.0	市道
10	八代市道	12.0	市道

道路番号	道路名称	道路幅員(m)	道路種別
11	八代市道	12.0	市道
12	八代市道	12.0	市道
13	八代市道	12.0	市道
14	八代市道	12.0	市道
15	八代市道	12.0	市道
16	八代市道	12.0	市道
17	八代市道	12.0	市道
18	八代市道	12.0	市道
19	八代市道	12.0	市道
20	八代市道	12.0	市道

道路番号	道路名称	道路幅員(m)	道路種別
21	八代市道	12.0	市道
22	八代市道	12.0	市道
23	八代市道	12.0	市道
24	八代市道	12.0	市道
25	八代市道	12.0	市道
26	八代市道	12.0	市道
27	八代市道	12.0	市道
28	八代市道	12.0	市道
29	八代市道	12.0	市道
30	八代市道	12.0	市道

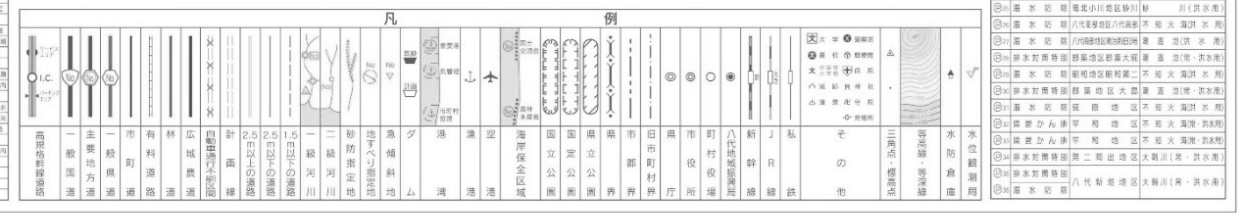
道路番号	道路名称	道路幅員(m)	道路種別
31	八代市道	12.0	市道
32	八代市道	12.0	市道
33	八代市道	12.0	市道
34	八代市道	12.0	市道
35	八代市道	12.0	市道
36	八代市道	12.0	市道
37	八代市道	12.0	市道
38	八代市道	12.0	市道
39	八代市道	12.0	市道
40	八代市道	12.0	市道

道路番号	道路名称	道路幅員(m)	道路種別
41	八代市道	12.0	市道
42	八代市道	12.0	市道
43	八代市道	12.0	市道
44	八代市道	12.0	市道
45	八代市道	12.0	市道
46	八代市道	12.0	市道
47	八代市道	12.0	市道
48	八代市道	12.0	市道
49	八代市道	12.0	市道
50	八代市道	12.0	市道

道路番号	道路名称	道路幅員(m)	道路種別
51	八代市道	12.0	市道
52	八代市道	12.0	市道
53	八代市道	12.0	市道
54	八代市道	12.0	市道
55	八代市道	12.0	市道
56	八代市道	12.0	市道
57	八代市道	12.0	市道
58	八代市道	12.0	市道
59	八代市道	12.0	市道
60	八代市道	12.0	市道

道路番号	道路名称	道路幅員(m)	道路種別
61	八代市道	12.0	市道
62	八代市道	12.0	市道
63	八代市道	12.0	市道
64	八代市道	12.0	市道
65	八代市道	12.0	市道
66	八代市道	12.0	市道
67	八代市道	12.0	市道
68	八代市道	12.0	市道
69	八代市道	12.0	市道
70	八代市道	12.0	市道

道路番号	道路名称	道路幅員(m)	道路種別
71	八代市道	12.0	市道
72	八代市道	12.0	市道
73	八代市道	12.0	市道
74	八代市道	12.0	市道
75	八代市道	12.0	市道
76	八代市道	12.0	市道
77	八代市道	12.0	市道
78	八代市道	12.0	市道
79	八代市道	12.0	市道
80	八代市道	12.0	市道



経済文化交流対策部 報告資料

1 支援物資取り扱い

- ・食料・水・生活必需品・その他避難所運営に必要とされる資機材に限定してHPで募集
 - フェーズに応じて、支援物資品目の見直しを行い、ホームページ等で周知する。
 - 企業からの物資提供については、入力フォームにて必要としている物資のみ入力できるように改善。
- ・避難所における物資の電子申請化（ロゴフォームの活用）
- ・物資対応職員の設置
- ・物資受け入れ拠点
 - トヨオカ地建アリーナ（大アリーナ）、千丁体育館については、これまでストックした支援物資の搬出のみ
 - 8/2より熊本交通運輸鏡町倉庫での受入開始（受入時間：9:00～16:00）
今後の物資受入拠点については、熊本交通運輸鏡町倉庫に一元化
 - トヨオカ地建アリーナ（大アリーナ）の物資拠点機能を㈱MATSUKI 郡築倉庫へ移転します。
- ・物資配送業務の一部委託
 - 8/1から支援物資の配送を包括連携協定事業者に委託。

2 イベントについて

- ・第59回八代くま川祭り（7/31・8/1）
 - イベント中止
- ・第39回やつしろ全国花火競技大会（10/17）
 - 大会中止
- ・西日本大学ソフトボール選手権大会（8/10～8/13）
 - 大会中止
- ・八代市文化祭（9/8～11/1）
 - イベント中止
- ・第81回熊本県民スポーツ大会
 - 参加辞退
- ・第21回八代市民体育大会
 - 大会中止
- ・第36回みなと八代フェスティバル 2026
 - イベント中止

3 経済文化交流部所管施設の再開について

（観光施設）

- 1) 日奈久温泉センター「ばんぺい湯」（8/4再開済）
- 2) 八代よかところ物産館（8/3再開済）

<休止施設>

- ・勤労者施設（桜十字ホールやつしろ他3施設）
- ・観光施設（八代市観光案内所他8施設）
- ・文化施設（鏡文化センター他1施設）
- ・スポーツ施設（トヨオカ地建アリーナ他23施設）

4 八代港の状況について

- ・熊本県第 10 回災害対策本部会議資料より
被害状況

コンテナターミナルにおいて、ガントリークレーン損傷、レールの曲がり、ヤードの液状化が発生。くまモンポートなど外港地区全体において、岸壁エプロンの亀裂、ふ頭用地沈下等が発生。その他大島地区臨港道路の液状化、内港地区の岸壁亀裂等が発生。

支援船の受け入れについて、九州地方整備局（リエゾン 2 名）と連携し、7/29 から海上保安庁・海上自衛隊・国土交通省の巡視船等を順次受け入れの上、飲料水や救援物資の提供を開始。

- ・八代港外港地区において、穀物運搬船の利用再開（8/12 現在）及び貨物船の利用再開（8/17 現在）
- ・八代港国際コンテナ定期航路運航状況（報道情報をもとに整理[8/13 15:00 現在]）
 - 台湾航路：大分港を八代港の代替港として運用（愛媛オーシャンライン）
 - 韓国航路：当面の間、サービス休止（シノコー成本）
 - 韓国航路：博多港を八代港の代替港として運用（高麗海運）
 - 神戸航路：当面の間、サービス休止（井本商運）

5 ふるさと納税の状況について

1) 災害支援に対する寄附について（8/26 9:00 現在）

- ・ふるさと納税災害支援サイト 1 3 サイト（寄附額：343,004,211 円）
- ・寄附代理受領自治体 1 0 3 自治体（寄附額：202,894,085 円）
- ・企業版ふるさと納税災害支援サイト及び仲介 3 社
- ・企業からの寄附 1 2 2 企業（寄附額：188,857,000 円）

2) 事業者支援に対する寄附について

- ・日本製紙八代工場支援クラウドファンディング（寄附額：11,743,500 円）
- ・市内事業者支援（寄附額：306,741, 750 円）

【7月28日 震度6強発生】被害状況報告

【農林水産対策部】

令和8年8月26日（水）12：00 時点

1 被害状況

【農業振興課】

被害件数：534件（8月5日より調査を開始。なお、報告件数は今後の調査進捗により変動）実線囲み：報告対象 / 点線囲み：参考値（報告対象外）
被害額：70.1億円（非共同利用施設のみ、共同利用施設の被害額は調査中）

共同 利用 施設

・集出荷施設・・・22件
・処理加工施設・・・1件
・機械器具・・・9件
小計：32件

非 共同 利用 施設

（園芸施設）
・ハウスの傾き・・・11件
・ハウスの基礎割れ・・・55件
・ハウスの歪み・・・15件
・ハウスガラス割れ・・・2件
・ハウスの一部損壊・・・確認中
・液状化・・・24件
・地盤沈下・・・9件
小計：116件

（園芸施設付帯設備）
・オイルタンク損壊・・・8件
・育苗ベンチ転倒・・・2件
小計：10件

（農業用機械）
・全損・・・187件
・一部損壊・・・40件
・転倒・・・7件
小計：234件

（小屋、納屋）
・倒壊・・・96件
・半壊相当・・・53件
・一部損壊・・・確認中
※いぐさ生産者の小屋の倒壊が多数
小計：149件

（鶏舎）
・一部損壊・・・2件
（畜舎）
・一部損壊・・・1件
小計：3件

（その他）
・イチゴ苗枯れ・・・3件
小計：3件

（参考）
・油漏れ事案・・・11件
（植柳、高田、昭和、千丁、鏡）

1 被害状況

【農地整備課】

農地の地割れや畦畔の転倒及び雑石積崩壊

・農地 1,501か所 被害額 1,483,165千円

ため池・頭首工の損傷

・頭首工 5か所 被害額 80,000千円

用排水路の側壁転倒

・用水路 1,707か所 被害額 13,711,400千円

・排水路 1,415か所 被害額 5,638,950千円

農道の路面亀裂

・農道（橋梁含） 352か所 被害額 646,977千円

樋門の開閉不能などの損傷

・農地保全施設 10か所 被害額 50,000千円

海岸施設のひび割れや段差

・海岸保全施設 216か所 被害額 9,630,400千円

排水機場内舗装、樋管の破損やポンプ不具合

・排水機場 25機場 被害額 8,442,000千円

生活環境施設

・農村運動広場 2箇所 被害額 10,000千円

【水産林務課】

○林業関係

・林道施設（落石、崩土等） 73件 21,000千円

・林産施設（施設内作業場 液状化） 1件 調査中

・作業道施設（崩土） 2件 500千円

○水産業関係

・漁港施設（沈下、ひび割れ） 3件 100,000千円（概算）

・共同利用施設（沈下、ひび割れ） 2件 7,000千円

・養殖施設（施設損壊、養殖魚へい死） 2件 120,000千円

【農林水産政策課】

（支所管内）

・市有施設（建物）

八代市定住センター 屋根瓦、天井破損・落下 1件 20,665千円

2 今後の対応

【農業振興課】

被害の全容把握に向けた調査の実施
復旧に向けた事業の検討、県事業の実施準備

【農地整備課】

・農地 農家の意向を確認し、災害査定（補助申請）を行う。

・用水路

【現状】大きく被災した不知火幹線は、漏水箇所の応急手当てを実施し水量を抑えながらではあるが通水開始。

【今後】幹線水路では、国による直轄災害復旧事業にて着手予定。幹線水路以外については、年内に災害査定（補助申請）、年明けから工事着手予定。

・排水路

【現状】水路壁（ブロック積等）倒壊が拡大する恐れがある箇所については大型土のう等による応急手当を実施。

【今後】年内に災害査定（補助申請）、年明けから復旧工事に着手予定。

・海岸保全施設

【現状】県が管理する昭和及び郡築海岸の復旧については現在、直轄海岸保全事業が実施されていることから国（農政局）が応急対策（空洞充填）を実施。8月21日完了。

【今後】国が直轄海岸保全事業の進捗を図りながら、復旧を行う。

・排水機場

【現状】北新地排水機場、昭和同仁排水機場、昭和第二排水機場の3機場の復旧は、熊本県が実施。

【水産林務課】

○林業関係

- ・林道施設
- ・林産施設
- ・作業道施設

○水産業関係

- ・漁港施設

・共同利用施設

・養殖施設

修繕にて対応（業者に依頼中）

調査中

修繕にて対応（業者に依頼中）

大鞘漁港、二見漁港の2漁港は災害査定の準備中（コンサルタントに委託済）

植柳漁港については修繕にて対応

（荷さばき施設）応急修繕にて対応。

被災度区分判定後に大規模改修、改築等を検討する。

（増殖センター）漁協にて修繕実施。国の1/2補助のほかに県と市で1/10の上乗せ補助を行う。

自己復旧

【農林水産政策課】

（支所管内）

・市有施設（八代市定住センター） 屋根の応急対策を実施

農林水産部所管 被害状況

区分	8/25現在（前回報告）		8/26現在	
	件数	被害額（千円）	件数	被害額（千円）
集出荷貯蔵施設	21	調査中	22	1,904,565
処理加工施設	1	調査中	1	
機械器具（共同）	8	調査中	9	
ハウス（非共同）	115	3,092,250	116	3,332,000
機械器具（非共同）	119	447,100	234	775,190
農舎	181	656,375	149	1,002,810
畜舎	2	調査中	3	調査中
市有施設（建物）	1	20,665	1	20,665
市有施設（農村公園）	2	10,000	2	10,000
農地（田）	1,462	1,413,065	1,462	1,413,065
農地（畑）	39	70,100	39	70,100
農道	352	646,977	352	646,977
用水路	1,707	13,711,400	1,707	13,711,400
頭首工	5	80,000	5	80,000
排水路	1,415	5,638,950	1,415	5,638,950
排水機場	25	8,442,000	25	8,442,000
海岸（排水樋門含む）	216	9,680,400	216	9,680,400
林道	73	21,000	73	21,000
林産施設（原木流通施設）	1	調査中	1	調査中
作業道	2	500	2	500
漁港	3	100,000	3	100,000
漁業協同利用施設	2	7,000	2	7,000
養殖施設	2	120,000	2	120,000
計	5,754	44,157,782	5,841	46,976,622

食料提供実績と今後の対応

農林水産対策部

1. 食料提供実績

期間	対応の概要	提供食料 (1日あたりのおおよその提供量(市全体))	調達方法	炊き出しの実施状況
① 発災直後 (7/28～7/29)	備蓄の水及びパン等で対応	水 保存パン(4,500)	・ 備蓄	—
② 発災3日目～8日目 (7/30～8/4)	支援物資から食料を提供	水(1,000箱) アルファ化米(14,000) 保存パン(7,000) カップ麺(少量) カロリーメイト 等	・ 備蓄 ・ 支援物資 ・ プッシュ支援	実施避難所: 1 実施件数: 1 避難所避難者カバー率 約4% ※8/4からNPO法人リエラによる調整を実施
③ 発災9日目～13日目 (8/5～8/9)	パン、米に加え、レトルト系を追加 ※早くから提供する必要があったが、避難者数が多く、必要数がそろわなかった。	水(1,000箱) アルファ化米(5,000) パン(2,000～20,000) カップ麺(5,000) カレー(2,000～5,000) スープ(少量) 等	・ 支援物資 ・ プッシュ支援 ・ 独自調達	実施避難所: 4～16 実施件数: 34 避難所避難者カバー率 約12%～63%
④ 発災14日目～ 避難所集約前 (8/10～)	栄養バランスに配慮した食料の提供 	水、飲料(茶等) パン(8,000～10,000) 缶詰(3,000) レトルト(3,000～5,000) 野菜スープ・みそ汁(4,000) 野菜ジュース(2,000～6,000) アルファ化米(3,000) パックごはん(2,000) 等	・ プッシュ支援 ・ 独自調達 ・ 支援物資 	実施避難所: 8～18 延実施件数: 300(8/25まで) 避難所避難者カバー率 約46%～81%

※炊き出しはNPO法人リエラが調整したもののみ(8/31までの調整済件数413件)。

※このほかにも、避難所と直接調整し、独自に実施された炊き出しもある。

※現時点までの炊き出しはすべてボランティア

※避難所避難者カバー率: 市全体の避難所の避難者に対して炊き出しが行われた避難所の避難者合計の割合(例: 8/20 炊き出しが行われた避難所(15か所)の避難者1,172人、市全体1,637人→1,172人/1,637人≒72%)

※食料の種類によっては、在庫の状況により提供できなかった日もある。

2. 避難所集約後の対応(予定)

市から要請し、夕食に炊き出しによる食料の提供を実施予定。

提供食料

朝食・昼食 : 避難所集約前の食料、グリーンコープ様からの支援食料
夕食 : 炊き出し

○グリーンコープ様からの支援内容

- ・ 一社 CON (コネクトプロジェクト) 様から支援されるストッカーを各避難所に設置
(電源等の関係があるため、避難所と調整中)
- ・ 食料はグリーンコープ様が支援(納豆、切り干し大根、ヨーグルト、牛乳等 調整中)
- ・ 実施期間: 9月(調整が整い次第)～



イメージ

期待される効果

- ・ 栄養バランスの向上
- ・ 多様な食の提供
- ・ 安定的な食料供給

○炊き出しの内容(予定)

- ・ 能登半島地震の際にキッチンカーのとりまとめ経験のある団体と調整中
- ・ 栄養価に偏りがないよう、野菜を含めた食事の提供を要請予定
- ・ 実施時期: 9月(避難所集約後調整が整い次第)

炊き出しのポイント

- ・ 栄養バランスを重視
- ・ 温かい食事の提供
- ・ 多様なメニューの確保

【7月28日 震度6強発生】被害状況報告

【建設対策部】

令和8年8月26日（水）16：00時点

1 被害状況

●被害状況

基本情報（令和8年8月26日 9時現在）

被害状況件数（件） 総数**3,099**件（主な施設 河川72件、海岸7件、道路**2,263**件、橋梁60件、下水道・集落排水363件 ほか）

被災額 **6,776,071**（千円）

道路全面通行止め情報

市道 100件、国・県道 1件（8月25現在 県HP防災情報くまもと）

●対応状況

【下水道建設課】・8月23日現在で363か所の被害

・8月6日で約190kmの1次調査（詳細調査）が終了 8月6日から約33kmの2次調査（管内カメラ調査）を実施中

【建築指導課】・応急危険度判定結果速報値（危険（赤）479棟、要注意（黄）355棟、調査済（緑）1,380棟 計2,214棟）

※熊本県による実施区域（鏡校区の一部、太田郷校区の一部） 8月12日をもって終了。他の地域については市で随時実施。

【住宅課】・建設型災害仮設住宅（市内5か所、建設戸数138戸）

内訳：（仮称）毘舎丸仮設団地（18戸）、（仮称）鏡町仮設団地（17戸）、（仮称）植柳上仮設団地（34戸）

（仮称）海士江仮設団地（35戸）、（仮称）鏡ヶ池仮設団地（34戸）

※随時設置個所・戸数を増やす予定（調整中）

・住まいの意向調査 アンケート結果 8/18時点2,329世帯回答（8月3日から避難者へのアンケート・聞き取り調査中）

<建設型災害仮設住宅希望152世帯、みなし仮設住宅希望428世帯、住まいの再建方針も未定631世帯>

・賃貸型応急住宅（みなし仮設住宅）（8月5日より受付開始 8月25日現在 申請件数 6件）

【営繕課】・住宅の応急修理制度（8/5から事前相談開始 8月**25**日現在総相談件数**435**件、申請受付開始は17日（月）から）

【建設政策課】・8月6日より、被災者へのブルーシート配布開始（各支所、各コミセン21か所） 8月31日をもって配布終了予定

・屋根等へのブルーシートの展張の緊急修理制度の運用状況（事業完了期限の延長 8月27日→9月27日）

（8月**25**日現在 申請件数**809**件、設置済件数174件 ※設置済件数は、県建設業協会等の特別支援分を計上）

【その他】・インスタントハウス空調付（休憩場所や授乳室、プライバシー保護のために使用可能、また、一般市民希望者への配布など）

一般者向けデモ設置（8/10鏡支所に設置） 申込み最終数 8月17日現在 84件（鏡校区26件、千丁校区10件、旧市内48件）

2 今後の取り組み

【土木課分】

1. 主な被害内容（業務内容）

- ・道路、水路復旧等

被害数 1,948箇所 対応済み 108箇所

被害が全域に及んでおり、八代地区土木災害協力会との災害協定の基、旧八代市区間を9つにエリア分けして、応急対応を実施中。

2. 今後の対応の方針及び流れ（スケジュール等）

補助要件を満たした災害査定対象案件・・・339件

○9～12月災害査定予定

○災害査定後、随時工事発注予定

3. 懸案事項等

○新八千把橋（古閑下町、水無川に架かる橋梁）については、橋梁下部工損傷により、全面通行止めをおこなっている。

災害査定後、橋梁及び取付道路を復旧する必要がある、長期間に及ぶ可能性あり。

○家屋や塀の倒壊による通行規制箇所が多く存在しているため、所有者での撤去や、公費解体での撤去等によるいち早い作業が望まれる。

第31回 災害対策本部会議資料

令和8年熊本地震公共施設被災報告【建設部・各支所産業建設課】

R8.8.26 9:00

前回 R8.8.25 9:00

部署別集計

担当課	件数		被災額(千円)		発注済		完了	
	前回	今回	前回	今回	前回	今回	前回	今回
土木課	2017	2023	4,861,950	4,893,950	25	29	119	119
都市整備課	43	43	271,600	271,600	8	8	1	1
下水道建設課	313	313	544,100	544,100	0	0	3	3
建設政策課	0	0	0	0	0	0	0	0
千丁支所	61	61	298,000	298,000	1	1	0	0
鏡支所	414	414	560,660	560,660	74	74	1	1
坂本支所	13	13	7,200	7,200	0	0	0	0
東陽支所	12	12	30,400	30,400	0	0	0	0
泉支所	61	61	159,300	159,300	0	0	0	0
住宅課	1	1	0	0	0	0	0	0
水道局	1	1	0	0	0	0	0	0
国・県・不明	157	157	10,861	10,861				
合計	3093	3,099	6,744,071	6,776,071	108	112	124	124

施設別集計

施設	件数		被災額(千円)	
	前回	今回	前回	今回
河川	72	72	104,691	104,691
海岸	7	7	0	0
道路	2258	2263	4,851,828	4,883,828
橋りょう	61	61	490,200	490,200
港湾	6	6	112,000	112,000
都市下水路	174	175	218,853	218,853
下水道・集落排水	363	363	596,550	596,550
公園等	38	38	316,500	316,500
民地堆積土砂	0	0	0	0
公営住宅	0	0	0	0
行政施設その他	28	28	9,699	9,699
水道(水道局)	1	1	0	0
公営企業施設	40	40	41,950	41,950
不明	45	45	1,800	1,800
合計	3093	3,099	6,744,071	6,776,071

被災状況別集計

被災状況	件数		被災額(千円)	
	前回	今回	前回	今回
崩土・倒木	23	23	3,860	3,860
土砂堆積	7	7	4,400	4,400
亀裂	1144	1145	3,189,767	3,191,767
路肩崩壊	84	84	238,350	238,350
構造物破損	893	897	2,205,186	2,205,186
護岸崩壊	64	65	83,149	113,149
浮上・沈下	709	709	621,374	621,374
浸水	4	4	20,100	20,100
側溝等閉塞	8	8	8,300	8,300
建築物破損	36	36	37,950	37,950
電気設備故障	6	6	1,600	1,600
水道関係	0	0	0	0
その他	115	115	330,035	330,035
合計	3093	3,099	6,744,071	6,776,071

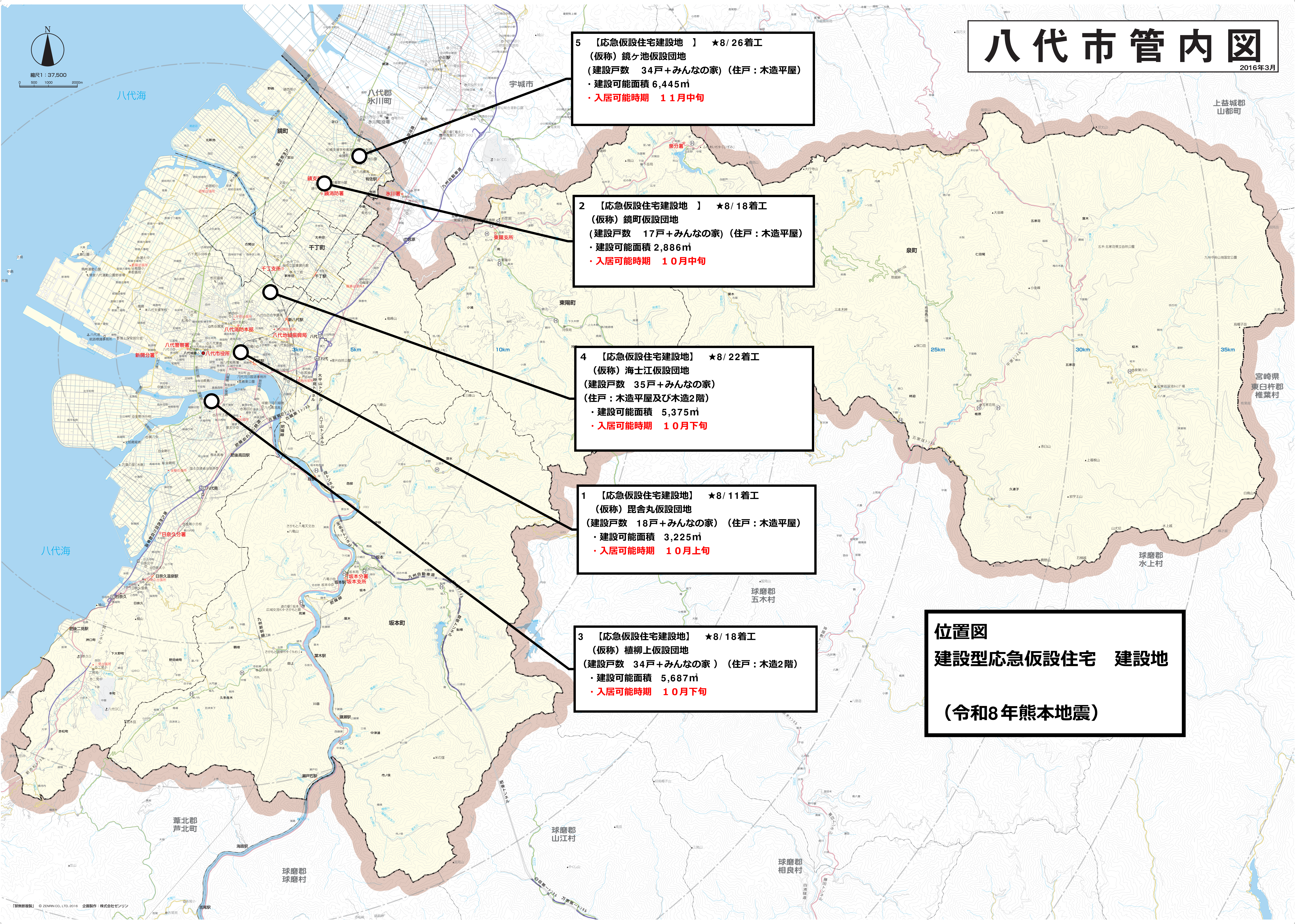
※被災状況は複数ある場合主な状況のみ

交通規制

規制状況	件数	
	前回	今回
全面通行止め	100	100

八代市管内図

2016年3月



5 【応急仮設住宅建設地】 ★8/26着工
(仮称) 鏡ヶ池仮設団地
(建設戸数 34戸+みんなの家) (住戸: 木造平屋)
・建設可能面積 6,445㎡
・入居可能時期 11月中旬

2 【応急仮設住宅建設地】 ★8/18着工
(仮称) 鏡町仮設団地
(建設戸数 17戸+みんなの家) (住戸: 木造平屋)
・建設可能面積 2,886㎡
・入居可能時期 10月中旬

4 【応急仮設住宅建設地】 ★8/22着工
(仮称) 海士江仮設団地
(建設戸数 35戸+みんなの家)
(住戸: 木造平屋及び木造2階)
・建設可能面積 5,375㎡
・入居可能時期 10月下旬

1 【応急仮設住宅建設地】 ★8/11着工
(仮称) 毘舎丸仮設団地
(建設戸数 18戸+みんなの家) (住戸: 木造平屋)
・建設可能面積 3,225㎡
・入居可能時期 10月上旬

3 【応急仮設住宅建設地】 ★8/18着工
(仮称) 植柳上仮設団地
(建設戸数 34戸+みんなの家) (住戸: 木造2階)
・建設可能面積 5,687㎡
・入居可能時期 10月下旬

位置図
建設型応急仮設住宅 建設地
(令和8年熊本地震)

建設型応急住宅の入居者の募集について

1. 募集期間

令和8年8月28日（金）～9月11日（金）

- ・詳細については八代市ホームページ等に、8月27日（木）に掲載します。
- ・先着順ではありません。

2. 入居対象者

入居される方の優先順位は以下のとおりです。

優先順位	世帯の内容
1) 最も優先度が高い世帯	・75歳以上の高齢者だけで構成される2人以上の世帯 ・身体障害者手帳1級又は2級の者がいる世帯 ・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳1級を持っている者がいる世帯 ・高齢者・障害者（児）がいて家族介護が必要と市町村が認める世帯
2) 1)の次に優先度が高い世帯	・3歳以下の乳幼児又は妊婦のいる世帯
3) 1), 2)の次に優先度が高い世帯	・中学生以下の子供が3人以上いる世帯
4) 1), 2), 3)の次に優先度が高い世帯	・75歳以上の高齢者がいる世帯

3. 入居時期

令和8年10月上旬から11月中旬頃を予定しています。

4. 応募方法

「オンライン（スマートフォン等）」と「窓口へ持参」の2種類があります。

(1) オンライン（L o G o フォーム）

QRコードを読み取り、専用フォームからお申し込みください。

(2) 窓口へ持参

建設型応急住宅入居申請書に必要事項を記入し、ご持参ください。

【7月28日 震度6強発生】被害状況報告

【給水対策部】

令和8年8月26日（水）14：00時点

○断水解消の状況

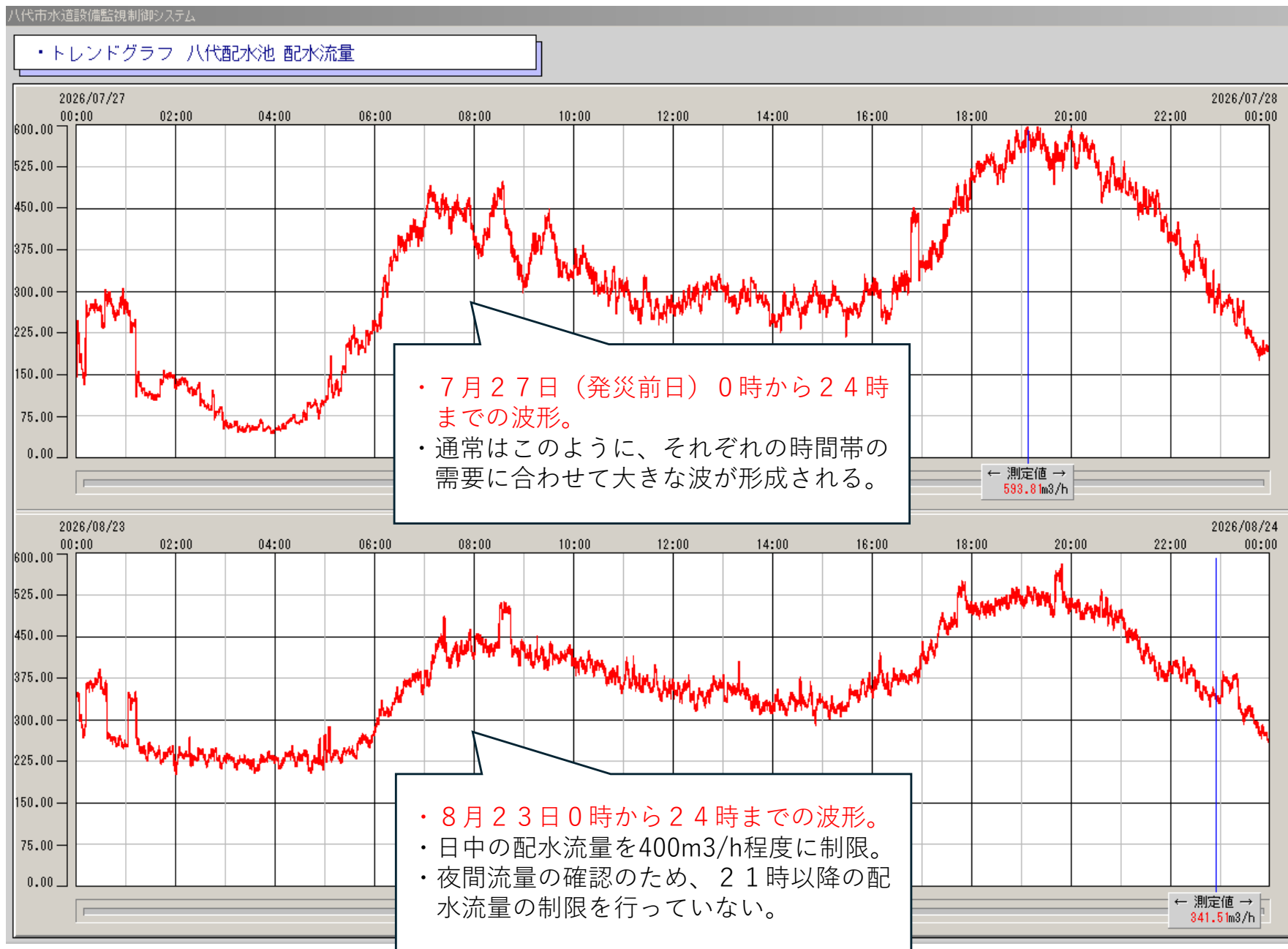
区 分		発災後断水状態となった人口（戸数）	断水解消済みの人口（戸数）
八代市上水道 ① （旧八代市）		40,413人（17,867戸）	40,413人（17,867戸）
	うち八代水系	38,523人（16,799戸）	38,523人（16,799戸）
	うち日奈久水系	1,890人（1,068戸）	1,890人（1,068戸）
生活環境事務組合上水道 ② （千丁町、鏡町、東陽町、泉町）		16,248人（7,269戸）	16,248人（7,269戸）
上水道 ①+②		56,661人（25,136戸）	56,661人（25,136戸）

（注）表中の人口（戸数）は令和7年度末の給水人口（戸数）を記載。

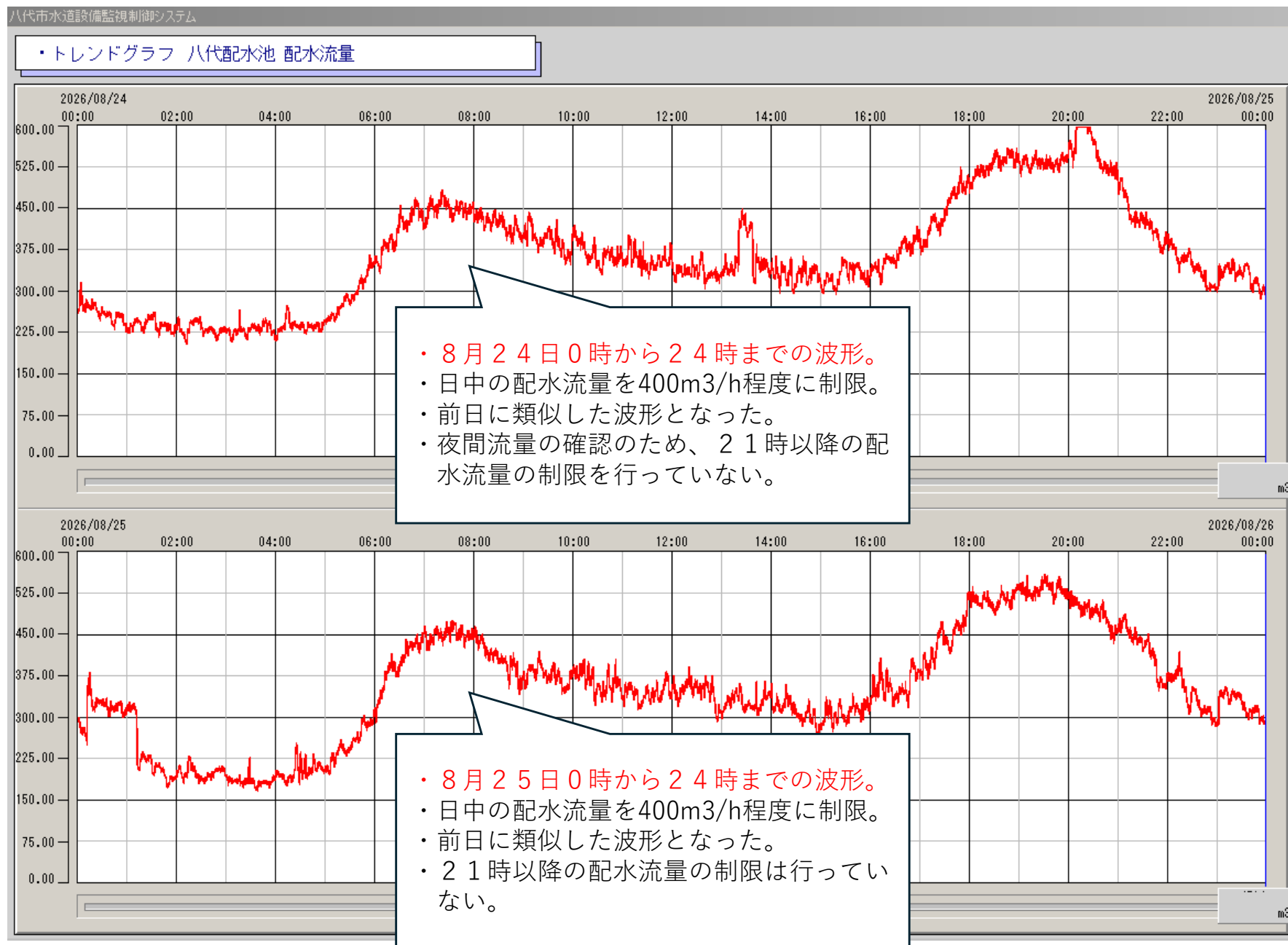
○今後の対応

- ・八代水系において、発災前に比べて八代配水池からの配水流量が多いことから、漏水箇所がなお存在するものと思われる。
- ・発見済みの漏水箇所の修繕を行うとともに、巡回等により漏水疑い箇所を洗い出し、発見した漏水箇所について逐次修繕を実施する。

○配水流量から見る漏水の状況（八代配水池）①



○配水流量から見る漏水の状況（八代配水池）②



○校区ごとの修繕の状況（完了件数）

月 日	宮地	太田郷	龍峯	八千把	代陽	八代	松高	郡築	昭和	日奈久	計
7月31日										2	2
8月1日										1	1
8月2日	1										1
8月3日											
8月4日	3					1	2	2	1		9
8月5日	3			1		2	2	1	1	4	14
8月6日		2				2	1		1	3	9
8月7日		2		3	1	1				2	9
8月8日		2			2	3				2	9
8月9日	3	2	1								6
8月10日		1	1	1	1	1		3	2		10
8月11日		2	2			1		1	9		15
8月12日		1	4	1			3	1	3		13
8月13日	1		3	1	1		1		1		8
8月14日			2		1	1	2	2	1		9
8月15日		3	1						2		6
8月16日		2	2			1					5
8月17日		1	4					2	2		9
8月18日	2	1	3	1	1		1	1			10
8月19日	1	2	9			1			1	1	15
8月20日		3	5			1				1	10
8月21日		1	2		2	3	1			1	10
8月22日	2	3	2	2	2	1				1	13
8月23日			2		3	1					6
8月24日		1	3			1					5
8月25日		1	1			1					3
計	16	30	47	10	14	22	13	13	24	18	207

○上水道（旧八代市の地域）における断水解消及び給水制限解除のお知らせ

＊ ＊ ホームページ、ＳＮＳ等で広報 ＊ ＊

八代市水道局が水道水を供給している地域（旧八代市の地域）において発生していた断水は解消しました。

あわせて、一部地域で実施していた給水制限についても解除しました。

市民の皆様には、断水や給水制限により大変ご不便とご迷惑をおかけいたしましたこととお詫び申し上げます。

また、復旧にあたり、ご理解とご協力をいただきありがとうございました。

水道のご使用にあたっては、以下の事項にご留意ください。

- ・地震発生後に複数の箇所で見つかり、順次修繕作業を進めております。
このため、修繕作業に伴い、今後も一時的に断水する場合があります。
- ・水が出ても濁りが見られる場合は、水を出し続け、濁りが取れるまで飲用へのご使用はお控えください。

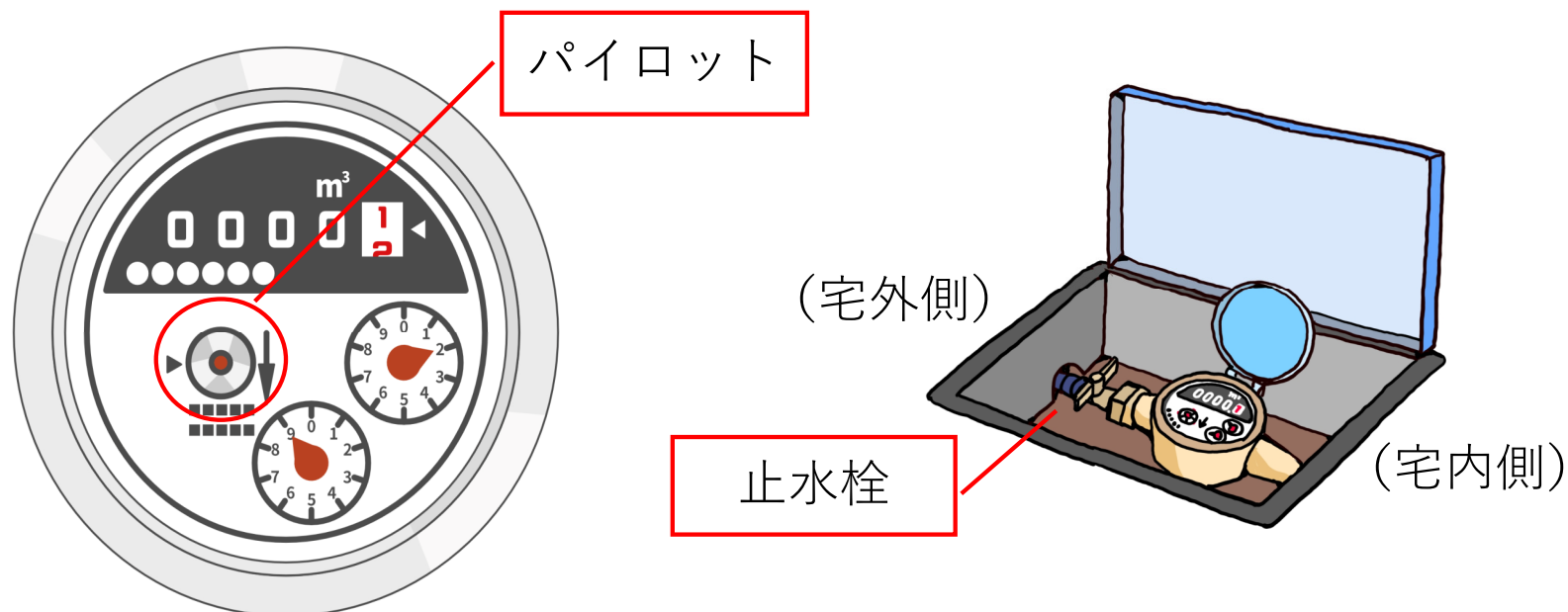
（次頁に続く）

(前頁から続き)

- ・蛇口を閉めた後に、水道メーターのパイロットが回転している場合は、宅内漏水の可能性があるので、止水栓を閉めていただきますようお願いします。
- ・給水管の修繕については、指定給水装置工事事業者へご連絡ください。

指定給水装置工事事業者については以下をご参照ください。

U R L : <https://www.city.yatsushiro.lg.jp/kiji0032223/index.html>



○令和 8 年熊本地震 水道の宅内配管工事コールセンターの開設について

＊ ＊ ホームページ、ＳＮＳ等で広報 ＊ ＊

国土交通省では、令和 8 年熊本地震で被災した地域における水道の宅内配管修繕工事の需要増加を踏まえ、宅内配管修繕工事に対応可能な工事業者を紹介する「令和 8 年熊本地震 水道の宅内配管工事コールセンター」を令和 8 年 8 月 2 6 日（水曜日）に開設します。

宅地内の漏水などにより水道管の修繕が必要な方は、本コールセンターをご活用ください。

- 1 受付時間
午前 9 時から午後 5 時まで（平日及び土日祝）
- 2 設置期間
令和 8 年 8 月 2 6 日（水曜日）～ 1 2 月 2 8 日（月曜日）（予定）
- 3 受付方法：電話 0 1 2 0 - 2 7 5 - 5 5 7（フリーダイヤル）
- 4 対象者
八代市、宇城市、八代生活環境事務組合（氷川町、八代市の一部）の水道使用者
※井戸の修理は対象外

（次頁に続く）

5 受付内容

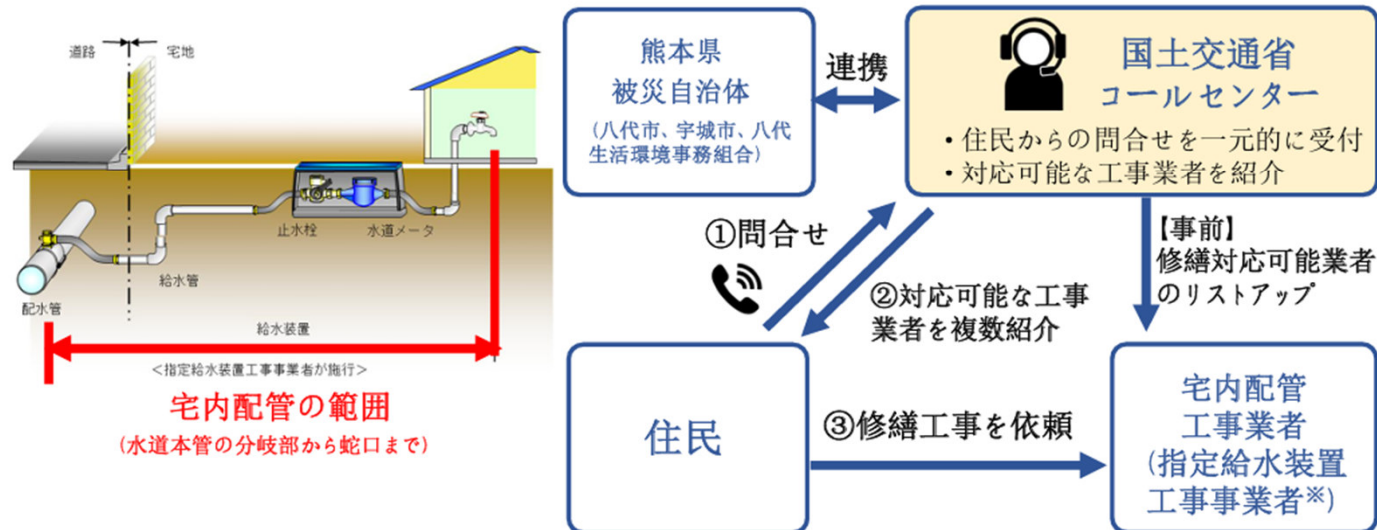
水道の宅内配管を修繕する工事業者が見つからない被災者の皆様からの問い合わせに対し、国土交通省の電話調査により宅内配管の修繕工事への対応可能と回答した指定給水装置工事業者の情報を提供するもの

国土交通省 令和8年熊本地震 水道の宅内配管工事コールセンター



令和8年熊本地震で被災した地域においては、水道本管の復旧に伴い、宅内配管の修繕工事の需要の増加が見込まれるため、被災者の皆様からの問い合わせを一元的に受け付け、宅内配管修繕工事の対応が可能な工事業者を紹介するコールセンターを令和8年8月26日に開設。

<コールセンターのスキーム>



設置期間: 令和8年8月26日～令和8年12月28日(予定)

対象者: 八代市、宇城市、八代生活環境事務組合(氷川町、八代市の一部)の水道使用者(井戸の修理は対象外)

※水道法第16条の2第1項に基づき、水道事業者(市町村)が給水装置工事を適正に施行できると認められる者として指定した者

○給水車による給水の実施状況

8月25日は49台で91.1tの給水を実施。

応援事業体等：

川崎市（1台）、松山市（1台）、佐賀市（1台）、福岡市（1台）、福山市（2台）、
都城市（1台）、日置市（1台）、伊佐市（1台）、岩国市（1台）、広島市（4台）、
九地整（1台）、北陸地整（2台）、竹田市（1台）、今治市（1台）、倉敷市（1台）、
下関市（1台）、岡山市（2台）、出雲市（1台）、尾道市（1台）、高知市（1台）、
玉野市（1台）、四万十市（1台）、薩摩川内市（1台）、島根県企業局（1台）、
長門市（1台）、雲仙市（1台）、横浜市（1台）、東京都（1台）、下松市（1台）、
和木町（1台）、柳井広域水道企業団（1台）、日南市（1台）、鳥取市（1台）、
玉名市（1台）、大牟田市（1台）、広島県企業団（2台）、大分市（1台）、
臼杵市（1台）、日向市（1台）、鳴門市（1台）、呉市（1台）、
協力会社ヴェオリア・ジェネッツ（1台）

給水場所：

代陽コミュニティセンター、松高コミュニティセンター、太田郷コミュニティセンター、
龍峯コミュニティセンター、麦島コミュニティセンター、八千把コミュニティセンター、
金剛コミュニティセンター、昭和コミュニティセンター、宮地コミュニティセンター、
日奈久コミュニティセンター、二見コミュニティセンター、第一中学校、八代小学校、
松高小学校、八代支援学校、第二中学校、太田郷小学校、植柳小学校、第四中学校、
第五中学校、第七中学校、日奈久小学校、市内医療機関及び福祉施設など

※小・中学校の給水場所については8月27日13時に閉鎖予定。

○給水場所ごとの給水の実施状況

(単位：t)

月 日	上水道の給水区域外で応急給水を行っている校区					上水道の給水区域内で井戸水使用世帯が多い校区			
	高田校区	植柳校区	麦島校区	金剛校区	二見校区	松高校区		八千把校区	
	第五中学校	植柳小学校	麦島コミュニティセンター	金剛コミュニティセンター	二見コミュニティセンター	松高コミュニティセンター	松高小学校	八千把コミュニティセンター	第四中学校
8月13日	0.8	1.0	4.0	2.8	0.6	4.5	0.2	5.0	1.8
8月14日	0.4	2.1	2.7	3.1	1.0	5.9	0.6	4.9	1.8
8月15日	1.0	0.8	2.9	1.7	1.1	3.6	1.5	5.1	1.8
8月16日	0.0	0.7	2.0	3.9	0.6	3.8	1.6	2.7	1.8
8月17日	0.5	0.6	1.6	3.1	0.6	3.5	2.0	2.0	1.0
8月18日	1.0	1.4	1.5	4.2	0.7	4.0	1.8	1.0	1.0
8月19日	1.0	0.8	2.5	2.7	0.7	4.5	2.0	2.0	1.0
8月20日	0.6	0.4	2.1	4.0	0.9	4.0	1.3	1.7	1.0
8月21日	0.7	0.5	2.6	4.2	1.4	4.5	2.0	2.5	1.0
8月22日	0.0	1.0	1.9	2.5	0.2	3.5	2.2	3.5	1.0
8月23日	1.4	0.4	3.6	3.8	0.8	3.5	2.0	3.0	1.0
8月24日	1.0	0.5	2.2	3.8	0.4	4.5	2.1	1.9	1.0
8月25日	0.0	0.8	3.6	4.5	1.0	4.0	2.3	1.9	1.0

応援事業体等：

第五中学校・・・佐伯市（8月13日～）

植柳小学校・・・岡山市（8月13日～14日）、松江市（8月15日～21日）、出雲市（8月21日～）

麦島コミュニティセンター・・・阿久根市（8月13日）、始良市（8月15日～22日）、伊佐市（8月23日～）

金剛コミュニティセンター・・・下関市（8月13日～）

二見コミュニティセンター・・・今治市（8月13日～）

松高コミュニティセンター・・・九地整（8月13日～）、福岡市（8月13日～17日）、岡山市（8月13日）

松高小学校・・・福岡市（8月13日）、岡山市（8月14日、16日～）、松江市（8月15日）

八千把コミュニティセンター・・・浜田市（8月13日～15日）、雲南市（8月16日～18日）、安来市（8月19日～23日）、島根県企業局（8月24日～）

第四中学校・・・協力会社ヴェオリア・ジェネッツ（8月13日～）

【八代生活環境事務組合】

○現在の状況及び今後の対応について（8月26日12時現在）

※配水管・給水管

- ・鏡町全域の断水が解消。八代市における八代生活環境事務組合の給水区域について全域断水解消となった。
- ・水道の宅内配管工事コールセンターの開設についてHPに掲載。

（参考）氷川町の区域

発災後断水状態となった人口（戸数）	7,352人（3,231戸）
断水解消済みの人口（戸数）	7,169人（3,152戸）※

※ 旧竜北町（3,642人、1,563戸）、旧宮原町（3,527人、1,589戸）

【7月28日 震度6強発生】被害状況報告

令和8年8月26日（水）16：00時点

【教育対策部】

1 被害状況

【人的被害】

小学生(3人) 公園の休憩所屋根の下敷きで救急搬送(1人) 背中火傷(1人) 足の裏を5か所切るけが(1人)
中学生(5人) ガラスを踏み右足首3針縫うけが(1人) 弓道練習中(目のけが1人、足痛め1人、腰強打1人) 足を18針縫うけが(1人)
教職員(1人) 校内で転倒し足痛め(剥離骨折)
施設利用者(4人) 市公民館ホールステージ上にて高校生が転倒しすり傷(4人)

【施設被害】

小学校(24校)	被災あり 23校	龍峯小(半壊以上) 代陽小営繕員作業場半壊(隣接地へ影響あり) ※8/21解体完了
中学校(15校)	被災あり 15校	壁面、モルタル亀裂、教室床のたわみ、校舎と渡り廊下のエキスパン損傷、校庭一部液状化など多数
支援学校(1校)	被災あり 1校	玄関前ピロティ、ベランダ等外部にクラック
幼稚園(2園)	被災あり 2園	にじいろ幼稚園(遊戯室の天井が数か所落下、使用不可。ピアノ転倒、各保育室の床傾斜) あおぞら幼稚園(埋設管損傷)
給食センター(6センター)	被災あり 6センター	中部セ(配管外れ・破損、タンク水漏) 東陽セ(壁に亀裂)
公民館(1館)	被災あり 1館	ホール(照明、ステージ吊りもの破損)
赤星公園(1館)	被災あり 1館	水竹居(半壊、灯籠倒壊)
図書館(3館)	被災あり 3館	移動図書館車両破損、書棚の破損、外壁クラック
西宮集会所(1館)	被災あり 1館	1階外壁クラック10か所
博物館(1館)	被災あり 1館	展示ケース破損多数、断水、駐車場マンホール沈下、液状化の痕跡

【被害額】

概算463,180千円 学校園施設：226,382千円(41校園) 社会教育施設：134,589千円(図書館3館)、95,000千円(博物館) 給食施設：7,209千円(4センター、1単独調理校)
※他施設確認中

2 対応状況

- 社会教育施設は、施設内復旧まで当面休館
 - ・9/1図書館せんちょう分館、図書館かがみ分館再開予定（開架のみ）
 - ・10月からの博物館再開館特別展は中止※復旧については別添資料による
- 文部科学省「文教施設応急危険度判定士」 8/5被害が大きい25施設を6班体制で調査実施。8/6被害が小さい17施設を3班体制で調査実施。
8/13構造判定で危険1校（龍峯小）。落下物判定で危険9校、千丁給食センター →緊急復旧工事で対応。
- 文部科学省「学校支援チーム」支援活動 被災した児童生徒のケアや教職員への助言ほか学校再開に向けた様々な活動（岡山県、大阪府）
岡山県：8/4先遣隊3名 8/10第1陣5名（龍峯小・鏡小） 8/17第2陣5名（龍峯小） 8/24第3陣5名（第三中・他）
大阪府：8/17先遣隊3名
- 2学期の授業開始（8/28金）に向けた対応 龍峯小の再開場所・通学手段・空調等 →8/1保護者説明会実施済（被害状況等） 8/10保護者説明会実施済（宮地小にて再開等）
全校・園の水やトイレ等 →給水支援（4校）、仮設トイレ設置（3校）
給食施設の給食提供等 →応急給食（パンまたは御飯、牛乳、常温保存喫食が可能なおかず）39校園
- 各施設の給水状況（8月26日現在）
 - 【学校・園】
上水道利用可能施設：31施設中31施設 →緊急復旧工事完了
井戸水利用可能施設：11施設中7施設（残りの4施設は、ポンプ故障・高架水槽等損傷2施設 井戸水くみ上げ不能2施設） →給水支援等検討
 - 【給食センター】
上水道利用可能施設：4施設中4施設 →通水確認後にボイラーや蒸気配管、調理機器の破損状況を確認するための試験運転を実施中
井戸水利用可能施設：2施設中1施設（残りの1施設は井戸水濁り） →井戸給水施設調査・洗浄実施中 給水支援検討
- 学用品支援について：被災により学用品を喪失・損傷した児童生徒に対して学用品を支給し、就学の便を図る。11校41人申請あり（8/24現在）
- 学校施設遊具等の安全確認：全校・園の点検状況を確認済
8/19現在 小学校1施設で鉄棒バーゆるみ 中学校1施設でテニスコート地面ひび割れ →使用停止中

市内小・中・支援学校・幼稚園 2学期の学校再開にむけた準備状況一覧（R8.8.26現在）

8月28日(金)の2学期開始に向け、各学校での施設の安全確認、ライフラインの確保、給食の提供体制などを進めています。
児童生徒の安全を最優先に、学校・園ごとの状況に応じて必要な対応を行っています。

2学期スタート

8月28日（金）

安全を最優先に、万全の準備を進めています。

【表の見方】 ○：確保・確認済（使用可能） △：対応・調整中 確認中：確認中 -：該当なし ※掲載内容は8/26現在の状況です。今後の対応により更新していきます。

1 各学校の対応状況

No.	学校名	学校施設（安全確認・使用状況）				水の確保			給食			備考
		校舎	体育館	校庭等	対応状況	飲用	トイレ等	対応状況	提供	給食施設	対応状況	
1	代陽小	○	○	○		○	○	高架水槽の改修済	△	中部給食セ	配管設備等故障箇所対応中のため、応急給食	
2	太田郷小	○	○	○		○	○	高架水槽の改修、配管部品の改修済み	△	中部給食セ	配管設備等故障箇所対応中のため、応急給食	
3	植柳小	○	○	○		△	△	井戸設備の改修、高架水槽の改修、ペットボトル水搬入 8/26教室棟の井戸出水障害	△	麦島給食セ	配管設備等故障箇所対応中のため、応急給食	
4	松高小	○	○	○		○	○		△	西部給食セ	水タンク(破損)対応中のため、応急給食	
5	金剛小	○	○	○		○	○		△	南部給食セ	井戸水(濁り)対応中のため、応急給食	
6	金剛小弥次分校	○	○	○		△	△	井戸設備の改修 仮設トイレ設置・給水車対応、 ペットボトル水搬入	△	南部給食セ	井戸水(濁り)対応中のため、応急給食	
7	高田小	○	○	○		○	○		△	南部給食セ	井戸水(濁り)対応中のため、応急給食	
8	八千把小	○	○	○		○	○	高架水槽の改修済	△	西部給食セ	水タンク(破損)対応中のため、応急給食	
9	郡築小	○	○	○		○	○		△	西部給食セ	水タンク(破損)対応中のため、応急給食	
10	八代小	○	○	○		○	○		△	西部給食セ	水タンク(破損)対応中のため、応急給食	
11	宮地小	○	○	○		○	○		△	中部給食セ	配管設備等故障箇所対応中のため、応急給食	
12	日奈久小	○	○	○		○	○		△	南部給食セ	井戸水(濁り)対応中のため、応急給食	

手配No.	学校名	学校施設（安全確認・使用状況）				水の確保			給食			備考
		校舎	体育館	校庭等	対応状況	飲用	トイレ等	対応状況	提供	給食施設	対応状況	
13	昭和小	○	○	○		○	○		△	西部給食セ	水タンク(破損)対応中のため、応急給食	
14	二見小	○	○	○		○	○	水質検査済(飲料可)	△	南部給食セ	井戸水(濁り)対応中のため、応急給食	
15	龍峯小	－	－	－	応急危険度判定により、危険となったため立入禁止措置	－	－	－	△	中部給食セ	配管設備等故障個所対応中のため、応急給食	宮地小学校にて2学期再開
16	麦島小	○	○	○		○	○	水質検査済(飲料可)	△	麦島給食セ	配管設備等故障個所対応中のため、応急給食	
17	八竜小	○	○	○		○	○		○	坂本中給食室	被害なし。通常給食	
18	千丁小	○	○	○		○	○		△	千丁給食セ	配管設備等故障個所対応中のため、応急給食	
19	鏡小	△	△	○	校舎地盤沈下に伴い1階のみ使用制限 体育館:内壁ボード落下に伴う使用制限	○	○		△	鏡小給食室	配管設備等故障個所対応中のため、応急給食	
20	有佐小	○	○	○		○	○		○	有佐小給食室	配管設備等故障個所対応済み、9/1通常給食	
21	文政小	○	○	○		○	○		△	文政小給食室	配管設備等故障個所対応中のため、応急給食	
22	東陽小	○	○	○		○	○		△	東陽給食セ	配管設備等故障個所対応中のため、応急給食	
23	泉小	△	○	○	4階塔屋:梁部分の破損に伴う使用制限	○	○		△	東陽給食セ	配管設備等故障個所対応中のため、応急給食	
24	泉第八小	○	○	○		○	○		○	泉第八小給食室	被害なし。通常給食	
1	第一中	○	△	○	弓道場:建物傾きに伴う使用制限 部室棟:屋根瓦落下に伴う使用制限	○	○	水槽清掃、水質検査済(飲料可)	△	中部給食セ	配管設備等故障個所対応中のため、応急給食	
2	第二中	△	○	○	屋外階段:建物傾きに伴う使用制限	○	○		△	中部給食セ	配管設備等故障個所対応中のため、応急給食	
3	第三中	○	○	△	グラウンド:液状化・地割れ対応中	△	△	漏水、ポンプ不具合対応中 仮設トイレ設置・給水車対応手配、ペットボトル水搬入	△	麦島給食セ	配管設備等故障個所対応中のため、応急給食	

No.	学校名	学校施設（安全確認・使用状況）				水の確保			給食			備考
		校舎	体育館	校庭等	対応状況	飲用	トイレ等	対応状況	提供	給食施設	対応状況	
4	第四中	○	○	○		○	○		△	西部給食セ	水タンク(破損)対応中のため、応急給食	
5	第五中	○	○	○		○	○		△	南部給食セ	井戸水(濁り)対応中のため、応急給食	
6	第六中	○	○	○		△	△	井戸および漏水の調査中 仮設トイレ設置・給水車対応手配、ペットボトル水搬入	△	南部給食セ	井戸水(濁り)対応中のため、応急給食	
7	第七中	○	○	○		○	○		△	西部給食セ	水タンク(破損)対応中のため、応急給食	
8	第八中	○	○	○		○	○		△	中部給食セ	配管設備等故障個所対応中のため、応急給食	
9	日奈久中	○	○	○		○	○		△	南部給食セ	井戸水(濁り)対応中のため、応急給食	
10	二見中	○	○	○		○	○		△	南部給食セ	井戸水(濁り)対応中のため、応急給食	
11	坂本中	○	○	○		○	○		○	坂本中給食室	被害なし。通常給食	
12	千丁中	○	○	○		○	○	給水管改修済	△	千丁給食セ	配管設備等故障個所対応中のため、応急給食	
13	鏡中	○	△	○	体育館:内壁ボード落下に伴う使用制限	○	○		△	鏡中給食室	配管設備等故障個所対応中のため、応急給食	
14	東陽中	○	○	○		○	○		△	東陽給食セ	配管設備等故障個所対応中のため、応急給食	
15	泉中(泉小で記載)	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	泉小で記載
1	支援学校	○	○	○	擁壁:コンクリート擁壁一部破損復旧中	○	○		△	麦島給食セ	配管設備等故障個所対応中のため、応急給食	
1	にじいろ幼	○	△	○	遊戯室:天井ボード落下に伴う使用制限 倉庫:屋根の傾きに伴う使用制限	○	○		△	中部給食セ	配管設備等故障個所対応中のため、応急給食	
2	あおぞら幼	○	○	○		○	○		△	西部給食セ	水タンク(破損)対応中のため、応急給食	

2 各学校の水(飲料水・生活用水)の対応状況

○ 2学期再開までに、上水道及び井戸水を飲料水・生活用水として確保することが困難となった場合

<飲料水>

⇒ 対応策： ペットボトル水の配付による応急給水を実施

- ・ 8/24 ペットボトル水搬入済[植柳小、弥次分校、三中、六中]

<トイレ等の生活用水>

⇒ 対応策： 仮設トイレの設置や給水車での貯水槽給水を実施

- ・ 8/25 仮設トイレの設置済[弥次分校、三中、六中]

- ・ 8/26 貯水槽給水を実施[弥次分校・三中・六中]

- ・ 8/26 ウェットティッシュ、消毒液を配布[弥次分校、三中、六中]

- ・ 8/26 植柳小にて敷地内井戸2か所のうち1か所で出水障害が発生
対応策として、教室棟のトイレを一時使用中止とし、管理棟トイレを使用
長期化する場合は、仮設トイレを設置予定

3 給食の対応状況

被災設備の応急修繕を進めるとともに、通水が確認された施設から順次、配管・調理設備・ボイラー等の安全衛生点検を実施します。安全性が確認され次第、食材等の発注を行い、通常給食の再開を目指します。なお、通常給食の再開までは応急給食にて対応します。

(1) 調理場の現状

No.	調理場	配送校	食数	水	現状（R8.8.26現在）	通常給食 開始見込	
1	泉第八小給食室	計7590食	5	○	被害なし	8月28日	
2	坂本中給食室		2 八竜小、坂本中	61	○		被害なし
3	東陽給食センター		4 東陽小、東陽中、泉小、泉中	174	○	配管・設備等 故障個所対応完了	8月31日
4	有佐小給食室			96	○	配管・設備等 故障個所対応中(8月未完了予定)	9月1日
5	文政小給食室			276	○	配管・設備等 故障個所対応中(8月未完了予定)	9月7日
6	千丁給食センター		2 千丁小、千丁中	720	○	配管・設備等 故障個所対応中(8月未完了予定)	
7	麦島給食センター		4 植柳小、麦島小、三中、支援学校	1,059	○	配管・設備等 故障個所対応中(9月中旬完了予定)	9月下旬
8	西部給食センター		8 松高小、八代小、八千把小、郡築小、昭和小 四中、七中、あおぞら幼	2,525	タンク破損	タンク補修調整中(9月中旬完了予定)	
9	中部給食センター		8 太田郷小、宮地小、龍峯小、代陽小、一中 二中、八中、にじいろ幼	2,674	○	配管・設備等 故障個所対応中(9月中旬完了予定)	
1	南部給食センター	計1951食	1,134	井戸濁り	井戸破損	未定	
2	鏡小給食室			392	○		配管・設備等 故障個所対応中
3	鏡中給食室			425	○		配管・設備等 故障個所対応中

(2) 応急給食

- 主食（パンまたはご飯）、牛乳
- 常温保存・喫食が可能な食品（カレー、ハンバーグ、親子丼 等）

社会教育施設の復旧状況一覧(災害対策本部用)

R8.8.26現在

【ステータスの凡例】

- :利用再開済(施設の利用を通常通り再開している。)
- △:一部利用可(一部の利用を制限している。)
- :復旧作業中(復旧工事・点検等を実施中)
- ×:未着手(現地確認・復旧作業に着手していない。)

【全体状況】対象施設数: 15施設

- ・利用再開済: 7施設(47%) / ・一部利用可: 2施設(13%)
- ・復旧作業中: 6施設(40%) / ・未着手 : 0 施設(0%)

No.	施設名	ステータス	主な被害状況	復旧状況・対応内容	利用再開の見込み	備考
1	八代市公民館	△	・音響反射板の損傷 ・各種機材の横転 ・連絡通路沈下 ・外構天井ボード破損 ・建物周りの地面剝離等	・舞台・照明・音響設備の点検手配中 ・各種機材および備品の復旧対応中	貸館再開:未定	・和室:コミセン避難者受入中 ・会議室:被害家屋調査拠点受入予定
2	赤星公園	■	・水竹居の館の倒壊危険 ・工房クラック ・資料館内部散乱 ・六角堂屋根の欠損 ・石灯籠の倒壊	・屋外・建造物:撤去または修繕・再設置調整中 ・屋内・工房:資料館(片付け・点検中)	未定	
3	さかもと青少年センター	△	・玄関屋根瓦の落下 ・給食室食器の散乱 ・室内道具のずれ(分館)	・復旧済み	一般貸館再開:未定	・応援職員等の拠点として利用中
4	八竜山自然公園	■	・事務所内、天文台ロビーが散乱 ・8/8夜より九州電力管理電線の故障に伴う停電	・8/19停電解消 ・事務所内、天文台ロビーの整理を行い、施設進入道路の安全を確認し、再開準備中	9/1再開予定	
5	二見自然の森	○	・被害なし		○	
6	西宮・上日置集会所	○	・室内の散乱 ・建物に複数のクラック	・8/18室内の整理完了	8/18再開済	・応急危険度判定調査により利用可能を確認済
7	深水社会教育センター	○	・被害なし		○	
8	鮎俣社会教育センター	○	・被害なし		○	
9	田上社会教育センター	○	・被害なし		○	
10	久多良木社会教育センター	○	・被害なし		○	
11	仁田尾社会教育センター	○	・被害なし		○	
12	八代市立図書館	■	・建物被害なし ・館内書籍等の散乱多数 ・自動ドアの損傷 ・排煙窓ガラス及び書棚・移動棚等の破損	・空調テスト完了 ・返却ポスト再開済 ・一部貸出再開協議中	未定	
13	八代市立図書館 せんちょう分館	■	・建物被害なし ・館内書籍等の散乱多数 ・書棚・移動棚等の破損多数	・返却ポスト再開済 一部貸出再開予定	9/1再開予定	
14	八代市立図書館 かがみ分館	■	・建物被害なし ・館内書籍等の散乱多数 ・書棚・移動棚等の破損多数	・返却ポスト再開済 一部貸出再開予定	9/1再開予定	
15	八代市立博物館未来の森ミュージアム	■	・室内設備・内装の損傷(タイル・壁・床等)、緑の丘の亀裂 ・給水配管断裂による漏水(空調・消火設備へ影響) ・博物館資料・備品の破損(展示・収蔵資料の一部破損〔詳細調査中〕、 可動展示ケース多数破損、書棚等転倒・破損、4階収蔵庫棚の横ずれ)	・漏水箇所の止水完了 ・博物館資料の安全対策実施(詳細調査中) ・転倒棚・破損ケースの撤去および復旧工事着手 ・空調・消火設備用の給水配管の復旧工事着手	未定	・駐車場を警察車両・応援職員用として利用中 ・国県の「文化財レスキュー事業」に協力中

1 被害状況

(1) 道路の落石等（市道）

- ①早水・日光線：落石複数（通行可）
- ②中津道・鎌瀬線：一部陥没（通行可）
- ③木々子・板ノ平線：落石（通行可）
- ④上深水・九折線：落石（通行可）
- ⑤深水・走水線：落石（通行可）

※前回の報告から、新たな情報や変更など特になし

(2) 住家等の損壊

- ①瓦ずれ、脱落：18戸（百済来地区、西部地区、中津道地区）
- ②建物損壊：小屋屋根崩落1件（鮎俣地区）、小屋傾き1件（中津道地区）
- ③石垣崩落：3件（百済来地区）
- ④土地の亀裂：1件（中津道地区）

(3) 支所敷地の地盤沈下

正面玄関前及び診療所玄関前歩道の地盤沈下（最大4cm）により段差及び剥離が生じた。

(4) 温泉センター施設の損壊

棟瓦脱落：約5m（応急補修済み）

(5) 水道水の混濁

- | | | |
|---------------|------|------|
| ①西部地区簡易水道 | 76世帯 | 196人 |
| ②藤本地区簡易水道 | 22世帯 | 56人 |
| ③大門地区簡易水道 | 11世帯 | 27人 |
| ④生名子地区飲料水供給施設 | 3世帯 | 4人 |
| ⑤古田地区飲料水供給施設 | 11世帯 | 23人 |

(6) 百済来川護岸崩壊 約4m

(7) 公共施設の損壊

- ①災害公営住宅合志野団地の石垣崩落（別添資料）
- ②坂本中学校敷地ブロック積の亀裂（別添資料）

(8) 河川への落石等

- ①下深水川護岸 直径 約2m

2 今後の対応

- (1) 応急復旧：落石除去、埋め戻し
(概算見積額3,000千円) ※補正予定
- (2) 個人対応（当事者による復旧）
- (3) 修繕：地盤均し
(概算見積額2,000千円) ※補正予定
- (4) 施設管理者（市）による修繕
(概算見積額5,000千円) ※補正予定
- (5) ①備蓄飲料水（2Lペットボトル）210本送致
②備蓄飲料水（2Lペットボトル）108本配布
③備蓄飲料水（2Lペットボトル）30本配布
④備蓄飲料水（2Lペットボトル）12本配布
⑤備蓄飲料水（2Lペットボトル）36本配布
- (6) 修繕：河川管理者（県）または個人半額負担
(概算見積額2,000千円)
- (7) ①建設部へ情報共有
②教育部へ情報共有
- (8) 応急復旧：落石除去
(概算見積額600千円) ※補正予定

◎その他

(ア) 給水車による給水活動

- 7/30 午後 ①藤本みんなの家→②西部地区多目的集会施設→③古田地区
- 7/31 午前 ①藤本みんなの家→②西部地区多目的集会施設→③古田地区
- 8/2 午前 ①藤本みんなの家→②西部地区多目的集会施設→③古田地区

(イ) 生活困難者への対応

- 7/31 高齢者等の買い物困難者、移動困難者向けに、備蓄食料2,700食分を管内7ヶ所の避難所へ分配して配置（各地域振興会に周知と希望者への配布等を依頼）

(ウ) 温泉センターの営業再開

- ・さかもと温泉センタークレオンの屋根被害の応急補修が完了し、施設内の安全確認が終了
- ・8月3日(月)より営業再開（露天風呂、家族風呂およびレストラン除く）、営業時間は午前10時から午後8時
- ・8/8(土)よりレストランを再開（通常営業11:00～14:30）
- ・8/11(火)より被災者の入浴支援を開始（木曜休業日）
※お盆の期間、8/13(木)は営業、8/17(月)を振替休業日

(エ) 坂本診療所の診療再開

- ・8/4(火)から通常通り診療を再開

(オ) 備蓄食料の融通

- ・二見コミセンより避難所備蓄食料が残り僅かであり融通できないかと相談があり、坂本支所備蓄分から次の食料等を届ける。
(アルファ米500食、パン540食、飲料水2L×438本)

(カ) 派遣応援職員用物資の搬入

- ・簡易ベッド＋簡易テントのセット：200セット

第 31 回災害対策本部 千丁支所関係

千丁町：人口 7,207 名、3,066 世帯

8 月 2 6 日 1 4 時時点

千丁支所：支所建物内のトイレは使用可能

雑用水用の井戸は使用停止中（復旧時期未定）

トイレの設置数

支所・コミセンともに前日からの変更なし。

支所駐車場にて、ブルーシート、土嚢袋、ロープなどの配布を実施。

罹災証明書の申請業務

1 4 時時点の受付数（対応待ちを含む） 約 2 0 組

本日から支所職員のみでの対応となっている。

千丁コミセンの運営に関して、本日も他自治体からの応援職員（7 名）に入っていた。

支所対策部 鏡支所 対応状況 報告資料(第 31 回)

1. 鏡支所庁舎の状況

発災時～:停電、断水 ※非常用電源により業務対応

・停電からの復旧:7/31・10 時頃

・仮設トイレ:7/31・12 時頃 2 基設置、午後 13 基設置

8/4・16 時半頃 2 基設置(ウォシュレット機能)

※8/11・バイオトイレカー1台(2基設置) 計 19 基設置(トイレカー4台)

・インスタントハウス(展示用)1棟設置 旧鏡保健センター南側

・災害ゴミ仮置場(支所西側駐車場):8/10 から開始

・8/11:上水道試験通水開始 ※現時点において支所内の水道の通水は問題なし

・8/14:断水解消に伴い通水したが、一部配管より漏水が確認され、水道・トイレで使用できない箇所あり。 ※その他、庁舎破損箇所についても再確認中

2. 避難所の状況

①鏡コミュニティセンター(開設時:電気無・水無・エアコン無) 停電解消

7/29・PM:仮設電源設置(ホールのエアコン使用可)・仮設トイレ(5 基)設置

※仮設トイレ 5 基→増設合計 11 基→15 基 8/2 シャワー設備設置(8/4 開始)

8/11 現在:トイレカー3 台(5 基) ※8/10:トイレカー2台(4基)設置

◆移動式温泉施設「幻想の湯」の設置 ※8/7:18 時～開始

◆移動ランドリーカーの検討 ※8/21～コミセン駐車場内に設置し 8/22～開始

※8/22・23:各 15 名 8/24:14 名 8/25:16 名の利用

	7/29 日:夜	8/21 日:夜	8/22 日:夜	8/23 日:夜	8/24 日:夜	8/25 日:夜
世帯	35	52	52	45	43	43
人数	51	84	84	80	76	76

②鏡小学校(開設時:電気無・水有・エアコン無) 停電解消

7/29・PM:電気なし(発電機・ポタ電:ランタン・投光器)・水有・トイレ可

※7/31・AM:エアコンのある教室に移動 夜:仮設トイレ 5 基→増設合計 6 基

8/2・PM:シャワー設備(2カ所)・室内仮設トイレ設置、体育館エアコン設置

室内ラップポントイレ 3 基(不使用)

8/8・9時～避難スペースを教室等から体育館へ移行(8/7 夜・説明会開催)

8/9・トイレカー(1 基)設置済み 8/12・多機能のトイレカー(1台で 4 基)設置予定

	7/29 日:夜	8/21 日:夜	8/22 日:夜	8/23 日:夜	8/24 日:夜	8/25 日:夜
世帯	39	35	35	34	34	33
人数	88	69	69	67	65	65

③文政小学校(開設時:電気有・水無・エアコン無)

7/29・PM:電気有・ポータブルトイレ → 夕方エアコンがある会議室に移動

※7/31・夜:仮設トイレ 5 基→増設合計 15 基 8/4・午後:室内ラップポントイレ(1 基)設置

8/7・午前:シャワー施設設置 トイレカー2 台設置(うち 1 台バイオトイレカー)

8/10～:体育館へのエアコン設置工事・8/11 完了 ※現在、避難場所移転準備中

	7/29 日:夜	8/21 日:夜	8/22 日:夜	8/23 日:夜	8/24 日:夜	8/25 日:夜
世帯	10	6	6	6	6	6
人数	25	13	13	13	13	13

④有佐小学校(開設時:電気有・水無・エアコン無)

7/29・PM:電気有・トイレ可 → 30日 AM エアコンがある教室に移動

※7/31・夜:仮設トイレ 5 基→増設合計 7 基 8/7:バイオトイレカー1台設置

バイオトイレカー(1 基)設置済み

	7/29 日:夜	8/21 日:夜	8/22 日:夜	8/23 日:夜	8/24 日:夜	8/25 日:夜
世帯	4	5	7	7	4	7
人数	5	8	14	14	6	14

⑤鏡中学校(開設時:電気無・水無・エアコン無) 停電解消しエアコン使用可

7/28・PM:23 時、避難者おらず一旦使用保留 → 8/3 以降 再開予定

※8/2・15 時:仮設トイレ 5 基→増設合計 7 基 8/3・13時 避難所再開

室内ラップポントイレ 2 基

	7/29 日:夜	8/21 日:夜	8/22 日:夜	8/23 日:夜	8/24 日:夜	8/25 日:夜
世帯	—	43	45	45	45	45
人数	—	63	68	68	68	67

●移動式温泉施設「幻想の湯」 ※鏡コミュニティセンター駐車場で実施中

8/7・18時オープン ※8/8～20(予定)16:00～21:00 8/27 まで延長

入浴は、鏡コミセン避難者で支援が必要な方、鏡コミセン避難所の希望者、避難所以外の被災者の順で入浴 ※今後、ボランティア等の入浴についても検討

	8/7	8/19	8/20	8/21	8/22	8/23	8/24
男性	20 (0)	48 (2)	31 (0)	19 (1)	36 (0)	32 (2)	33 (0)
女性	44 (2)	66 (0)	55 (1)	16 (0)	47 (1)	37 (0)	63 (1)
計	64	114	86	35	83	69	96

※一日約 160 名の利用者を想定し実施 8/11:地元の学生 14 名(男性)が利用

※8/21:18:30 強風により受付中止 19:00 風雷により運営中止

3. 管内の被害状況

施設種別 毎件数	7/30	8/18	8/19	8/20	8/21	8/22	8/23	8/24	8/25	8/26
道路	199	248	248	253	261	261	261	261	261	270
橋梁	18	17	17	17	17	17	17	17	17	17
河川	9	7	7	7	7	7	7	7	7	7
都市下水路	7	22	22	22	22	22	22	23	23	24
海岸	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
港湾	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
下水道・集落排水	33	55	55	55	55	55	55	55	55	55
公園	4	2	2	2	2	2	2	2	2	2
民地堆積土砂	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公営住宅	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
行政施設その他	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2
水道	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他公営企業施設	1	40	40	40	40	40	40	40	40	40
合計	273	393	393	398	406	406	406	407	407	417
合計被害額	401,790 千円 → 562,460 千円									
	7/30 8/26 鏡産業建設課									

◆応急対応 8/26 時点 45 件:市道(道路段差擦り付け、陥没埋戻など)※依頼中も含む

◆建物倒壊被害 8/26 時点 24 棟:市道へ倒れた影響で通行止めになっている箇所

※道路・水路・公園等の被害の状況については、継続し調査、集計等を実施

●罹災証明の受付状況 ※8/10～ 8/15(土)・16(日)は窓口開設

8/10:早朝より多くの住民の方が来られ午前中は混雑したが、午後からは混雑も大分解消。昼までに 100 名ほどの申請を受付

※10 日:約 160 件 11 日:鏡支所での受付業務は開設せず。 12 日:約 140 件

13 日:約 100 件 14 日:約 70 件 15 日:約 50 件 16 日:約 30 件

17 日:約 80 件 18 日:約 60 件 19 日:約 60 件 20 日:約 60 件

21 日:約 40 件 22 日(土)・23 日(日):鏡支所での受付業務なし。

24 日:約 50 件 25 日:約 30 件 26 日:午前・約 20 件の申請

【7月28日 震度6強発生】被害状況報告

【支所対策部】東陽支所

令和8年8月26日（水）16：00時点

1 被害状況

【1】インフラの被害

断 水：上水道設置地区全域（河俣・小浦以外）解消8/5～

【2】道路等の被害

県 道：氷川八代線倒木（処理済）

市 道：路面沈下・亀裂、落石

8路線 一部の路線で通行不可（う回路有）

林 道：落石

2路線 一部の路線で通行不可（う回路有）

農道等：路面亀裂他 4路線 通行可

農業施設等：排水路破損、灌水配管破損他

【3】施設の被害

九電関係：県道への倒木による電線切断（応急処理済）

定住センター：瓦のずれ・落下、天井板落下（屋根仮復旧完了8/12）

市営住宅：瓦のずれ、落下 4件（仮復旧完了）

せせらぎ：エレベーター復旧、2階自動ドア不動、他（営業再開）

戦没者慰霊塔のひび割れ、傾斜

【4】家屋被害（個人対応）

屋根瓦のずれ、落下 概ね100件 ブロック塀倒壊 7件

【その他】

落石による車両破損1件（車庫内：個人対応）

東陽支所空調機故障：8/11

※前回の会議から新たな被害情報など特になし

●避難所の状況

東陽スポセン 8月26日 現在 11世帯 15人

2 対応状況

【1】避難所（東陽スポセン）に簡易トイレ5基設置 7/31 18:00

生活環境事務組合による応急給水：8/3～

避難所（東陽スポセン）前に仮設シャワー室の設置：8/5

【2】各部署において倒木、落石除去実施（一部残有）

【3】定住センター屋根および市営住宅屋根の応急復旧に着工8/4～

【その他】8月6日よりせせらぎ温泉の営業再開：被災者無料（10:00～17:00） 8/10～（10:00～20:00）

8月6日せせらぎ自家製パンの販売開始（9:00～17:00） 8月7日よりレストランの営業開始（11:00～15:00）

・今後も新たな被害状況・復旧状況の把握に努め継続して調査を行う。

【7月28日 震度6強発生】被害状況報告

【支所対策部】泉支所

令和8年8月26日（水）16：00時点

1 被害状況

【1】人的被害 . . . なし

【2】家屋被害 . . . なし

【3】施設等被害

①観光施設（平家の里、緒方家、左座家など6カ所）

8/3(月)から営業再開

②道の駅秘境の郷いずみ

8/5(水)通水によりトイレのみ利用再開

8/6(木)物産館営業再開（AM9：00～PM5：00）

8/8(土)レストラン営業再開（AM11：00～PM5：00）

※前回の会議から新たな情報や変更点など特になし

【4】国道・県道被害 . . . 県土木維持管理課より情報提供なし

【5】市道・林道等被害

①市道・里道61カ所が落石や路肩崩壊、舗装亀裂等の報告

・作業完了 . . . 18カ所 ・作業対応中 . . . 31カ所

・業者選定中 . . . 1カ所 ・災害査定 . . . 11カ所

②林道15カ所が落石や倒木、崩土、路面沈下等の報告

・作業完了 . . . 4カ所 ・作業対応中 . . . 8カ所

・業者選定中 . . . 3カ所

【6】避難所対応

7/31(金)泉地区の避難所開設4カ所中、3カ所（泉コミセン、泉第八小学校、板木・保口集会所）を閉鎖

8/ 1(土)残り1カ所（旧泉第一小学校）を閉鎖

【7】その他

下岳地区住民に対し、泉小中学校寮のシャワー・洗濯機を8/5(水)から開放（AM9：00～PM4：00）

2 今後の対応

・今後も新たな被害状況把握・復旧状況の確認など継続して調査を行っていく